日本通貨變遷圖鑑

監修

大藏省理財局
大藏事務官 渡辺正次郎

日本通貨變遷圖鑑

財団法人 大藏財務協會編

題言

古來通貨は交換手段として、交換價値の尺度として、富の最も優れた存在形態として、その時代の人々に君臨した。人々はその政治的經濟的慾求を充たすため、通貨をめぐつて興亡盛衰、喜怒哀樂の繪巻物をくり展げた。まことに通貨はその時代の經濟社會の中から生れるべくして生まれ、その時代、その社會の政治、經濟、文化を表徴する寵児であつたと共に、又その時代の歴史を作り出した暴君であつたとも謂えよう。

このような、通貨のもつ重要性を思うとき、わが國の通貨の變遷を探ることは極めて興味の深いことであるにもかかわらず、資料蒐集の困難さもあり、この種刊行物の見るべきものが寡い。

和同錢鑄造發行されてよりおよそ一千二百五十年、この間の通貨を寫眞に歛め註釋を加え一巻を刊行することはまことに意義のある企画であり、財團法人大藏財務協會の英断と關係各位の努力とに深甚の敬意を表するものである。

本圖鑑が、單に古錢研究家や輯集家にとつてばかりでなく、廣くわが國の歴史を繙くものにとつても良き伴侶とならんことを希望する。

大藏省造幣局長　渡邊逸龜

編集例言

一、本書は學究の專門書と異り、目で見る貨幣史である。したがつて通史の叙述も煩瑣にわたらず、簡略に要を得るようにした。

二、寫真を主としたためその資料の十全を期したことは勿論であるが、主として東京古泉會、大藏省造幣局並に印刷局、東京國立博物館、遞信博物館、製紙博物館等の援助を得て、ほぼ遺憾なきを期し得たつもりである。

三、もつとも讓葉丁銀・駿河墨書小判金等のように記錄のみ殘つて實物の存しないものは、解說のみにとどめた。

四、德川幕府發行貨幣年表は資料としても異色あるものと信ずる。

五、藩札類は同種煩雜にわたるので、代表的なものをかかげ別に記事として藩札發行の記錄を掲げた。

六、本書の編集は、凡に松浦數雄がこれに當り、筆寫に、照合に、斯界各權威者の多大の援助を戴いたほか、前記各位のお世話になつた。誌して感謝の意を表する次第である。

編者

目次

記事目次

写真目次

和同開珎

元明天皇の和銅元年（七〇八）五月から銀貨を、同年八月から銅銭を鋳造発行せられた。世に和同開珎と称せらるゝものが即ちこれであつて、銭の文字は藤原養魚の筆であるとも言われている。これが我が国に於ては一定の形式を備えた最初の貨幣であつて銀銭は近江の国に於て同二年まで鋳造せられ、銅銭は天平宝字四年（七六〇）まで五十二年間近江、河内、長門及周防等に於て鋳造せられた。

この和同銭鋳造に至るまでの事蹟は余り明瞭でない、その理由は人文発達の程度が未だ金属製貨幣を使用する域まで到達していなかつたことが有力な素因ではあるが、一面に於てこれが材料たる地金に乏しかつたことも其一因である。

これらの地金は無論国内に於て産出したものもあり、貢献交換等によつて支那朝鮮から輸入せられたものもあるが、その数量は極く僅少であつて広くこれを用いることができなかつた ところがこの歳、慶雲五年（七〇八）になつて武蔵国秩父郡箕山の黒谷から多量に銅を産出し且つその精錬の途が開けたので和銅と改元せられ（慶雲五年正月武蔵国より銅を献上す、同年一月和銅と改元）中絶していた鋳銭司を再興して、大いに鋳貨事業を旺にせられた。又朝廷ではこの銭の使用を人民にすゝめたが、その効果がなかつたので更に蓄銭叙位令を発した。

かいほう説とかいちん説

カイホウと読むべきかカイチンと読むべきかについては二つの説が行われている。カイチン説を取る者は和同の出典として礼記・淮南子等をあげ珎は珍の異体だと主張する。カイホウ説を取る者は和同は年号の和銅からとつたものとし、珎は寳字のウ冠と貝とを略したものと主張する。何れを正しいとすべきかは、にわかに決定し難い。別に支那書「国語」の周語に「財用不乏民以和同」とあるを引用し更らに武蔵国よりの多量の銅の産出を見たることから宝を開くとの意を加え「和同開珎」としたものであるという説もあり、これらを記して後考を俟つこととする。

和同銭は支那銭に倣う

我が国文化の発達は隣邦支那に負うところが少くない。支那に於ける金属製貨幣は我が国よりも遥に古い歴史を有し、刀布（小刀に似たるもの）五銖、半両銭等の過度時代の貨幣は別として、我が国に於ける和同銭より先立つこと八十年以前に唐の高祖が開通元宝（開元通宝と呼ぶものもある。）という銅銭を旺に鋳造して居り、和同銭はこの開通元宝に倣つて創鋳したものであつて、元正天皇の養老四年（七二〇）頃からは支那人を招聘して鋳造せられたといわれている。

而してこの支那人を招聘して鋳造せられたものは銅銭のみで其製品が始ど支那の開通元宝に類似しており、依つて之を新和同と称え、（直径八分一厘量目八分四）それ以前に鋳造せられたものは製作古朴にして、之を古和同（銀銭径八分量目一匁三分四、銅銭径八分一量目一匁）と称えている。故に古和同には銀銭及銅銭の二種あるが、新和同は銅銭のみである。

通用価値

和同銭創鋳の翌二年四文以上の取引は銀銭を用い、三文以下の取引には銅銭を用うべしとの詔勅が下された。依つて銀銭一文は同三年その通用が禁止せらるゝまで銅銭四文の割合で通用していたことが確められる。其後元正天皇養老五年（七二一）銀銭一を以て銅銭二十五に、又銀一両を以て銭一百に当つべき旨の勅を下され、玆に再び銀銭が使用せらるゝに至り同六年更に銭二百を以て銀一両に当てられたのである。斯のように和同銀銭は鋳造僅か二年にして廃止せられ、其後は銅銭のみを鋳造せられた結果銅銭が漸次其数を増加して来たのは当然であつて、玆に銀及銅の通用比率を公示する必要が起つたのである。

蓄銭叙位令

奈良朝政府の貨幣流通政策に、銭を蓄えたものに位階を授けたり、納税に銭を用いることを奨励したり、又旅人に銭を携帯させその使い方を教えた。

蓄銭叙位令は和銅四年十月甲子条として発令され続日本紀には次のように記されてある。詔して曰く、夫れ銭の用たる財を通じて有無を交易する所以なり。当今百姓尙習俗に迷つて未だその理を解せず僅かに売買すといえども猶を銭を蓄うる者なし。「蓄銭ある者の位を進む」その多少に随つて節級して位を授けん。其従六位以下蓄銭一十貫以上あらん者には位一階を進めて叙す。二十貫以上は二階を進めて叙す。初位以下五貫ある毎に一階を進めて叙す。大初位上若くは初位進んで従八位下に入らば一十貫を以て入限と為せ。其五位以上及び正六位一十貫以上有らん者は臨時に勅を

聴け。以下略（続日本紀）

開基勝宝、太平元宝、萬年通宝

淳仁天皇の天平宝字四年（七六〇）に金銭開基勝宝、銀銭太平元宝及萬年通宝を鋳造発行せられた。錢文は吉備真備又は中納言多治比真人真成の筆であるといわれている。銅銭の鋳造地は周防であるが、何時まで鋳造を継続せられたか明かでない。金銭及銀銭の鋳造地は未だ明かでない。而して右三銭のうち開基勝宝は我が国に於ける金銭の最初である。太平元宝は鋳造数が少なかつたためか、今に傳うる現品の存在を聞かない。先に述べた和同銀銭の如きも僅か三年にして一時通用を禁止された位で、当時の民情が尚未だ金銭や銀銭を使うことに適しなかつた関係で多くの鋳造を見なかつたために、現品を見出し難いというにすぎないものと思はれる。以上金、銀及銅の三銭が鋳造せられたときは、銅銭一を以て旧銭（和同の銅銭）の十に、銀銭（太平元宝）一を以て銅銭（萬年通宝）の十に、銀銭十を以て金銭一に当つべく公定せられた。新銅銭一を以て旧銅銭の十に当てしめられたのは新銭を尊重せしむるためであつたろうと思われる。

開基勝宝の発掘

奈良県西大寺は天平神護元年（七六五）称徳天皇の建立に係り、同時に七堂伽籃をも造営せられたのであるが、それより一千二十九年後の寛政六年四月十九日荒廃したる同伽籃の敷地整理中、西塔のあつた地下七尺の所より金銭開基勝宝が発掘せられ又時刻と場所を異にして同地下より銅銭神功開宝及隆平永宝が発掘せられた。金銭は発掘以来、西大寺の宝物として保存せられていたのを、明治九年、明治天皇奈良県下へ行幸の砌、内意を承けて同寺の他の宝物と共に同十年二月九日献上したのである。この事実は西大寺の記録により明瞭である。その後、昭和十二年末、西大寺から十丁ほど生駒山寄りの丘陵の端を開拓中地表から五尺の深さの辺より金色のものがバラバラと現れたので拾い上げると、金銭五枚と二寸角位の金の延板であつたので、驚いて今度は警察官立会いで削り落した地点を調べたところ更に金銭十九枚金塊一個、銀塊一個、腕形のもの二個を発見、翌日は前日低地へ取捨てた土を検べたところ、その夕刻になつて更に金銭五枚と金塊一個、銀銭の破片一個を発見した。破片の銀銭は日本古銭史家も未知のものであつたので、その残片を捜し出す目的で県当局はその後一週間の大努力を続けたにも拘らず金銭を更に二枚獲たのみであり、結局開基勝宝三十一枚と未知の銀銭と金塊の大発見であつた。

神　功　開　宝

稱徳天皇の天平神護元年（七六五）九月より銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は吉備真備又は沙門空海の筆であるといわれている。鋳造地は周防と大和であるがその期間は明らかでない、萬年通宝鋳造のとき、新銭の一を以て旧銭の十に通用せしめられたことは前に述べた通りであるが、この通用方法は神功開宝鋳造後も尙行われていたが、斯く新旧銭に通用価格の上下を附したということは取引上種々の物議を醸し不便の点が多かつたので、光仁天皇の宝亀三年（七七二）新旧兩銭を同一価格に通用すべき旨を命ぜられた。

隆　平　永　宝

桓武天皇の延暦十五年（七九六）十一月より銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は桓武天皇又は沙門空海の筆であるといわれている。弘仁八年（八一七）まで二十二年間山城国岡田に於て鋳造せられ、一を以て旧銭の十に当て通用せしめられたのであるが、旧銭は四年目の延暦十八年通用を禁止せられた。

富　壽　神　宝

嵯峨天皇の弘仁九年（八一八）十一月より銅銭にて鋳造発行せられ、銭文は嵯峨天皇の宸筆又は沙門空海の筆であるといわれている。創鋳のときから三年間は毎年五千六百七十貫文宛、其後天長五年（八二八）迄八年間は毎年三千貫文宛、其後承和元年（八三四）迄六年間は毎年千八百三十貫文宛を、長門及周防に於て鋳造せられた。

承　和　昌　宝

仁明天皇の承和二年（八三五）正月より銅銭にて鋳造発行せられた　銭文は左大臣緒嗣若原清公の筆であるといわれている。承和四年まで三年間周防に於て鋳造せられ、一を以て旧銭十に当て通用せしめられた。

長　年　大　宝

仁明天皇の嘉祥元年（八四八）十月より銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は仁明天皇の宸筆又は参議藤原良明の筆であるといわれている。天安二年（八五八）迄十一年間周防に於て鋳造せられ一を以て旧銭の十に当て通用せしめられた。

饒　益　神　宝

清和天皇の貞観元年（八五九）四月より銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は春日雄継の筆であるといわれている。同十年迄十年間周防に於て鋳造せられた外、山城国岡田に於ても約二カ月間鋳造せられ、一を以て旧銭の十に当て通用せしめられた。

貞　観　永　宝

清和天皇の貞観十二年（八七〇）正月より銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は藤原氏宗の筆であるといわれている。寛平元年（八八九）迄二十年間周防に於て鋳造せられた外、山城国葛野に於ても約一カ月鋳造せられ、一を以て旧銭の十に当て通用せしめられた。

寛　平　大　宝

宇多天皇の寛平二年（八九〇）五月より銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は宇多天皇の宸筆又は藤原道真又は藤原氏宗の筆であるといわれている。延喜六年（九〇六）迄十八年間周防に於て鋳造せられた。

延　喜　通　宝

醍醐天皇の延喜七年（九〇七）十一月より銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は醍醐天皇の宸筆であるといわれている。天徳元年（九五七）まで五十年間周防に於て鋳造せられた。

乾　元　大　宝

村上天皇の天徳二年（九五八）三月より、銅銭にて鋳造発行せられた。銭文は阿保懐之の筆であるといわれている。その鋳造期間は未だ明かでないが、永続せず自然に廢止せられたのである。以上列記の十四品中、金銭開基勝宝及銀銭太平元宝を除きたる他の十二品は、所謂本朝又は皇朝十二銭であつて、我が国に於ける最も古き貨幣として一般に珍重されているのである。

皇朝十二銭の不同及其後鋳銭事業の中絶

皇朝十二錢鋳造当時の貨幣は、其鋳造技術が幼稚であつたためか、同一の貨幣であつても大小軽重不同であつて一定したるものが甚だ少ないことが看取せらるゝことゝ新銭となるに従つて量目が低下し製作も亦粗雑となつていることは、本図鑑八頁によつて対照実見すれば明瞭に会得することが出来るのである。尙そのうえ新銭創鋳の都度、概ね、新銭の一文を以て旧銭の十文に当つるの詔勅が発せられている点より観察すれば、和銅以来歳を経るに従つて、一方に於て材料たる銅地金に不足を生じて来たのと、他方に於て支那、朝鮮等から所謂外来銭がドシドシ渡来して通用したために我が国の鋳貨事業は漸次に衰微して遂に中絶するに至つたのである、尤もその後、後醍醐天皇の建武元年（一三三四）正月「初めて紙幣を作り内裏造営の用に供す。」ということが史上に現われて居るが如何なる形状のものであつたかは明かでない、蓋し建武中興後は泰平の日少なく鋳銭のことなども単に詔勅を下されたのみで実行されなかつたのではあるまいか。従つて皇朝十二銭以来天正年間に至る約六百年間は、我が国に於て鋳銭の事実がなかつたものと推断して差支えないと思う。

皇朝十二銭後慶長までの我が國貨幣

皇朝十二銭鋳造廢絶後の慶長までの我国に於る通貨は、是等の古銭及是等古銭偽造銭並に支那等から渡来した銭などであつて、足利時代には佐渡その他から、かなり多量に金銀が産出したので、屢々これを明に送つて銅銭を求め、これを我が国内に通用せしめていたのである。その結果支那より渡来の永楽銭の如きは、遂に俸給、租税等を定むる標準となり後徳川政府樹立せられて、本邦銭の順次鋳造せられるようになつたので、一時これが通用を禁じたが、実際に於ては依然として通用して居たのであつて、其後長い年月を経るに従い、現品は自然に市場からその跡を絶つには至つたが、計算上の呼称のみは、明治維新の頃まで傳わつていたのである。

神功皇后の攝政元年（二〇一）新羅から金銀が貢献せられたのを最初に其後支那、朝鮮等から、貢献又は交換等によつて輸入せられた金銀もあり、且つ国内から産出したものもあつて、相当の金銀が存在して居たことは事実に相違ないが、然し当時銅銭を以て民間普通の必要品を購い得る状態であつたため、金銀を貨幣として用うる必要がなかつた。為に金銀の多くは佛具刀剣類の装飾用に供せられた外、現今に於ける賞牌の如く有功者等にこれを與えたり、或は外国との交際の礼物として居たに過ぎなかつた。而して我が国産金の初期時代は、主に砂金であつた関係上、これを用うるには砂金袋又は竹製の砂金筒に入れて携帯していた。然し砂金は散逸し易いものであるから、稍々後には延金又は単なる塊を造り、

或は竹流金とし、又銀も精錬甚だ不完全にして、殆んど山出しの儘を用いていたのである。而して当時は未だ量目の一定した金銀貨幣がなかつたため延金や山出銀を必要に応じて鑿（のみ）鋏又は鉈（なた）等を以て適宜切断秤量して使用していたのである。然るに世上の進歩は、銅銭のみを以てしては自然その用を辨じ得ざることとなり秤量使用は不便であるところから、永祿天正の頃より文祿時代に亘り、諸候等任意に金銀を以て貨幣を製作し、その領内に通用せしめたものもあり、又は礼典儀式用に供するようになつたのである。斯くて豊臣秀吉天下を統一するに及び天正十三年（一五八五）の大判金鋳造を初めとし、其後大判金、小判金等を鋳造したのである。尤も大判金は夫れ以前に（天正十三年以前）既に多少鋳造せられたものもあつたが、その時代等は詳かでない。蓋し大判の制は足利氏の末に初まり、織田氏を経て、豊臣氏に至つて頗る多く鋳造せられたのであるが、兩氏とも永く政権を維持することが出来なかつた関係上、幣制なども殆んど備わらなかつた。従つて巷間に傳うる天正頃の鋳造という、金銀貨幣の如きものも、これが鋳造の年代等を明瞭に知ることは極めて困難である。

徳川氏鑄貨の起源

徳川家康も亦文祿二年（一五九三）新貨の鋳造に着手し、同四年に小判金等を鋳造したが、未だ政権を掌握するに至らなかつたため、これを天下一般に通用せしむるには至らなかつた。然し慶長五年（一六〇〇）天下を統一するに及んで、豊臣氏の遺業を拡めて、更に丁銀豆板銀等をも鋳造し、これを世上一般に通用せしめたのである。これ後に述ぶる所謂慶長の幣制であつて、近世幣制の紀元をなすものである。

天正・文祿時代に行われた貨幣について……

無名大判金

楕円形、表面熨斗目裏面石目である。別に何等の極印もなく文字もないのである、要するに後に図示する慶長以下の大判金に、文字もなく極印もないものと思えば大差はないのであるが、これは我が国に於ける大判金創始時代のものである。

天正菱大判金

金貨幣発達の状況は砂金時代より、塊時代に移り次に延金の時代に移つたのであつて、無名大判金は即ちこの延金時代の発達したものであるが如何に品質精良のものであつても単に延金の儘では偽造も容易であり、従つてこれを信用して使用するものも少ない訳で、勢いこれら偽造防止、信用保持の手段を採る必要が生ずる訳であつて、その為に極印の打記、花押等を記載する必要が起つて来たのである。この極印の打記は恰も今日に於ける貴金属類にホールマークを打記してあるのと同一性質のものである。尤もこの極印は幾何の品位ありと品位を表示したものではないが精良なものであつて偽造でないという意味を表示したものである。又「拾両」の文字はその名称を示したものであつて「後藤」及花押は、これを製作した本人の記載になつたもので恰も今日に於ける、金器又は銀器にこれが製作者又は販売者の「マーク」を表示するのと同じ性質のものである。尚天正菱大判金のみは鋳造の年月を記載してある。

大佛大判金

豊臣秀吉大佛供養のとき又は秀頼大佛再建のとき（慶長七年＝一六〇二）大分銅金を鋳潰して鋳造したものだとの説がある。

形状は天正大判金と大同小異である。

古大判金・太閤大判金

この古大判金及太閤大判金の貨名は「大判」とあり後藤の代りに「光次」とある。而してこの貨名及光次並に花押は共に極印を打記してあつて恰も慶長以後の小判金の製作に類似しているから、後世の戯作という説もある。尚古大判金には矢張り天正大判金同様墨書のものもある。

天正長大判金

この天正長大判金はその形状が天正大判金より稍長大であるからその名がある、而してこれは従来天正年代に鋳造したものとの説もあり又「後藤徳乘老年の作」となつているから文祿年中又は慶長二、三年頃の鋳造ではないかとの説もある。

古丁銀

天正年間豊臣秀吉の命により後藤徳乘光次の鋳造といわれている。

譲葉丁銀・御公用銀

豊臣秀吉朝鮮征伐のとき、筑前地方渇水のため、井戸掘を命じ、井戸一個所につき、この銀一個を下賜したとの説がある。

博多御用銀・石州丁銀

右二品は豊臣秀吉朝鮮征伐のとき、文祿二年（一五九三）に軍用金として鋳造せしめたものとの説がある。

駿河銀判

文祿年中徳川家康が鋳造せしめたものとの説がある。その形は略天正大判金に似ている。尤も墨書の代りに極印を用いてある。

天正小判金

天正小判金というも、正徳年中の偽作という説が真実らしい。

天正通宝

天正十五年（一五八七）の鋳造であるが、正用品でないとの説がある。而して銀銭の外に銅銭もあるが銅銭は眞貨ではなかつたらしい。

文祿通宝

これは文祿元年（一五九二）の鋳造に係るものであつて、銀銭及銅銭の二種類あるが、銅銭は正用品ではない。

駿河墨書小判金

文祿四年（一五九五）駿河に於て徳川家康が鋳造せしめたものであつて武蔵墨書小判金と同様なものである。

大黒括袴丁銀・夷一文字大黒丁銀

慶長丁銀制定当時各種の丁銀を試製したということであるからこの二品はこれ等試製品の一種であろう。

永楽通宝（銅銭）

支那国、明朝時代の永楽九年（一四一一年）（我が国に於ては室町時代の初期、後小松天皇の応永十七年）頃同国に於て旺んに鋳造をした銭であつて、我が国に渡来し（足利時代に最も多く）一時は我が国に於ける唯一の通貨として用いらるゝに至つたのである。然しこの永楽銭はその総てが必ず支那より輸入せられたもののみではなくて、我が国に於て偽造するものもあつて、この私鋳銭も亦真貨と混用されて居たのである。而して永楽通宝は大（径一寸前後、量目二匁八分前後）小（径六分前後、量目七分前後）軽重不同であるが、普通品は径八分量目八分位のものである。

永楽通宝金銭及銀銭

これは豊臣秀吉が好みによつて金の品位七百位前後のものを以て鋳造し、大判金等と同じく賞賜したものであつて通貨ではない。而して永楽銅銭と殆んど同一形状のものであるが裏面には桐紋が打記してあつて（桐紋なきものもある）量目は一匁二分前後のものである。又銀銭もあるが、これも我が国に於て鋳造し主に賞賜のために用いられたものである。

永楽銭の通用禁止と再公許及京銭

慶長の幣制では、当初金銀貨幣のみを鋳造し銭は旧来の如く主に永楽通宝其他の外来銭を通用していたが（我が国内に於ても、永楽通宝其他の外来銭を私鑄するもの多く、之も真物の永楽銭等と混用していた）、慶長十一年に銅銭慶長通宝鋳造発行を見た。然るに政府は同年十二月八日に永楽銭一貫文、びた銭四貫文に充つべし、但し今後永楽銭は一切通用すべからず、金銀及びた銭を以て通用すべし、金一両に、びた銭四貫文を以て換えるべし、鉛銭、大われ、形なし、新銭（新びた銭）及へいら銭以上五品の外は滞りなく通用すべし、この令に違犯するときは、曲事たるべし（令達第二号）との令達を発し、永楽銭の通用を禁じた。然しながらこの禁令は有名無実であつて永楽銭は依然旺んに流通し、政府と雖も一片の制令を以て如何ともすることができなかつた。依つて政府は同十四年七月諸商売及年貢共一兩に付、永楽銭一貫文、京銭四貫文（京銭とは永楽銭以外の外来銭をいう、年代記に京銭とは異朝の古銭なり）とあり、北条氏関東所領のとき、関東は永楽銭のみ通用すべしと令達したるこ

とにより、爾来関東に於ては、主に永楽通宝の通用が行われ、永楽銭以外の外来銭及びた銭は自然京阪を中心とする関西地方に於て通用が行われたが、関東地方から全然駆逐すること出来ず（当時関東に於ては永楽銭一に対し、びた銭四・五文なりしという）その授受につき何時も紛争が絶えなかつた。（之に反し関西地方に於ては比較的紛争も少なく其通用が行われた、斯様な関係で京銭とは当時関東地方で称えられた永楽銭以外の外来銭である。）から徳川政府は各々その価格を一定し、差別なく通用することを命じ、令達を発して再び永楽銭の一般通用を已むなく認めるに至つたのである。

びた銭

びた銭とは北条氏時代から慶長の頃までに存在していた我が国内で私鋳された貧弱な銭のことをいうのである。前にも述べた如く我が国の通用銭は一時主に永楽通宝其他の外来銭であつて当時我が国に於て是等の外来銭を原型として鋳銭を行うものが尠なくなかつたが、其製品は薄くて軽く甚だ貧弱であるから之をびた銭と称えていた。

又慶長通宝の如き純然たる我が国製の銭でも貧弱なものはこのびた銭の一種である。

鍋　銭

前記の意味に於て後世鉄製の寛永通宝も、びた銭と称せられるゝに至つたが此の鉄銭は一名鍋銭ともいわれていた。

徳川政府の幣制確立

徳川政府の幣制を述べるに当り、先ず同政府に於て、その末葉に至るまでの間に鋳造発行したる貨幣の種類並びに通用方法等は別掲図一七頁を参照願うことゝし、家康の新貨幣鋳造のことより記すことにする。家康は文祿二年（一五九三）新貨幣鋳造に着手し同四年に小判金等を鋳造したが、之を国内一般に通用せしむるに至らなかつた。然し慶長五年（一六〇〇）関ケ原の戦終つて天下を統一するに及び幣制を定めて、金座及銀座（金銀貨幣製造所）を設け大いに金銀貨幣を鋳造発行して、あまねく天下に通用せしむるに至つたのである。然しながらこの幣制は新に制定したものではなく、その形式等の不同を統一し、価名、量目等を確定せしめたにすぎないのである。尤も従来貨幣として存在していなかつた一分判金、豆板銀等を新に鋳造し又小判金の価名や花押は、従来墨書であつたのを、極印に改め、又その量目は四匁五、六分乃至五匁位で不同であつたのを、四匁七分六厘と一定し、又各種貨幣の品位を確定したことなどがその改正の主要なるものである。併し大判金の価名や花押は依然として旧来の墨書の儘を用いたのである。従つて人若し誤つて、その墨書を抹消したときは、鑄造所たる大判座（後に説明）に持参して、手数料を納め、書き改めて貰つて使用していた。故にその所持者は綿又は布等に包み、大切に保存していたのである。

品 位 の 厳 秘

徳川政府は、万事秘密主義の政治を行つていた。殊に貨幣の品位の如きは、秘中の秘として取扱われ、これを知るものは、所謂最高幹部及実際鋳造の任に当るものゝ主脳者等少数の人に限られていたのである。従つて平素この品位を呼ぶに金については例えば純金を四十四匁の位というが如く、何十何匁の位などと符合を用い銀については何分差し、何割込みなどと称えて他に洩れる事を極力防止することに努めていたのである。

金貨幣品位及其呼称

純金を四十四匁の位と称していたのは、往昔純金四十四匁を以て十両に通用し、後大判金（十両）を製作するに当つても一枚の純金量を基準として居たことに起因するのであつて、四十五匁、四十六匁、五十匁、六十匁の位等その呼称の数を増すに従つて、品位は反対に低下するのである。是等の品位は金貨幣の品位を示す場合に限らず金座に於て地金の品位を表示する場合にも、同様の符合を用いていたのである。而して慶長小判金及一分判金の品位は五十二匁の位と定められたのであるが、その理由は慶長金鋳造の当時、往昔からの大判金一枚の量目が四十四匁二分あつて、これが八両二分に取引せられていたので、この四十四匁二分を、八両二分（八両と二分の一）を以て除すれば「五一、八二＝即ち五二」の答を得るのであつて、この答其儘を取つて、五十二匁の位と称したのである、而してこの五十二匁の中から純金の呼称たる四十四匁を差引くと残り八匁となる、この八匁は即ち混和銀である。云い換えれば四十四匁を基本とし、これに混和せんとする銀の量目を加算して得たる答が即ち当時に於ける品位の呼称であつたのである。従つてその呼称の数字が増加するに随い、品位は低下することゝなつたのである。徳川氏の治世二百七十年間に於ける金貨幣鑄造に関する品位の呼称及定め方は、何れも以上の方法に依つたものである。

小判金一枚の量目の算定

小判金一枚の量目は、四匁七分六厘であるが、これは前に述べた品位決定の際に於ける、純金四十四匁に銀八匁を加算して得たる、五十二匁より鑄造料其他の費用に充当するため純金量の十分の一、即ち四匁四分を控除し、残り四十七匁六分を以て十両（小判十枚）を鋳造したのによつたものである、尤も乾字金其他の小判にして二匁五分、三匁五分等のものもあるが、その算出法はみなこの方法に準拠したものである。

註＝小判金一枚量目の定め方に付ては、各参考書共区々に渉り、その正否を判定するに苦しむ、従つて右の方法は、正鵠を得たものでないかも知れない。

銀 貨 幣 の 呼 称

次に銀はその品位を表示するに、純銀を「花降」といゝ、これに一割の銅又は鉛を混ぜ合せるものを上銀と称えていた。純銀を花降というのは徳川氏の幣制以前から称えていた名称であつてその原因は明かでないが、純銀を鎔解して之を器物に注入するときは恰度花のような飛沫を生ずるので名づけたものであろう。又雑分一割混合の銀を上銀と称するのは、慶長銀を鋳造するに当り、銀座に於て人民所有の灰吹銀（精製したる山出銀）を買上る場合、一貫匁に付慶長銀一貫百匁を代りとして、交付したのに基因するのである。品位に付ては、金の場合のように符合を用いず、何割込み又は何割何分差し等と、その混合地金の割合によつて、之を表示していたのであるが、鋳造貨幣の品位は極秘にしていたのである。

丁 銀 及 豆 板 銀

銀貨幣は、その創始時代から秤量使用の貨幣であつて、大小軽重一定したものがなかつたのであるが、徳川政府が幣制を樹立してからも同じように秤量を用いていたのである。創始時代の銀貨幣は、必要に応じナタ等を以て切断使用していたのであるが、徳川氏の幣制に於ては、この切断の手数を除いたのである。その方法として銀貨幣としては従来丁銀といつて量目四十二、三匁以上のものだけであつたのを、新に豆板銀といつて量目一分前後から、十匁前後までの小粒の銀貨幣を鋳造し、以て必要とする重量のものを得るに便ならしめたのである。

丁銀のもとの字は、挺銀或は錠銀であるが、古くより一般に丁銀と書き慣わしている。

又これを「なまこ」ともいうのは、其形によつた俗称にすぎない。豆板銀は、其形によつて名付けたるもので之を小玉銀ともいゝ、大小種々あつてその最も小さいものを露銀とも称えた。関西では、小玉のことを小粒とも称えた。

金一両に對する銀貨幣の量目

徳川氏の幣制確立当時銀貨幣は金一両に付、四十二、三匁であつたが、これは流通上の相場であつて制令として定められた訳ではなく従つて商人等不当の利を貪るものが漸次多くなつて来たから、政府は慶長十四年七月に金一両に付銀五十匁の割合と定め、其後元祿十三年に六十匁に変更し幕末に及んだのであるが、実際通用の場合にはこれ等の規定によらず時価によつていた。尚徳川政府の当時関東地方では主に金貨幣が通用し、関西地方では主に銀貨幣が通用していた。従つて物価の表示に付ても関東地方では主に金何両と称え、関西地方に於ては主に銀何匁と称えていた。

慶 長 丁 銀 豆 板 銀

大黒常是の製作したるもので、規定の如く、常是、宝の極印を備えている。徳川政府規定の品位は、豆板銀と共に、銀八〇〇銅二〇〇。世に之を八分の銀とも唱え、江戸時代の丁銀のうちで最上のものとせられている。

宝 永 銀

二 つ 宝

徳川政府規定の品位は、銀五〇〇銅五〇〇。この種銀の丁銀には、その表面に略字の宝の字二字が添えて打つてある、これを添極印という。又豆板銀も其極印は大黒像の中央に寳という字の略字、ウ冠に玉の字が表しているのが特徴である。

これより以後発行の銀は、皆添極印の文字によつて区別せられるようにできている。

三 つ 宝

徳川政府規定の品位は銀三二〇銅六八〇。丁銀は表面に添極印宝の字、大小三字が打つてある。又豆板銀には大黒像の胸にある宝という字画の形が二つ宝銀と異なり、玉という字画の縦の棒が上に貫いているのが、その特徴である。

元 文 丁 銀 と 豆 板 銀

文字銀、即ち元文丁銀及豆板銀の品位、銀四六〇銅五四〇。「眞文」と云うのは、眞書を以て「文」の字を表わしているからである。この銀の改鋳は従来の改鋳の如く徳川政府の財政を助ける目的ではなく、新古金銀の引替方法を従来と変え、その幣制を統一することが主たる目的であつた。その爲に流通は滑らかとなり、金銀との相場の変動も漸次調節せられ、其結果江戸に於ては、延享元年（一七四四）頃に至つて政府の理想としたる金の平価即ち金相場は、小判一両に付銀六十目替銭相場金一両に付銭四貫文替の理想的標準に近ずくようになつた。（写眞版六〇頁参照）又此丁銀の表面に大なる窪みが見えるのは、此丁銀が曾て銀壱枚包即ち銀四十三匁の目方の銀包に包まれる場合に此窪みえ豆板銀を入れて全体の量目を補い、銀一枚包にしたのである。

金座

金座の事業

金座は慶長五年（一六〇〇）江戸及京都に設立したるに初まり、御勘定奉行の所管に属し通用金貨幣及金一切のことを管理した役所であつて、宝永二年（一七〇五）までは銀座を又明和二年（一七六五）以後は銭座の一部をも監督統轄していた。

而してその鋳造の全権は、御金改役後藤庄三郎専らにしていたから、別に工場を設けず本町一丁目（現在、日本銀行のある附近）後藤官宅の後園にて鑄造していたのであるが、元禄八年（一六九五）の貨幣改鋳のとき初めて本郷霊雲寺附近に工場を新築した。このときから世人呼んで金座と称するに至つたのである。然るに事務所（即ち御金改役官宅）と工場とを右の如く隔離して置くは不便不取締なりとして、同十一年正月更に工場を本町一丁目の後藤邸内に新築した。而して金座は元禄十年焼失以来祝融の災に遇うこと十数回に及び、慶応二年（一八六六）十月最後に焼失のとき一時真崎の鑄銭座に合併し明治二年造幣局設立と同時に廃止された。

京都の金座

京都の金座は元禄年間に二條東洞院西へ入る所に設けられ金座出張所と称えていた。これより先、慶長の幣制当時から京都に於ても、小判金等を鋳造していたが、別に京都出張所の名称はなかつた。而して元禄以後も寛政年間まで鑄貨事業を行つていたが其後は単に箔地金の組合せ、下金の試験、京及大阪の金箔、箔屋、下金屋の管理を為すのみであつて明治二年江戸金座と共に廢止せられた。又慶長の幣制当時は駿河及佐渡相川等に於ても小判以下の金貨幣の鑄造を為していたが、いつしか廃止されて後には江戸の金座のみで鋳造することとなつたのである。

金座役員

金座の長官を御金改役といゝ、領地及一定の年俸を受け後藤庄三郎家累代世襲の准官吏であつた。又金座には座人と称し年寄役、觸役、勘定役及平役等があつて、是等も殆ど世襲の役員で一定の俸給を受け貨幣の鑄造其他作業方面一切のことを掌り、御金改役は之が出来栄を檢査し小判金、一分判金等に光次、花押等の極印を打ち封緘を為すものであつた。

金座長官

橋本事後藤庄三郎、後藤徳乗の代理として関東に下向し金銀貨幣鑄造に従事することゝなつたが、同人は多技多能であつて、貨幣鋳造事業又は金銀鑑定に巧みなるのみでなく、聰明にして才幹あり、能く世情に通じ、家康の寵愛信用を受くること実に深く、貨幣製造以外、政治等に就ても屢々諮問を受け、慶長六年徳川家康幣制々定を為すや御金銀改役に任ぜられた。蓋し家康が庄三郎をして之に任じたる所以のものは単に寵用せんが為のみでなく、後藤家は足利、織田、豊臣に仕え鑄造事業に従事していた旧家なるが故にであつて、「光次」の名は師徳乗の名乗であるが其鋳造の金貨幣に用うる関係上、自然に庄三郎の名を「光次」と称するに至つたのである。而して後藤庄三郎家は、代々同名を傳え引続き其職を襲い十一代庄三郎光包に至り不正事露顕して文化七年八月三宅島に流罪となり、一旦絶家となり、同月初代庄三郎の分家の後裔銀座年寄役後藤三右門孝之、新に御金改役を命ぜられた。然るに孝之の養嗣子光亨亦政治を誹謗し且つ不正を働いたから、弘化二年十月死刑に処せられ再び絶家となり、更らに初代庄三郎の師家大判座後藤四郎兵衛光晃の長男吉五郎御金改役に任ぜられ明治二年金座廃止まで其職に在つたのである。

因に後藤庄三郎家は初代より御金銀改役であつたが、六代庄三郎から即ち宝永二年銀座が金座の管理を離るゝに至つたときから単に御金改役のみである。初代よりの御金銀改役（六代よりは単に御金改役）を掲げれば左の通りである。

初代小輔三郎光次　二代広世　三代良重　四代光重　五代広雅　六代光当　七代光品　八代光焞　九代光暢　十代光清　十一代光包　十二代光之（初代三右衛門）　十三代光亨（二代三右衛門）　十四代光弘　吉五郎）

大判座

大判座は分銅座とも称し御腰物奉行の配下に属し徳川政府時代に於ける大判金の鋳造及墨書の書き替え、金、銀法馬の鋳造、金銀掛秤量の分銅及彫金（別して目貫）のこと掌つた役所であつて、金座後藤の対称として世人之を分銅後藤又は目貫後藤とも称していた、併しながら大判座は金座の如く常設せられず、其必要の都度初代御金銀改役後藤庄三郎の師家後藤四郎兵衛家累代これを勤め、取締其他政府関係等は金座と略同一であつた、而して慶長大判金は江戸及京都に於て鋳造したのであるが、元禄大判金以下は江戸に於てのみ鋳造せられた、尤も其後大判金の手入及墨判の書き直しは京都後藤四郎兵衛の役宅に於ても行つていたのである。

大判座長官

大判座後藤の祖先は後藤祐乗瑞之（通称四郎兵衛）と称し美濃国に生れ、中年に及び足利義政に仕え、天性彫金を好み之によつて家を起し京都に祿米及邸地を領し、金銀鑑定並に刀剣金具、就中目貫の製作に従いて名声甚だ高く遂に法印に敍せられた、爾来後藤家は京都に住し其藝法を子孫に伝え代々彫金を業とし祐乗より五代徳乗光次は足利、織田及豊臣氏に仕え金銀貨幣鋳造のことをも掌つていたが特に秀吉に寵せられ、命によつて其鋳造の貨幣に桐極印及び自己の名乗りたる「光次」並に花押を墨書するに至つた、これ即ち金銀貨幣に極印打記の初めといわれている、徳川家康文祿二年関東に通用の新貨幣鋳造計画に際しても亦其招聘を受けたが、当時既に老年にして関東に下向するを許さなかつたから手代橋本庄三郎を一門の列に加え、後藤姓を名乗らして関東に赴かしめ通用金貨幣（小判以下）鋳造の事業を代行せしめ、大判金のみは依然として徳乗自ら京都に於て行い、慶長の幣制々定と同時に六代栄乗を江戸に仮寓せしめこれが鋳造の任に当らしめた、其系譜は別掲（図版十五頁）の通りである。

元祖祐乗――十七代典乗（明治十二年六月五日死亡）以上代々四郎兵衛と通称し十代廉乗のとき明暦二年（一六五六）江戸本白銀町其他二ケ所に地所を拝領して移住し、京都及江戸に於て御用を勤めていた、この江戸移住の頃より大判金鋳造に就ては地金の取集めの都度、金座に於て其品位を改め又出来上りの金位改方を金座に於て行うことゝなつたのである。

寳永通寳

寛永通宝についで鋳造発行した銅銭は宝永通宝で十文通用であつたが、これは当時の民情に適しなかつた関係から間もなく廢止せられた。

天保通寳

百文通用の銅銭天保通宝は銅貨の流通利便のために天保六年（一八三五）から鋳造発行したもので（天保六年より同十三年までは江戸橋場に於て、弘化四年より明治二年までは江戸真崎に於て「以上共に金座下吹所」慶応二年より明治二年まで大阪難波出張所に於て各鑄造）その鋳造数もかなり多額に上り銅小銭に代つたのである、その後万延二年（一八六一）諸藩の発行する紙幣（藩札）を止め、この百文銭を以て引替をする目的の下に、一日三十万枚前後の鋳造能力を以て鋭意多額の鋳造に努めたが僅か一ヶ年にして材料である銅の欠乏を来たし遂にその目的を達することが出来なかつた。其結果徒らに多数の百文銭が流布し、金銀貨幣に対する適度を失い価格の甚しい下落を招来し如何とも至難く絶望の己むなきに立ち至つた。

即ち創鋳のとき金一両に付四貫文（四十枚にて規定の通）であつたものが安政年間には六十枚となり、万延年間の増鋳以後は更に下落して百枚となり、維新後は八厘として通用していたが、明治二十四年十二月三十一日限り廢止せられた。

鉄小銭

一文に通用の寛永通宝鉄銭は元文四年（一七三九）より鋳造を初められたが、其大部分は明和年間（一七六四―一七六九より所謂田沼時代―一七七一）に鋳造した。この銭鋳造に際して安政六年（一八五九）頃からは鋳造費嵩みて一文通用の小銭一枚の鋳造に三文乃至四文を要したようで、その失費も可なり甚しかつた、然し政府は天保通宝の流通を助けるため、この損害を犠牲として多量の鋳造を行つたが維新後間もなく癈止せられた。

札の起源

我が国に於ける紙幣の起源は九六代後醍醐天皇の建武元年（一三三四）楮幣を造らるというのが最も古い史上での記事であるが、其制度は詳かでない、次で伊勢山田に於て度会府の札が行われた、度会府の札は之を羽書と称し其起源もまた詳かでないが、足利時代のときに始まるといわれている、寛永八年（一六三一）徳川政府始めて山田奉行を置くに当り、土地の古老三名を掌らしめ、其後寛政年間（一七八九―一八〇〇）市民を挙げて羽書

総中と名づけ、其人員中から金を出さしめて羽書のことを管理せしめ、明治維新後元年羽書交換所を度会府に設けて之を掌らしめたのである。

明治の政府紙幣

太政官札

太政官札の製造わ太政官会計局に於て管理し、同局員甲斐九郎、鴨脚加賀及岡田準介等専ら之が製造の任に当り、京都二條両替町の銀座に於て明治元年四月から製造、五月より発行され翌二年六月までの間に総額四、八九七万三、九七三両一分三朱を製造し、内九七万三、九七三両一分三朱は発行せずして銷却したから発行高は四千八百万両である。拾両及五両は明治八年五月限り通用禁止となり残る一両、壱分、壱朱の三種は同十一年八月まで流通した。

発行の理由

太政官札は実に我が国中央政府が紙幣発行をなした起源である、是より先に徳川慶喜は既に太政を奉還せるも東北地方に於ける騒乱なを熾んにして、之が討伐に多大の費用を要しその支辨に困難したのみでなく、一方に於ては国民の産業奨励のことも亦等閑に附し難き事情であつて、当時政府の歳入は僅に七十余万円にすぎず已むを得ず紙幣を発行するにあらざれば、到底是等の緊急なる費用を支辨すること能わざるにより、当時の参與兼会計事務係三岡八郎の建議を容れて発行されたもので、其の発行に際し天下に布告された要旨は、「皇政更始の折柄富国の基礎を建つるため金札を製造発行し、庶民困窮救助せらるる思召を以て、本年より十三年間国内一円に通用せしむ其の方法は左の通り心得べし」

一、金札は列藩石高に応じ、一万石につき一万両の借用を許す

一、其返納方法わ必ず其金札を用い、毎年末借用高の一割宛を返納し十三ヶ年にて皆済すべし。

一、列藩諸侯借用の金札は富国の基礎を建てさせられんとする聖旨を奉体して、専ら之を興産事業に充用し、猥に藩庁の費用に用うべからず。

一、京摂及其近郷の商人にして、金札借入を望む者は其旨金札役所に申出れば其取扱う産物高に応じ之を貸付くべし。

一、各府県及列藩領内の農商家にして、金札の借入を願出る者あるときは、能くその身元を調査の上にて貸付くべし、但し返済の場合は相当の元利を償わしむべし。

一、貸付金高の内返納の金札は会計官に於て截捨すべし、但し正月より七月迄に拝借の分わ其年末に一割、七月より十二月迄の分は五分を上納すべし。

以上の御趣意を以て発行せらるゝを以て、必ず貸下金札を以て返納せしめ一切引替をなさざること。

此布告により太政官札発行の趣旨を観ると全く庶民の困窮を救助するための如きにみらるゝも之わ其一半を明示するにすぎず他の一半は国庫の窮乏に充当する為であつた事は、其後政府が公表した諸種の令達によつても明かなことである。

為替会社の設立

明治初年商法司又は通商司を置かれてから、同司の奨励、保護、監督の下に全国商業主要地に通商会社及為替会社を設立し通商会社わ内外商業の振興経営を目的とし、為替会社は之に要する資本を融通運転し、併せて民間金融の便を計るを目的とした一種の金融機関であつた、而して為替会社は我が国に於ける銀行の嚆矢で、半官半民の性質を帯び、その資本は専ら、徳川時代に御用為替方を勧めた、三井、小野、島田及奥田組等の富豪から之を募り、政府からも亦相当の官金の融通を受けて、旺んに金銭の預り、貸付又は為替業を営み、又準備金を設けて金札、銀札、銭札及洋銀札等発行の特権を附与されていた。

これら通商会社及為替会社わ政府の熱心なる保護もあり外観は甚だ隆盛であつたが、維新の事業漸次整頓し政府の主義政策にも変遷あり、其結果通商司の勢力も減じて、明治四年七月に癈止せられ、是等二会社の勢力も亦衰運に向い、為替会社発行の手形類のうち銀札は三年十二月限り西京の銭札は三年六月限り、大阪の銭札は同年八月限り何れも通用を禁止せられた、次で同五年十一月十五日布告第三百四十九号を以て国立銀行條例を制定せらるゝに及び該条例に依らずして紙幣、金券及流通手形類の発行を禁ぜらるゝと同時に従来官許を得て発行した金札類は之を正貨に引換えを行わすことゝなり、為替会社発行の残余の金札も無論此条例の適用を受けたのであるが、只横浜為替会社発行の洋銀券のみわ貿易上、内外人取引に便益を与うること少からず、之が通用を禁止することわ不得策であつたから第二国立銀行をして継承せしめ、該銀行わ「改第二国立銀行」の七字を押捺して更に発行した。

徳川幕府発行貨幣年表（一）

名称	鋳造期間	通用期間	量目	金（千分中）	銀（千分中）	雑（千分中）	鋳造高	備考
慶長大判（金）	自慶長六年 至元禄八年八月 95年	自慶長六年 至元禄八年八月 95年	四三匁九二	六七〇、九	二七六、四	五二、七	一六、五六五枚	
慶長小判（金）	同	自慶長六年 至文政十年正月晦日 227年	四匁七三	八六二、八	一三二、〇	五、二	一四、七二七、〇五五両 改鋳高 約一〇、五二七、〇五五両	元禄十一年三月通用禁止、宝永七年四月十五日通用開始、元文三年四月晦日通用禁止、延享元年六月通用開始
慶長一分判（金）	同	同	一匁一八	八五五、七	一四三、〇	一、三		
慶長（丁銀 豆板銀）	自慶長六年七月 至元禄八年八月 95年	同	—	二、〇	七九一、九	二〇六、一	（一、二〇〇、〇〇〇貫）二四、〇〇〇、〇〇〇両	右同
元禄大判（金）	自元禄八年九月 至享保元年 22年	自元禄八年九月十日 至享保十年十一月晦日 31年	四四匁〇	五二一、一	四四八、四	三〇、五	三〇、〇〇〇枚	
元禄小判（金）	自元禄八年九月 至宝永七年四月 16年	自元禄八年九月十日 至享保二年十二月晦日 23年	四匁七五	五六四、一	四三一、九	四、〇	一三、九三六、二二〇両 改鋳高 一三、三〇〇、〇〇〇両	
元禄一分判（金）	同	同	一匁一九	五六四、一	四三一、九	四、〇		
元禄二朱（金）	自元禄十年六月 至宝永七年四月 14年	自元禄十年六月晦日 至宝永七年四月十五日 14年	〇匁五九	五六三、〇	四三二、〇	五、〇		
元禄（丁銀 豆板銀）	自元禄八年九月 至宝永三年五月 12年	自元禄八年九月十日 至享保七年十二月晦日 28年	—	一、四	六四六、〇	三五二、六	（四〇五、八五〇貫）六、七六四、一六七両	
宝永 別称 宝字・二ツ宝（丁銀 豆板銀）（丁銀 豆板銀）	自宝永三年六月 至宝永七年二月 5年	自宝永三年六月六日 至享保七年十二月晦日 17年	—	一、二	五〇七、〇	四九一、八	（二七八、一三〇貫）四、六三五、五〇〇両	
永字 別称（丁銀 豆板銀 中銀 永宝銀）	宝永七年三月 1月	自宝永七年三月六日 至享保七年十二月晦日 13年	—	〇、八	四一六、〇	五八三、二	（五、八一六貫）九六、九三三両	
三ツ宝（丁銀 豆板銀）	自宝永七年四月 至正徳元年七月 2年	自宝永七年四月 至享保七年十二月晦日 13年	—	〇、八	三二六、五	六七二、七	（三七〇、四八七貫）六、一七四、七八四両	
宝永小判（金） 別称（乾字小判金 小形金）	自宝永七年四月 至正徳四年五月 5年	自宝永七年四月十五日 至元文三年四月晦日 29年	二匁四九	八三四、〇	一六五、五	〇、五	一一、五一五、五〇〇両 改鋳高 一一、二三〇、〇〇〇両	享保四年十二月三十日通用禁止、同十五年正月十五日通用開始
宝永一分（金） 別称（乾字一分金 小形金）	同	同	〇匁六二	八三四、〇	一六五、五	〇、五		
四ツ宝（丁銀 豆板銀）	自正徳元年八月 至正徳二年九月 2年	自正徳元年二月二日 至享保七年十二月晦日 12年	—	〇、二	二〇四、〇	七九五、八	（四〇一、二四〇貫）六、六八七、三三四両	

（量目・金・銀・雑：多数試験の結果一個平均の量目及品位）

徳川幕府発行貨幣年表（二）

正徳小判（金） 別称 武蔵小判金	自正徳四年五月 至同年	自正徳四年五月十五日 至文政十年正月晦日 114年	四匁七五	八五六、九	一四二、五	〇、六	改鋳高 二一三、五〇〇両 二〇〇、〇〇〇両	元文三年四月晦日通用禁止 延享元年六月通用開始
正徳一分（金） 別称 武蔵一分金	同	同	一匁一九	八五六、九	一四二、五	〇、六		
享保（丁銀 豆板銀）	自正徳四年五月 至元文元年四月 23年	同	—	一、七	七九六、五	二〇一、八	（三三一、四二〇貫） 五、五三三、六六七両	
享保小判（金）	自享保元年 至元文元年四月 21年	自享保元年 至文政十年正月晦日 112年	四匁七四	八六一、四	一三五、五	三、一	改鋳高 八、二八〇、〇〇〇両 七　四〇〇、〇〇〇両	
享保一分（金）	同	同	一匁一九	八六一、四	一三五、五	三、一		
享保大判（金）	自享保十年十月 至天保九年六月廿四日 114年	自享保十年十二月朔日 至万延元年四月十日 136年	四四匁一	六七六、五	二八一、五	四二、〇	八、五一五枚	
元文小判（金） 別称（真文小判金 古文字小判金）	自元文元年五月 至文政元年六月 83年	自元文元年六月十五日 至文政十年正月三十日 92年	三匁四八	六五三、一	三四四、一	二、八	改鋳高 一七、四三五、七一二両 三、七〇〇、〇〇〇両	
元文一分（金） 別称（真文一分金 古文字一分金）	同	同	〇匁八七	六五三、三	三四三、七	三、〇		
元文（丁銀 豆板銀） 別称（文字銀、真文字銀 古文字銀）	自元文元年六月 至文政元年 83年	同	—	〇、六	四五一、〇	五四八、四	改鋳高 （五二五、四六五貫九） 八、七五七、七六五両 （四九一、三〇〇）両	
明和五匁銀	自明和二年八月 至安永元年八月 8年	自明和二年九月四日 至安永元年 8年					三〇、一〇七両	
安永南鐐 別称（安永二朱。明和南鐐。古二朱。大南鐐。明和二朱。古南鐐。）	自安永元年九月 至文政七年 53年	自安永元年九月十日 至文政十二年二月卅日 58年	二匁六八	一、三	九七八、一	二〇、六	改鋳高 五、九三三、〇四二両 五、四六〇、五〇〇両	元明八年一旦鋳造廃止、寛政十二年十一月再び鋳造開始
文政二分（金） 別称（真文二分金 真中 真字二分金）	自文政元年四月十日 至文政十一年 11年	自文政元年六月十日 至天保六年九月末日 18年	一匁七四	五六二、九	四三三、〇	四、一	改鋳高 二、九八六、〇三三両 二、九〇〇、〇〇〇両	
文政小判（金） 別称（草文小判金 草文字小判金）	自文政二年七月十八日 至文政十一年 10年	自文政二年九月廿日 至天保十三年八月二日 24年	三匁四九	五六〇、五	四三五、八	三、七	改鋳高 一一、〇四三、三六〇両 九、〇〇〇、〇〇〇両	
文政一分（金） 別称（草文一分金 草文字一分金）	同	同	〇匁八〇	五五六、二	四四〇、〇	三、八		
文政（丁銀 豆板銀） 別称（草文字銀 新文字銀）	自文政三年五月 至天保八年十月 18年	自文政三年七月二十日 至天保十三年八月二日 23年	—	〇、六	三五二、五	六四六、九	改鋳高 （二二四、九六一貫九） 三、七四九、六九九両 （二〇七、一六五貫）	
文政南鐐 別称（文政二朱 小南鐐 新南鐐）	自文政七年二月 至天保元年五月 7年	自文政七年三月廿一日 至天保十三年八月二日 19年	二匁〇二	二、二	九七九、六	一八、二	改鋳高 七、五七八、〇三五両 七、四七四、八〇〇両	
文政一朱（金） 別称 角形一朱	自文政七年四月七日 至天保三年 9年	自文政七年七月二日 至天保十一年九月晦日 17年	〇匁三七三	一三、	八七四、〇	二、九	改鋳高 二、九〇二、一九二両 一、九〇〇、〇〇〇両	

徳川幕府発行貨幣年表（三）

文政二分（金） 別称（草文二分金 草中）	自文政十一年十一月八日 至天保三年 5年	自文政十一年十一月廿七日 至天保十三年八月二日 15年	一匁七五	四八九、二	五〇五、五	五、三	改鋳高 二、〇三三、〇六二両 一、九〇〇、〇〇〇両	
文政一朱（銀） 別称（古一朱銀 十六一朱銀 分銅一朱 小南鐐）	自文政十二年六月 至天保八年十月 9年	自文政十二年七月十日 至天保十三年八月二日 14年	〇匁七	一、四	九八九、五	九、一	改鋳高 八、七四四、六七三両 八、五二四、八〇〇両	
天保二朱（金） 別称（古二朱金 小二朱）	自天保三年九月三日 至安政五年 27年	自天保三年十月廿四日 至慶応二年四月三十日 35年	〇匁四四	二九八、八	六九七、四	三、八	改鋳高 一二、八八三、七〇〇両 六、〇〇〇、〇〇〇両	
天保五両判（金）	自天保八年八月 至天保十四年 7年	自天保八年十一月朔日 至安政三年十月卅日 20年	九匁	八四二、四	一五四、一	三、五	改鋳高 一七二、二七五両 一三〇、〇〇〇両	
天保小判（金） 別称 保字小判金	自天保八年八月 至安政五年 22年	自天保八年十一月十五日 至明治七年九月五日 38年	三匁	五六七、七	四二六、六	三、七	改鋳高 八、一二〇、四五〇両 五、五〇〇、〇〇〇両	
天保一分（金） 別称 保字一分金	同	同	〇匁七五	五六七、五	四二七、〇	五、五		
天保一分（銀） 別称（古一分銀 二櫻一分銀 額一分銀）	自天保八年十月 至安政元年十二月 18年	自天保八年十二月廿一日 至明治七年九月五日 38年	二匁三二	二、一	九八八、六	九、三	改鋳高 一九、七二九、一三九両 八、七一九、〇〇〇両	
天保（丁銀 豆板銀） 別称 保字銀	自天保八年十一月七日 至安政五年四月十二日 22年	自天保八年十二月十八日 至明治元年五月九日 32年	—	〇、四	二六〇、五	七三九、一	改鋳高 （一八二、一〇八貫） 三、〇三五、一三三両 （一〇三、四四〇貫）	
天保大判（金） 別称（天保増吹大判金）	自天保九年六月 至萬延元年 23年	自天保九年六月 至萬延元年四月十日 23年	四四匁一	六七三、六	二八三、三	四三、一	一、八八七枚	
嘉永一朱（銀） 別称（安政一朱銀 新一朱銀 小一朱 常）	自嘉永六年十二月 至慶応元年十二月廿五日 13年	自安政元年正月廿四日 至明治七年九月五日 21年	〇匁五	一、七	九八七、一	一一、二	九、九五二、八〇〇両	
安政二分（金）	自安政三年六月二日 至萬延元年 5年	自安政三年六月廿八日 至慶応三年六月 12年	一匁五	二〇三、〇	七九四、四	二、六	改鋳高 三、五五一、六〇〇両 一、五〇〇、〇〇〇両	
安政二朱（銀） 別称（新二朱銀 大形二朱銀）	安政六年 自五月廿七日 至八月十一日 4月	自安政六年六月朔日 至明治七年九月五日 16年	三匁六四	〇、四	八四七、六	一五二、〇	改鋳高 八八、三〇〇両 八一、六〇〇両	
安政小判（金） 別称 正字小判金	自安政六年五月廿五日 至同年 7月	同	二匁四	五五五、〇	四四二、〇	三、〇	改鋳高 三五一、〇〇〇両 三〇〇、〇〇〇両	
安政一分（金） 別称 正字一分金	同	同	〇匁六一	五七〇、〇	四二九、五	〇、五		
安政一分（銀） 別称 新一分銀	自安政六年八月十一日 至明治元年 9年	同	二匁三二	〇、六	八九三、五	一〇五、九	二六、四八〇、九〇〇両	
安政（丁銀 豆板銀） 別称 政字銀	自安政六年十二月十日 至慶応元年二月廿三日 7年	自安政六年十二月廿七日 至明治元年五月九日 10年	—	〇、二	一三五、〇	八六四、八	改鋳高 （一〇二、九〇七貫） 一、七二五、一一七両 （二三、八五六貫）	

徳川幕府発行貨幣年表（四）

名称	鋳造期間	通用期間	規定の量目	備考
寛永通宝（銅銭）	自寛永十三年五月 至明和六年頃 凡134年	自寛永十三年五月 至昭和二十八年十二月末 317年	創鋳当時は一匁〇	元一文通用、明治四年より一厘通用鋳造枚数明かならざるも安政年中政府の庫中に集つたものは二、一一四、二四六、二八三枚であつた
寛永通宝（鉄銭）	自元文四年四月八日 至慶応三年 132年	自元文四年八月 至明治六年十二月二十五日 138年	〃 〇匁八	元一厘通用鋳造高六、三三二、六一九、四〇四枚
宝永通宝（銅銭）	宝永五年中 5月	自宝永五年四月 至宝永六年正月 9月	〃 二匁五	元十文通用、
寛永通宝（真鍮銭）	自明和四年四月 至万延元年 94年	自明和四年四月 至昭和二十八年十二月末 186年	〃 一匁三	元四文通用、明治四年より二厘通用 鋳造高一五七、四二五、三六〇枚
天保通宝（銅銭）	自天保六年六月廿一日 至明治三年 36年	自天保六年 至明治廿四年十二月三十一日 57年	〃 五匁五	鋳造高四八四、八〇四、〇五四枚
寛永通宝（精鉄銭）	自万延元年十二月 至明治元年 9年	自万延元年 至明治六年十二月二十五日 14年	〃 一匁三	鋳造高一〇一、八七七、〇六二枚
文久永宝（銅銭）	自文久三年二月 至慶応三年 4年	自文久三年二月 至昭和二十八年十二月末 90年	〃 〇匁九	元四文通用明治四年より一厘五毛通用 鋳造高八九一、五一五、六三一枚

名称	鋳造期間	通用期間	規定の量目				備考
萬延大判（金） 別称（安政大判金 新大判金）	自萬延元年三月廿七日 至文久二年 3年	自万延元年四月十日 至明治七年九月五日 15年	三〇匁一	三六三、五	六二九、五	七、〇	一七、〇九七枚
萬延小判（金） 別称 新小判金	自萬延元年四月九日 至慶応三年八月六日 8年	自万延元年四月十日 至明治七年九月五日 15年	〇匁八八	五七二、五	四二三、五	四、〇	六二五、〇五〇両（萬延小判・萬延一分共）
萬延一分（金） 別称 新一分金	自万延元年四月九日 至元治元年十二月廿五日 5年	同	〇匁二三	五七三、六	四二三、六	二、八	
萬延二分（金） 別称 新二分金	自万延元年四月九日 至明治二年 10年	同	〇匁八	二二八、二	七六八、〇	三、八	五〇、一〇〇、五七六両
萬延二朱（金） 別称 新二朱金	自万延元年四月九日 至文久三年十一月十四日 4年	同	〇匁一九	二二九、三	七六七、三	三、四	三、一四〇、〇〇〇両
貨幣司吹二分金	自明治元年十月 至明治二年二月 4月	自明治元年 至明治七年九月五日 6年	〇匁八	二二三、四	七七四、〇	二、六	一、一三三、二二九両
同 劣位二分金	明治元年 自七月 至九月 3月	同					六〇八、〇〇〇両
同 一分銀 別称（亜鉛差一分銀）	自明治元年六月 至明治二年二月 8月	同	二匁三	〇、九	八〇六、六	一九二、五	一、〇六六、八三三両
同 一朱銀 別称（吹継一朱銀 川常一朱銀）	自明治元年四月 至明治二年二月 10月	同	〇匁五	一、一	八七九、〇	一一九、九	一、一七一、四〇〇両

是等貨幣は明治政府に於て鋳造したものであるが、全く旧形式によつたものであるから此の表に掲げた（貨幣司吹二分金・劣位二分金・一分銀・一朱銀）

藩札発行記録抜萃（一）

国名	藩名	藩主及禄高	初発行の時期其他の記事及種類
和泉	岸和田	岡部美濃守 五九、二六八石一九六二	享保十五年許可を受け発行したるもの 銀札一匁、五分 / 維新後発行したるもの 銭札一貫文、五百文、三百文、百文
伊勢	津	藤堂和泉守 二九九、三〇七石五九二	安永四年許可を受け発行したるもの 銀札一匁（二種）五分（三種）三分、二分 / 伊賀及大和の飛地領内にて発行したるもの 銀札二匁、一匁、三分、二分 銭札一貫二百文（二種）六百文（二種）百文（二種）
伊勢	桑名	松平萬之助 六〇、五六〇石三三五	慶応元年許可を受け発行したるもの 銀札一匁 / 許可年月末詳のもの 銭札四十八文、三十二文、二十四文、十六文、十二文
伊勢	長島	増山備中守 二五、一七三石三六二	元治年間許可を受け発行したるもの 銭札四十八文、二十四文、十二文
伊勢	神戸	本田河内守 一六、九七〇石六五五	享保十六年許可を受け発行したるもの 米札米一升代銀一匁、米五合代銀五分、米三合代銀三分
伊勢	菰野	土方大和守 一二、〇〇〇石九四四	享保年間許可を受け発行したるもの 銀札二匁五分、一匁五分、一匁、五分、三分 / 右銀札を改造したるもの 銭札二貫文、一貫文、五百文、百文、四十八文 / 外に米札米一斗六升代永二百五十文、米八升代永百二十五文、米一升代永十五文六分
伊勢	亀山	石川日向守 六〇、〇〇〇石	元治元年許可を受け発行したるもの 銀札一匁、五分、三分、二分、一分
伊勢	度会府	度会府の札は羽書と称し、伊勢山田にて往昔より施行せられた	明治元年現行のもの 銀札一匁、五分、三分、二分
伊勢	鳥羽	稲垣対馬守 三一、八二三石七〇九	享保十一年許可を受け発行したるもの 銀札一匁
三河	豊橋	大河内刑部大輔（旧姓松平） 九〇、四五六石四九九六	初発行の時期末詳 銭札永銭百文（後一朱札として通用）三百文、百文
三河	岡崎	本多中務大輔 六〇、五三二石九一七	安政六年許可を受け発行したるもの 米札米代銀七匁五分、米代銀三匁七分五厘、米代銀一匁
三河	挙母	内藤丹波守 二三、一六〇石五八一	初発行の時期末詳 / 明治二年許可を受け発行したるもの 米札米代銭五百文、米代銭二百文、米代銭四十八文
土佐	高知	山内土佐守（旧姓松平） 四九四、〇九二石四二九	慶応元年許可を受け発行したるもの 銀札百目、五十目、三十匁、二十五匁、二十匁、十五匁、十匁 / 右銀札を維新後改造したるもの 金札五両、一両、一分、一朱 銭札二百文、百文、五十文、十二文 / 維新後領地となりたる伊予国宇摩郡川之江にて発行したるもの 銭札十匁、五匁、一匁、五分、三分、二分
美濃	大垣	戸田采女正 一三一、一〇六石四三二五	初発行の時期末詳のもの 銀札十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分、二分、一分、五厘
美濃	郡上	青山大膳亮 四八、八六二石六九二	文化年中許可を受け発行したるもの 金札一両、二分、一分 銀札七匁五分、三匁、二匁、一匁、五分、三分、一分、五厘
美濃	加納	永井肥前守 三五、八五六石六三四二	安政六年許可を受け発行したるもの 傘札 傘二本代銀四匁、傘一本代銀二匁 / 綛札 綛糸代銀一匁 / 轆轤札 轆轤三個代銀三分、轆轤二個代銀二分
美濃	苗木	遠山美濃守 一四、七八〇石九〇二三	元治元年発行したるもの 金札二両、一両、二分、一分、二朱

国名	藩名	藩主及禄高	初発行の時期其他の記事及種類
紀伊	和歌山	徳川中納言 五四八、二五六石三六一六	天保六年許可を受け発行したるもの 銀札一匁、三分、二分 / 維新後発行したるもの 銭札十貫文、五貫文、一貫文、百文、三十二文、二十四文 / 伊勢国飛地に於て発行したるもの 銀札一匁、五分、三分、二分
紀伊	田辺	安藤飛彈守（元和歌山藩附家老） 三九、三九八石七四五六八	慶応三年許可を受け発行したるもの 銀札十匁、五匁、一匁、
紀伊	新宮	水野大炊頭（元和歌山藩附家老） 四二、七六四石九七三三	維新後発行したるもの 銭札五十貫文、十貫文、五貫文、二貫文、一貫文、五百文、三百文
阿波	徳島	蜂須賀阿波守（旧姓松平） 三一〇、四八四石四六四七	享保十五年許可を受け発行したるもの 銀札一匁価位銭百文、五分価位銭五十匁、三分価位銭三十文、二分価位銭二十文 銭札一貫文、五百文
讃岐	高松	松平讃岐守 一三、七二七石三三六	宝暦七年許可を受け発行したるもの 銀札百目、十匁、一匁、三分、二分
讃岐	丸亀	京極佐渡守 六七、四三四石三一八	享保年間許可を受け発行したるもの 銀札五百目、三百目、二百目、百目、五十目、十匁、一匁、三分、二分
安藝	広島	浅野安藝守 四八七、五六七石三三九	元禄十五年許可を受け発行したるもの 銀札五匁、一匁、五分、三分、二分 銀預券五百目、二百目、百目、 米札 米二斗代銀百二十目、米一斗代銀六十目、米二升代銀十二匁、米一升代銀六匁、米二合代銀一匁二分
長門	豊浦	毛利左京亮 一〇三、六〇四石六四六二九	安政元年許可を受けずして発行したるもの 米札 米五升代銭五百文、米二升代銭二百文、米一升代銭百文、米三合代銭三十文、米二合代銭二十文
長門	清末	毛利讃岐守 二四、六九三石八二九七五	文久元年許可を受けずして発行したるもの 銭札五百文、二百文、百文、三十文、二十文、
周防	山口	毛利長門守 七三二、四五九石六三七八	享保年間許可を受け発行したるもの 銀札十匁、五匁、四匁、三匁、二匁、一匁、五分、四分、三分、二分
周防	岩国	吉川駿河守（維新後藩に列す） 八一、四四八石七六八六八	元禄年間許可を受けずして発行したるもの 銭札十匁、五匁、一匁、三分、二分、
越前	福井	松平越前守 三三六、一九四石〇三九	寛文元年許可を受け発行したるもの 銀札百目、五十目、二十目、十匁、五匁、三匁、二匁、一匁、五分 / 維新後発行し右銀札と併合したるもの 銭札五貫文、二貫文、一貫文、五百文、三百文、二百文、百文、五十文、二十文
越前	丸岡	有馬遠江守 五〇、一三三石四二〇九	文久三年許可を受け発行したるもの 銀札百目、五十目、十匁、五匁、三匁、二匁、一匁、五分、三分、二分
越前	鯖江	間部下総守 四〇、〇六六石九五一	天保十一年許可を受け発行したるもの 銀札百目、五十目、二十目、十匁、五匁、三匁、二匁、一匁、五分
越前	大野	土井能登守 三九、三二〇石五七七	初発行の時期未詳のもの 銀札十匁、五匁、三匁、二匁、一匁、五分、三分、一分五厘 / 米券 米代銀二貫目、米代銀一貫、米代銀五百目、米代銀三百目、米代銀百目
越前	勝山	小笠原左衛門佐 二二、〇五七石四〇三	享保年間許可を受け発行したるもの 銀札一貫目、五百目、二百目、百目、二十目、十匁、五匁、三匁、二匁、一匁、五分、四分、三分

藩札発行記録抜萃(二)

国名	藩名	藩主及禄高	初発行の時期其他の記事及種類
上野	前橋	松平大和守 二一、七〇九石〇三三八	元禄十三年許可を受け発行したるもの。銭札五貫文、二貫五百文、一貫文、五百文、三百文、百文。
上野	高崎	大河内右京亮（旧姓松平） 九〇、五七三石五四〇一	享保二年許可を受け発行したるもの。金札一両、一分、二朱、一朱。
上野	館林	秋元但馬守 二三、八五二石七一九五	維新後発行したるもの。銀札七匁五分、三匁七分五厘。河内国飛地にて発行したるもの。銭札五百文、三百文、百文、四十八文。
上野	沼田	土岐隼人正 四四、一五四石二二七	天保六年許可を受け河内国飛地に於て発行。銭札一貫文、五百文、百文、五十文。安政六年許可を受け美作国飛地に於て発行。銀札十匁、一匁、五分、三分、二分。
上野	安中	板倉主計頭 三三、一二五石七四一五	明治元年発行したるもの。銀札三十目、十五匁、七匁五分、三匁七分五厘。銭札一貫文、五百文、百文。
常陸	笠間	牧野金丸 八五、三二〇石六六四八	許可を受け発行したるものであるが、初発行の時期未詳。銭札五百文、百文。
常陸	下館	石川若狭守 三三、二六六石一八六	寛政四年許可を受け、河内国飛地にて銀札を発行し、後明治元年に至り改造したるもの。銭札一貫文、五百文、百文。
信濃	松代	眞田信濃守 一二三、五四〇石九九三二	維新後発行したるもの。金札一両、一分、二朱、一朱。
信濃	上田	松平伊賀守 五九、四九八石五六〇五	維新後発行したるもの。銭札十貫文、五貫文、二貫五百文、一貫二百四十八文、六百廿四文、二百文。
山城	淀	稲葉美濃守 一一三、三一〇石〇五一三	享保八年許可を受け銀札を発行し、維新後に許可を受け之を改造発行したるもの。銭札一貫文、六百文、五百文、四百文、三百文、二百文、百文。
摂津	尼崎	櫻井遠江守 五一、四八二石〇七三三	安政六年及文久三年許可を受け発行したる金札及銀札あるも銀札の種類未詳なり。金札一両、一分、一朱。銀札を維新後改造したるもの 銭札五貫文、二貫五百文、一貫文、五百文、百文、四十八文。
摂津	摂津大阪江戸堀河銀札		元和年間大阪に於て江戸堀川開鑿のため発行したるもの 銀札七分。（桔梗屋伍郎左衛門 紀伊国屋藤左衛門）印記。
美作	津山	松平三河守 一〇四、五七六石九二三	享保年間許可を受け発行したるもの。銀札百目、十匁、一匁、三分、二分、一分、五厘。
美作	真島	三浦玄蕃頭 三〇、八〇九石一〇三	許可を受け発行したるものであるが、初発行の時期未詳なり。銀札十匁、一匁、三分、二分、五厘。
美作	鶴田	松平右近将監 六一、〇〇〇石〇〇	元治元年許可を受け発行したるもの。銀札十匁、五匁、二匁、一匁、三分、二分、一分。預證券 銀百目。
美作	岡山	池田備前守（旧姓松平） 四五四、一一七石一九六六	享保十五年許可を受け発行したるもの。銭札一貫文、百文、二十文、十文。
筑前	福岡	黒田下野守（旧姓松平） 五七一、一四二石七八五六五	初発行の時期未詳なるも許可を受け発行したるもの。銀札五十目、三十目、十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分、二分。
筑前	秋月	黒田甲斐守 五二、三三二石五三二三	嘉永年間許可を受け発行したるもの。銀札十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分。

国名	藩名	藩主及禄高	初発行の時期其他の記事及種類
筑後	久留米	有馬中務大輔 三六六、二七二石七一	寛永元年許可を受け発行したるもの。銀札十匁、五匁、三匁、一匁、五分、三分、一分。
筑後	柳河	立花左近将監 一五五、五九一石二六二	初発行の時期未詳の米札を嘉永元年改造したるもの。銀札五匁、三匁、一匁、五分、三分、二分、一分。
筑後	三池	立花出雲守 一三、〇一一石六五三三	安政二年許可を受け発行したるもの。銭札一貫文、五百文、三百文、百文、五十文、三十文、十文。
日向	延岡	内藤備後守 八一、八二五石〇七三八	宝暦三年許可を受けずして発行したるもの。銀札二十目、十匁、五匁、一匁、五分、三分、一分
日向	飫肥	伊東修理太夫 六〇、五九五石四〇六	元治元年許可を受けずして発行。銭札十貫文、五貫文、一貫文、五百文、百文、四十八文、三十二文、二十四文。
日向	佐土原	島津淡路守 三三、二四七石余	文政十年発行したるもの。銭札一貫文、五百文、百文
日向	高鍋	秋月佐渡守 八六、九九二石七九三	嘉永四年許可を受け発行したるもの。銭札二貫五百文、一貫文、五百文、百文、四十八文、二十四文。
肥前	佐賀	鍋島肥前守（旧姓松平） 二七三、七九八石六六〇五八	安政三年許可を受け発行したるもの。金札二分、一分、二朱、一朱。銀札二十目、十五匁、十匁、八匁、五匁、三匁、二匁、一匁、八分、五分、三分、二分。
肥前	島原	松平主殿頭 四四、九二二石九〇四一	安永五年許可を受け発行したるもの。銀札二百目、五十目、三十目、五匁、一匁、三分、二分。
肥前	唐津	小笠原壱岐守 六五、四六二石五一三	文政年間許可を受け発行したるもの。銀札二十目、十匁、八匁、六匁、四匁、二匁、一匁、五分、二分五厘。
肥前	平戸	松浦肥前守 一三〇、〇八二石三七一四	初発行の時期未詳のもの。金札一分、一朱。銀札四分 銭札五貫文、一貫五百文、一貫文、三百文、二百文、百文。
肥前	小城	鍋島紀伊守 三三、〇二三石六四三三	初発行の時期未詳のもの。金札二分、一分、二朱、一朱、半朱。
肥後	熊本	細川越中守 七六六、〇二五石六〇七	寛政三年許可を受けずして発行したるもの。銭札一貫目、百目、五十目、四十目、三十目、二十目、十匁、五匁、二匁五分、一匁、五分、二分。豊後の国飛地鶴崎にて発行したるもの。銭札十匁、五匁、一匁、五分、二分
肥後	人吉	相良遠江守 六三、四一九石三〇四八	天保七年発行したるもの。銀札百目、五十目、十匁、五匁、一匁、五分、三分、二分。
薩摩	鹿児島	島津修理太夫（旧姓松平） 七七五、三六三石五七五〇七	維新前発行したるもの。金札五両、一両、一分、一朱。銀札十匁、五匁、一匁 銭札十貫文、七貫文、六貫文、五貫文、四貫文、三貫文、二貫文、一貫文、五百文、百文、四十八文、十六文。維新後発行したるもの。銭預金三十貫文、五十貫文、五十五貫文、六十貫文、六十五貫文、七十貫文、八十貫文、八十五貫文、九十貫文、九十五貫文、百貫文、[illegible]

本邦貨幣一覧表 （明治以降）

名称	根拠法令	発行年号	品位（千分位）	直径（分／粍）	量目（匁／瓦）	製造期間	製造枚数	発行枚数	備考
二十円金貨	明治四年五月新貨条令により制定	明治四年	金九〇〇 銅一〇〇	一一分五七 三五粍〇六〇六	八匁八七三五七 三三瓦三三三	明治四年 明治十三年二月	四七、二七〇	四七、二三五	新貨条令は明治四年七月十三日太政官布告による。明治八年までは全て明治三年銘である（周囲の線数は一七八）。明治九年銘以後は線数一七六明治三十年三月貨幣法により四十円に通用。
十円金貨	同	同	金九〇〇 銅一〇〇	九分七一 二九粍四二四	四匁四三六七 一六瓦六六六六	明治四年 明治六年	一、八六八、八六〇	一、八六七、〇三二	明治三十年三月貨幣法により二十円に通用。
五円金貨	同	同	金九〇〇 銅一〇〇	七分八七 二三粍八四八	二匁二一八三五 八瓦三三三三	明治四年 明治五年	一、三三二、四六四	一、三三二、一六四	明治三年銘もある。明治三十年三月貨幣法により十円に通用。
二円金貨	同	同	金九〇〇 銅一〇〇	五分七七 一七粍四八四	〇匁八八七三四 三瓦三三三三	明治四年 明治六年	八八三、四四二	八八三、二五四	明治三年銘もある。明治三十年三月貨幣法により四円に通用。
五十銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	一一分四〇 三一粍五一五	三匁三二九二五 一二瓦五〇	明治三年十一月 明治四年	一、八〇七、一八五	一、八〇六、二九三	明治三年銘もある。周囲の線数（三年銘 一六五、一六四、一六一 四年銘 一六五、一五七）
二十銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	七分七〇 二三粍三三三	一匁三三一七 五瓦〇〇	明治三年十一月 明治五年	四、三二四、九四六	四、三一三、〇一五	明治三年銘もある。
十銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	五分八〇 一七粍五七五	〇匁六六五八五 二瓦五〇	明治三年十一月 明治五年	六、一〇五、五三五	六、一〇二、六七四	同
五銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	五分〇〇 一五粍一五一	〇匁三三二九二五 一瓦二五	明治三年十一月 明治四年	一、五〇二、一五六	一、五〇一、四七二	同
一円金貨	明治五年二月五日 太政官布達第三四号	明治五年	金九〇〇 銅一〇〇	四分四六 一三粍五一五	〇匁四四三六七 一瓦六六六六	明治四年 明治六年	一、九一三、一九〇	一、九一二、八一九	明治四年銘もある。明治三十年三月貨幣法により倍位通用を認められた。
五銭銀貨	明治五年三月八日 太政官布達第七四号	同	銀八〇〇 銅二〇〇	五分〇〇 一五粍一五一	〇匁三三二九二五 一瓦二五	明治五年	一、六六六、四三四	一、六六五、六一三	模様改正、明治四年銘もある。
十円金貨	明治五年十一月十四日 太政官布達第三四一号	明治九年	金九〇〇 銅一〇〇	九分七〇 二九粍三九四	四匁四三六七 一六瓦六六六六	明治八年十二月 明治十三年二月	二、一五三	二、一四六	直径改正、明治九年より発行。明治三十年貨幣法により倍位通用を認められた。
五円金貨	同	明治五年	金九〇〇 銅一〇〇	七分二〇 二一粍八一八	二匁二一八三五 八瓦三三三三	明治六年 明治三十年九月	八、一〇九、一五八	八、〇九六、四四八	直径改正、明治三十年銘まである。
二円金貨	同	明治九年	金九〇〇 銅一〇〇	五分六〇 一六粍九六九	〇匁八八七三四 三瓦三三三三	明治八年十二月 明治十三年二月	三〇七	三〇四	直径改正、見本貨幣として鋳造した。
一円金貨	同	明治七年	金九〇〇 銅一〇〇	四分〇〇 一二粍一二一	〇匁四四三六七 一瓦六六六六	明治七年七月より 明治十三年二月まで	一三三、八六五	一三三、八三七	直径改正。
五十銭銀貨	同	明治五年	銀八〇〇 銅二〇〇	一〇分二〇 三〇粍九〇九	三匁五八八 一三瓦四七八五	明治五年	二、六四九、六二二	二、六四八、三〇九	直径量目改正、明治四年銘で発行。
五十銭銀貨	明治六年二月十日 太政官布達第四六号	明治六年	銀八〇〇 銅二〇〇	一〇分二〇 三〇粍九〇九	三匁五八八 一三瓦四七八五	明治六年より 明治十八年八月まで	四、一四〇、九〇五	四、一三八、八四四	模様改正、品位公差を明治十八年より千分の三とした。貨幣条例（明治八年六月二十五日太政官布告第一〇八号）により補助銀貨幣と称す。
二十銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	七分四〇 二二粍四二四	一匁四三五二 五瓦三九一四	明治六年より 明治二十九年十二月まで	六〇、三一五、五四四	六〇、二八三、三五〇	模様改正、品位公差を明治十八年より千分の三とした。貨幣条例により補助銀貨幣と称す。周囲の線数二十六、七年銘一二九
十銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	五分八〇 一七粍五七五	〇匁七一七六 二瓦六九五七	明治六年より 明治三十年一月まで	一五〇、七九三、五四五	一五〇、七一三、四〇七	模様改正、明治五年銘もある。周囲の線数（十八年銘一〇三、二十、二十一年銘一〇〇、二十四年銘一〇二）
五銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	五分〇〇 一五粍一五一	〇匁三五八八 一瓦三四七八五	明治六年より 明治十三年二月まで	四七、三九〇、七七八	四七、三六七、二一九	模様改正、品位公差を明治十八年より千分の三とした。貨幣条例により補助銀貨幣と称す。

本邦貨幣一覧表（二）

名称	根拠法令	発行年号	品位（千分位）	直径（分／粍）	量目（匁／瓦）	製造期間	製造枚数	発行枚数	備考
二銭銅貨	明治六年八月二十九日太政官布達第三〇八号	明治七年	銅九八〇 錫一〇 亜鉛一〇	一〇分五〇 三一粍八一八	三匁七九五 一四瓦二五六	明治六年より 明治十七年まで	二七五、七〇三、七二三	二七五、七〇三、六六二	明治六年銘もある。明治十一年模様の一部改正（竜の鱗片）法律による改正ではない。
一銭銅貨	同	明治六年	銅九八〇 錫一〇 亜鉛一〇	九分二〇 二七粍八七八	一匁八九五七 七瓦一二八	明治六年より 明治二十一年まで	四八八、一七四、四九九	四八八、一七四、一四九	明治十一年模様の一部改正（二銭に同じ）
半銭銅貨	同	明治七年	銅九八〇 鉛一〇 亜鉛一〇	七分二〇 二一粍八一八	〇匁九四八七五 三瓦五五六四	同	三九五、五五三、一五二	三九五、五五二、九五二	明治六年銘もある。明治十一年模様の一部改正（二銭に同じ）
一厘銅貨	同	同	銅九八〇 錫一〇 亜鉛一〇	五分二〇 一五粍七五七	〇匁二四一五 〇瓦九〇七二	明治六年より 明治十七年まで	四四、四九一、七五〇	四四、四九一、五五〇	明治六年銘もある。
一円銀貨	明治四年五月新貨条令により制定	明治四年	銀九〇〇 銅一〇〇	一二分四〇 三七粍五七五	七匁一七六 二六瓦九五七	明治三年十一月より 明治五年三月まで	三、六八五、六九三	三、六八五、〇四九	明治三年銘もある。明治三十年三月二十九日法律第一六号貨幣法の公布により、明治三十一年四月一日限り通用禁止された。
一円銀貨	明治七年三月二十日太政官布達第三四号	明治七年	銀九〇〇 銅一〇〇	一二分四〇 三五粍五七五	七匁一七六 二六瓦九五七	明治七年より 明治八年三月まで	一、〇八一、五四五	一、〇八一、三三九	模様改正、表裏の唱え方を反対にする。明治八年銘まである。貨幣法により明治三十一年四月一日限通用禁止。
貿易銀	明治八年八月二十八日太政官布達第三五号	明治八年	銀九〇〇 銅一〇〇	一二分四〇 三七粍五七五	七匁二四五 二七瓦二一六	明治八年四月より 明治十一年八月まで	三、〇五七、二五三	三、〇五六、六三八	量目改正、表の文字を「貿易銀」と改めた。貨幣法により三十一年四月一日限り通用禁止された。
五銭白銅貨	明治二十一年十二月八日勅令第七四号	明治二十二年	ニッケル二五〇 銅七五〇	六分八〇 二〇粍六〇六	一匁二四二 四瓦六六五六	明治二十二年五月より 明治三十年三月まで	一三〇、八〇三、四〇〇	一三〇、七七六、九七六	五銭銀貨幣を廃して白銅貨幣とした。明治三十年銘まである。
二十円金貨	明治三十年五月十三日勅令第一四四号	明治三十年	金九〇〇 銅一〇〇	九分五〇 二八粍七八七八	四匁四四四四 一六瓦六六六五	明治三十年七月より 昭和七年一月まで	五〇、八九五、四九一	五〇、八三四、二四二	形式改正、通用最軽量目四匁四二（一六瓦五七五）。大正五年より量目及量目公差、通用最軽量目の項の瓦数を削る。（大正五年二月二十四日法律第八号）
十円金貨	同	同	金九〇〇 銅一〇〇	七分〇〇 二一粍二一二	二匁二二二二 八瓦三三三三	明治三十年六月より 明治四十三年三月まで	二〇、二九五、〇〇〇	二〇、二五四、四〇六	同 二匁二一（八瓦二八七五）
五円金貨	同	同	金九〇〇 銅一〇〇	五分六〇 一六粍九六九	一匁一一一一 四瓦一六六六	明治三十年九月より 昭和五年二月まで	一、三六九、二四六	一、三六七、七二〇	同 一匁一〇五（四瓦一四三八）
五銭白銅貨	明治三十年三月二十九日法律第十六号仝五月十三日勅令第一四四号	同	ニッケル二五〇 銅七五〇	六分八〇 二〇粍六〇六	一匁二四一 四瓦六六六四	明治三十年四月より 明治三十八年十一月まで	五三、〇〇八、〇二〇	五三、〇〇〇、〇〇〇	量目及模様改正
一銭青銅貨	明治三十一年九月二十一日勅令第二一七号	明治三十一年	銅九五〇 錫四〇 亜鉛一〇	九分二〇 二七粍八七八	一匁九〇〇八 七瓦一三〇	明治三十一年十一月より 大正四年十二月まで	六四、五二〇、一〇〇	六四、五〇〇、〇〇〇	同
五十銭銀貨	明治三十九年四月七日法律第二六号仝年五月十九日勅令第一〇九号	明治三十九年	銀八〇〇 銅二〇〇	九分〇〇 二七粍二七二	二匁七〇 一〇瓦一二五	明治三十九年六月より 大正六年九月まで	一四二、九九八、五一九	一四二、九〇〇、〇〇〇	形式改正、大正五年より量目及量目公差の項の瓦数を削る。
二十銭銀貨	同	同	銀八〇〇 銅二〇〇	六分七〇 二〇粍三〇三	一匁〇八 四瓦〇五	明治三十九年八月より 明治四十四年八月まで	七〇、五四二、三五〇	七〇、五〇〇、〇〇〇	同
十銭銀貨	明治四十年三月六日法律第六号仝月十三日勅令第三二号	明治四十年	銀八〇〇 銅二〇〇	五分八〇 一七粍五七五	〇匁六〇 二瓦二五	明治四十年八月より 大正六年十一月まで	二〇八、八二一、七九一	二〇八、七〇〇、〇〇〇	形式改正、七二〇位銀とした。品位改正、量目減少。大正五年より量目及量目公差の項の瓦数を削る。（大正五年二月二十四日法律第八号により）
五銭白銅貨	大正五年二月二十四日法律第八号仝年三月三十日勅令第三五号	大正五年	ニッケル二五〇 銅七五〇	六分八〇 二〇粍六〇六	一匁一四 四瓦二七六〇六	大正六年二月より 大正九年三月まで	八二、八〇四、六八四	八二、八〇〇、〇〇〇	模様改正、有孔となる（孔径四粍二四二）大正九年銘まである。
一銭青銅貨	同	同	銅二九〇 錫四〇 亜鉛一〇	七分六〇 二三粍〇三	一匁〇〇 三瓦七五	大正五年五月より 昭和十三年五月まで	二八五、六〇九、七三七	二八五、五〇〇、〇〇〇	形式改正、量目減少。
五厘青銅貨	同	同	銅二九〇 錫四〇 亜鉛一〇	六分二〇 一八粍七八七	〇匁五六 二瓦一〇	大正五年六月より 大正八年四月まで	四二、〇八二、七九七	四二、〇八〇、〇〇〇	同

本邦貨幣一覧表（三）

名称	根拠法令	発行年号	品位（千分位）	直径（分／粍）	量目（匁／瓦）	製造期間	製造枚数	発行枚数	備考
十銭白銅貨	大正九年七月二十七日法律第五号仝年八月二十七日勅令第三三四号	大正九年	ニッケル二五〇 銅七五〇	七分三〇 二二粍一二一	一匁〇〇 三瓦七五	大正九年九月より 昭和七年七月まで	六六七、五三六、七五九	六六〇、五〇〇、〇〇〇	銀貨幣を廃して白銅貨幣とした。
五銭白銅貨	同	同	ニッケル二五〇 銅七五〇	六分三〇 一九粍〇九	〇匁七〇 二瓦六二五八	大正九年四月より 昭和七年八月まで	四五八、〇三三、〇六二	四五八、〇〇〇、〇〇〇	直径、孔径、量目改正
五十銭銀貨	大正十一年四月二十八日法律第七三号仝勅令第二四〇号	大正十一年	銀七二〇 銅二八〇	七分七五五 二三粍五〇	一匁三二 四瓦九五	大正十一年五月より 昭和十三年二月まで	六七一、七三三、九五〇	六七一、六〇〇、〇〇〇	品位改正七二〇位銀とした。模様量目変更。
十銭ニッケル貨	昭和八年九月一日法律第五八号仝勅令第二三二号	昭和八年	純ニッケル	七分二六 二二粍〇〇	一匁〇六六四 四瓦〇〇	昭和八年九月より 昭和十二年十二月まで	二〇五、〇一〇、〇七四	二〇五、〇〇〇、〇〇〇	白銅貨幣を廃してニッケル貨幣とした。孔径六粍〇〇メートル法採用。
五銭ニッケル貨	同	同	同	六分二七 一九粍〇〇	〇匁七四六六 二瓦八〇	昭和八年九月より 昭和十三年一月まで	一五四、四〇七、六四四	一五四、四〇〇、〇〇〇	同 孔径五粍二〇

臨時補助貨幣

名称	根拠法令	発行年号	品位（千分位）	直径（分／粍）	量目（匁／瓦）	製造期間	製造枚数	発行枚数	備考
一銭黄銅貨	昭和十三年六月一日法律第八六号（臨時通貨法）仝勅令第三八八号	昭和十三年	銅九〇〇 亜鉛一〇〇	七分五九九 二三粍〇三	一匁〇〇 三瓦七五	昭和十三年六月より 昭和十三年十一月まで	一一三、六〇五、六一八	一一三、六〇〇、〇〇〇	最初の臨時補助貨幣。小額通貨整理法により昭和二十八年十二月三十一日限通用禁止された。
十銭アルミ青銅貨	同	同	銅九五〇 アルミニウム五〇	七分二六 二二粍〇〇	一匁〇六六四 四瓦〇〇	昭和十三年六月より 昭和十五年一月まで	一八五、〇〇九、一二五	一八五、〇〇〇、〇〇〇	同 孔径四粍六〇
五銭アルミ青銅貨	同	同	銅九五〇 アルミニウム五〇	六分二七 一九粍〇〇	〇匁七四六六 二瓦八〇	昭和十三年六月より 昭和十五年三月まで	一五二、四〇七、五六六	一五二、四〇〇、〇〇〇	同 孔径四粍〇〇
一銭アルミ貨	昭和十三年六月一日法律第八六号（臨時通貨法）仝年十一月二十九日勅令第七三四号	同	純アルミニウム	五分七七五 一七粍五〇	〇匁二四 〇瓦九〇	昭和十三年十二月二十五日より 昭和十五年十二月二十七日まで	一〇九二、二二四、四二七	一〇九二、一六〇、〇〇〇	形式改正（小額通貨整理法により昭和二十八年十二月三十一日限通用禁止）
十銭アルミ貨	昭和十五年三月二十八日勅令第一一三号	昭和十五年	同	七分二六 二二粍〇〇	〇匁四〇 一瓦五〇	昭和十五年四月一日より 昭和十六年八月三十一日まで	五七五、六二八、六五〇	五七五、六〇〇、〇〇〇	形式改正（同）
五銭アルミ貨	昭和十五年七月十九日勅令第四七六号	同	同	六分二七 一九粍〇〇	〇匁三二 一瓦二〇	昭和十五年八月一日より 昭和十六年八月二十六日まで	四一〇、〇二〇、四六〇	四一〇、〇〇〇、〇〇〇	同
一銭アルミ貨	昭和十五年十二月十八日勅令第九〇六号	昭和十六年	同	五分二八 一六粍〇〇	〇匁一七三三 〇瓦六五	昭和十六年一月六日より 昭和十八年一月二十五日まで	二三〇〇、一九四、八六二	二三〇〇、〇八〇、〇〇〇	直径及量目改正（同）
十銭アルミ貨	昭和十六年八月二十七日勅令第八二六号	同	同	七分二六 二二粍〇〇	〇匁三二 一瓦二〇	昭和十六年九月一日より 昭和十八年一月三十日まで	九四四、九四七、一四一	九四四、九〇〇、〇〇〇	量目改正（同）
五銭アルミ貨	同	同	同	六分二七 一九粍〇〇	〇匁二六六六 一瓦〇〇	昭和十六年十二月一日より 昭和十七年九月三十日まで	四七八、〇二三、八七七	四七八、〇〇〇、〇〇〇	同

本邦貨幣一覧表（四）

名称	根據法令	発行年号	品位（千分位）	直径 分 / 粍	量目 匁 / 瓦	製造期間	製造枚数	発行枚数	備考
十銭アルミ貨	昭和十八年二月五日勅令第六〇号	昭和十八年	純アルミニウム	七分二六 二二粍〇〇	〇匁二六六六 一瓦〇〇	昭和十八年二月九日より 昭和十八年九月二十八日まで	七五六、〇三七、七二八	七五六、〇〇〇、〇〇〇	量目改正 （同）
五銭アルミ貨	同	同	同	六分二七 一九粍〇〇	〇匁二一三三 〇瓦八〇	昭和十八年二月九日より 昭和十八年十二月十七日まで	二七六、四九三、七四二	二五八、〇〇〇、〇〇〇	同
一銭アルミ貨	同	同	同	五分二八 一六粍〇〇	〇匁一四六七 〇瓦五五	昭和十八年二月九日より 昭和十八年十二月まで	六二七、一九一、三二一	六二七、一六〇、〇〇〇	同
十銭錫貨	昭和十九年三月八日勅令第一二二号	昭和十九年	錫 九三〇 亜鉛 七〇	六分二七 一九粍〇〇	〇匁六四 二瓦四〇	昭和十九年三月七日より 昭和十九年八月まで	四五〇、〇二三、四五〇	四五〇、〇〇〇、〇〇〇	形式改正 孔径五粍〇〇 （同）
五銭錫貨	同	同	錫 九三〇 亜鉛 七〇	五分六一 一七粍〇〇	〇匁五二〇 一瓦九五	昭和十九年七月より 昭和十九年八月まで	七〇、〇〇三、四八六	七〇、〇〇〇、〇〇〇	形式改正 孔径四粍〇〇 （同）
一銭錫亜鉛貨	同	同	錫 五〇〇 亜鉛 五〇〇	四分九五 一五粍〇〇	〇匁三四六七 一瓦三〇	昭和十九年三月七日より 昭和二十年九月二十五日まで	一六四二、六六一、九九五	一六二九、五八〇、〇〇〇	形式改正 （同）
十銭アルミ貨	昭和二十一年一月二十六日勅令第四四号	昭和二十一年	純アルミニウム	七分二六 二二粍〇〇	〇匁二六六七 一瓦〇〇	昭和二十年十二月十三日より 昭和二十一年十月十日まで	二三七、六〇二、八〇八	二三七、五九〇、〇〇〇	同
五銭錫貨	同	同	錫 九三〇 亜鉛 七〇	五分六一 一七粍〇〇	〇匁五三三三 二瓦〇〇	昭和二十年十二月三日より 昭和二十一年十月二日まで	一八〇、〇〇八、九一七	一八〇、〇〇〇、〇〇〇	同
五十銭黄銅貨	昭和二十一年八月十日法律第五号仝八月十六日勅令第三九二号	同	銅 六〇〇―七〇〇 亜鉛 四〇〇―三〇〇	七分七五五 二三粍五〇	一匁二〇 四瓦五〇	昭和二十二年五月十四日より 昭和二十二年五月二十七日まで	二六八、一八七、五八〇	二六八、一六二、〇〇〇	（同）
五十銭黄銅貨	昭和二十二年八月七日政令第一五七号	昭和二十二年	銅 六〇〇―七〇〇 亜鉛 四〇〇―三〇〇	六分二七 一九粍〇〇	〇匁七四六七 二瓦八〇	昭和二十二年七月一日より 昭和二十二年十月七日まで	八四九、三三四、四五五	八四九、一五〇、〇〇〇	形式改正 （同）
五円黄銅貨	昭和二十三年六月十九日法律第五六号仝年九月二十一日政令第二九六号	昭和二十三年	銅 六〇〇―七〇〇 亜鉛 四〇〇―三〇〇	七分二六 二二粍〇〇	一匁〇六六七 四瓦〇〇	昭和二十三年十月七日より 昭和二十四年八月四日まで	二五四、二六二、七四四	二五四、二二一、〇〇〇	
一円黄銅貨	同	同	銅 六〇〇―七〇〇 亜鉛 四〇〇―三〇〇	六分六〇 二〇粍〇〇	〇匁八五三三 三瓦二〇	昭和二十三年十月二日より 昭和二十五年五月三十一日まで	四五一、二〇九、六〇八	四五一、一七〇、〇〇〇	小額通貨整理法により昭和二十八年十二月三十一日限通用禁止。
五円黄銅貨	昭和二十四年八月一日政令第二九〇号	昭和二十四年	銅 六〇〇―七〇〇 亜鉛 四〇〇―三〇〇	七分二六 二二粍〇〇	一匁〇〇 三瓦七五	昭和二十四年八月十四日より 昭和二十九年	五九一、七五三、五四六	五九一、七〇〇、〇〇〇	形式改正 孔径五粍〇〇
十円青銅貨	昭和二十五年三月二日法律第三号仝二十六年十二月七日政令第三七号	昭和二十七年	銅 九五〇 亜鉛 四〇―三〇 錫 一〇―二〇	七分七五五 二三粍五〇	一匁二〇 四瓦五〇	昭和二十六年十月三日より 昭和三十年三月三十一日まで	一六九八、一六九、〇九九	一六九八、〇〇〇、〇〇〇	二十六年銘もある。
一円アルミ貨	昭和三十年三月十六日政令第三二号	昭和三十年六月一日	純アルミニウム	六分六〇 二〇粍〇〇	〇匁二六六 一瓦〇〇	昭和三十年四月一日より			形式改正
五十円ニッケル貨	昭和三十年六月二十日法律第二四号仝政令策一八八号	昭和三十年九月一日	同	八分二五 二五粍〇五	一匁四六六七 五瓦五〇	昭和三十年五月六日より			新貨幣

日本銀行券一覧表（告示順）

名称	大蔵省告示年月日	発行年月日	寸法	備考
兌換銀券 拾円券	明治十八年一月第一二号	明治十八年五月九日	三寸・一×五寸・一五	「大黒天」像
同 百円券	明治十八年八月第一一九号	明治十八年九月八日	三・八二×六・一五	同
同 壱円券	同	同	二・五八×四・四六	同
同 五円券	明治十八年十二月第一六六号	明治十九年一月四日	二・八八×五・〇二	同
同 五円券	明治三十一年十一月第二四〇号	明治三十一年十二月二日	三・一五×五・二五	「菅原道真」像 改造
同 壱円券	明治二十二年三月第二七号	明治二十二年五月一日	二・八三×四・九〇	「武内大臣」像、大正五年八月十五日より記番号をアラビヤ数字に変更して発行
同 拾円券	明治二十三年七月第三三号	明治二十三年九月十二日	三・三〇×五・六〇	「和気清麿」像
同 百円券	明治二十四年十一月第三六号	明治二十四年十一月十五日	四・三〇×六・九五	「藤原鎌足」像
兌換券 五円券	明治三十二年三月第一〇号	明治三十二年四月一日	二・八二×四・八二	「武内大臣」像
同 拾円券	明治三十二年九月第五一号	明治三十二年十月一日	三・一五×五・二五	「和気清麿」像 明治四十三年九月一日より記号をアラビヤ数字に変更して発行
同 百円券	明治三十三年十二月第五五号	明治三十三年十二月二十五日	三・四四×五・九五	「藤原鎌足」像 大正六年九月一日より記号をアラビア数字に変更して発行
同 五円券	明治四十三年八月第一〇七号	明治四十三年九月一日	二・六〇×四・五〇	「菅原道真」像
同 拾円券	大正四年四月二十四日第四四号	大正四年五月一日	二・六二×四・六〇	「和気清麿」像
同 五円券	大正五年十二月一日第一六三号	大正五年十二月十五日	二・四三×四・三一	「武内大臣」像
同 弐拾円券	大正六年十一月九日第一七六号	大正六年十二月二十日	二・八六×四・九三	「菅原道真」像
以上紙幣は壱円券（二種）を除き全部昭和二年四月の兌換銀行券整理法公布（法律第四六号）により昭和十四年三月末限り強制通用力を失う。				
兌換券 弐百円券	昭和二年四月二十四日第六六号	昭和二年四月二十五日	七三粍×一二三粍	裏白
同 五拾円券	同 第六七号	同	六三粍×一一三粍	市場には流通せず
同 弐百円券	昭和二年五月十日第八五号	昭和二年五月十二日	九七粍×一八八粍	告示当時実際には発行せず、昭和二十年八月初めて流通、「武内大臣」像
同 五円券	昭和五年二月十八日第三六号	昭和五年三月一日	七六粍×一三三粍	「菅原道真」像
同 拾円券	昭和五年五月十五日第一〇二号	昭和五年五月二十一日	八一粍×一四三粍	「和気清麿」像
同 弐拾円券	昭和六年七月十五日第一七七号	昭和六年七月二十一日	八七粍×一五二粍	「藤原鎌足」像
同 弐百円券	昭和七年一月四日第一号	昭和七年一月十六日	九七粍×一六五粍	告示当時実際に発行せず昭和二十年終戦後初めて市場に出る「藤原鎌足」像

名称	大蔵省告示年月日	発行年月日	寸法	備考
兌換券 五円券	昭和七年一月四日第一号	昭和七年一月六日	七六粍×一三二粍	「菅原道真」像
同 千円券	昭和七年四月十六日第一七八号	昭和七年四月二十日	一〇〇粍×一七二粍	告示当時実際に発行されず、昭和二十年終戦後初めて市場に出る。「日本武尊」像
銀行券 拾円券	昭和十六年十二月十四日等五五八号	昭和十六年十二月十五日	八一粍×一四二粍	昭和十九年八月二十五日より用紙漉入変更のものを発行。昭和十九年十一月二十日より番号を廃し記号のみのものを発行昭和二十年六月二日より用紙漉入変更のものを発行。
同 五円券	同	同	七六粍×一三二粍	昭和十九年十一月二十日より番号を廃し記号のみのものを発行。「菅原道真」像
同 壱円券	同	同	七〇粍×一二三粍	昭和十九年十一月二十日より番号を廃し記号のみのものを発行。「武内大臣」像
同 百円券	昭和十九年三月十八日第一〇七号	昭和十九年三月二十日	九三粍×一六二粍	「聖徳太子」像
同 百円券	昭和二十年八月十七日第三三二号	昭和二十年八月十七日	九三粍×一六二粍	同
同 拾円券	同	同	八一粍×一四二粍	「和気清麿」像は地紋刷一色となる。(70)記号以後のもの
以上紙幣は昭和二十一年三月七日限り、日本銀行券預入令（緊急勅令第八四号）により強制通用力を失つた。				
銀行券 拾銭券	昭和十九年十月二十五日第四八九号	昭和十九年十一月一日	五一粍×一〇六粍	「八紘一宇塔」小額通貨整理法により昭和二十八年十二月三十一日限り通用禁止された。
同 五銭券	同	同	四八粍×一〇〇粍	「楠木正成銅像」 同
同 百円券	昭和二十一年二月十七日第一三号	昭和二十一年二月二十五日	九三粍×一六二粍	「聖徳太子」像
同 拾円券	同	同	七六粍×一四〇粍	「国会議事堂」
同 五円券	昭和二十一年三月五日第一一三号	昭和二十一年三月五日	六八粍×一三二粍	
同 壱円券	昭和二十一年三月十九日第一二三号	昭和二十一年三月十九日	六八粍×一二四粍	「二宮尊徳」像
同 拾銭券	昭和二十二年九月五日第二〇五号	昭和二十二年九月五日	五二粍×一〇〇粍	「鳩」小額通貨整理法により昭和二十八年十二月三十一日限り通用禁止された。
同 五銭券	昭和二十三年五月二十五日第一五七号	昭和二十三年五月二十五日	四八粍×九四粍	「梅の枝」 同
同 千円券	昭和二十四年十二月二十八日第一、〇四七号	昭和二十五年一月七日	七六粍×一六四粍	「聖徳太子」像
同 五百円券	昭和二十六年三月二十七日第四〇四号	昭和二十六年四月二日	七五粍×一五四粍	「岩倉具視」像
同 五拾円券	昭和二十六年十一月二十四日第一七五二号	昭和二十六年十二月一日	六九粍×一四五粍	「高橋是清」像
同 百円券	昭和二十八年十一月二十七日第二二四四号	昭和二十八年十二月一日	七六粍×一四八粍	「板垣退助」像

（註）製造されたが告示されなかつたもの五種を除く。

新貨幣の製作

アルミ貨のできるまで

昔の銅銭（文　銭）は砂型に鎔けた地金を流し込んで作り、文字通りの鋳造であつたが、現在の造幣法は打製である。「貨幣鋳造」という言葉は今でも用いているが、これは旧慣に従つていう言葉である。江戸時代の小判や一分判のような打製貨と比べて見ると製法も面白く作業上よく似た点は幾等も見受けられる。金貨も銀貨も製作法はこのアルミ貨と変りはないが、寸法や目方の検査は一層厳重になる。

1. アルミニウム地金

アルミの場合は、他の地金を併用せず、純アルミニウムを使用するので原料そのままを用いる。

2. 地金の鎔解

アルミは鎔融点が低いから爐で安易に鎔けて「ゆ」になる。その時質を硬くするために千分の五の割合でマグネシウムを加鎔される。

3. 鑄棒を作る

爐から取鍋に移された「ゆ」は一旦たまり（マンドリン型）に注入して徐々に鋳型を立てて流し込む。

4. でき上つた鑄棒

このアルミ塊一本の長さは約七五糎、次に伸延工程に移る。

新貨幣の製作

大藏省造幣局提供

5. 五百馬力の圧延機

赤く熱した鋳棒は熱いうちに、強力なこのローラーにかけて薄くされ、十米余りに伸され、更 に規定の厚味に仕上げられる。

6. 圧穿機

鋭い音をたてて、平板から円形を打抜く。
抜屑板は再び鎔解へ

7. 圧縁機

不整形の円形は取除かれて、耳付け機にかけて縁に丸味をつける。

8. 圧縁機の働きと構造

耳付けされて連続的に飛び出してきて、見る間に山盛りになる。
漸く貨幣の形にはなつたが、まだ油で汚れた円板にすぎない。

9. 円形と耳付け済みの比較

耳付けは、直径を揃えて、圧印機え挿入し模様を圧印しやすくするために行はれる。尚孔あき貨幣はこの次の工程で孔が穿けられる。

10. 清洗作業

A 耳付けされ油で汚れた円板は重クロム酸加里と稀硝酸とともに廻転タンクで自動的に磨かれると薬品作用によつて薄い酸化皮膜ができて錆止めの役もする

B 水洗へ

C 石鹸水洗滌

D 洗滌が終ると乾燥機で水分を取除かれ白く輝いた玉の肌と なる。

11. 選出機

ここでは地金の色に合せて色電灯を用い、裏表を厳重に調べて瑕のあるものや汚れのとれぬものをはね出す。

12. 計数機

計数機を使つて一定の数量を一つ一つ容器に入れられる。

13. 秤量　厳重な秤量で記録されていく。

15. 圧　印　機

ゴトンゴトンと生ぶ声をあげ、圧印機で表裏一度に模様が打刻まれて新貨誕生、一台一時間七千二百枚の割合で作られる。

14. 無 印 の 円 形

幾人もの人の目に見守られ、手に觸れて、ここまできた、いよいよ最後のお化粧。

16. 極　　印

極印の黒い部分は鏡のように磨かれた部分で、貨幣の光るのはこの磨かれた面である。

↑ 新一円アルミ貨幣の表裏

この一円黄銅貨幣の代りにアルミ貨幣が発行された。

18. 検　　査

生れたばかりの新貨は検査室で最後の身体検査を受ける。
こうした仕事は細かい神経を使うだけに、女性が重用される。

19. 計　数　板

昔の銭桝と少しも変らない計数板を利用して検査をされる。

20. 検出された一円アルミ貨

圧印に依る不全貨幣や傷物は除かれる。

21. 計　数　機

ここで二度目の計数機にかかる。廻転している皿に落されて、
一枚づつ溝を通って下の袋に落ちる。
示数板の数字は正確で千枚になるとピタリと止まる。

通貨の變遷

22. 袋納め作業

一円貨一千円と表記した小袋に入れられると、鉛で封印され、更に一つ一つ秤量して記録される。

小袋詰を五袋あて丈夫な麻袋に入れて、製造年月日や責任者の印のある小札を付け更に鉛で封印される。

23. 地下の大金庫

麻袋に入れられた新貨は一応地下の大金庫に納められ、世に出る時は自動車で日本銀行へ運ばれる。

最古の貨幣 和(わ)銅(どう)開(かい)珎(ほう)

元明天皇（四三代）和銅元年（七〇八年）より五十二年間鋳造された。和銅四年の記録に「穀六舛を以て銭一文と換う」とあり、銭一文で穀物が今の舛で三舛五合は買えたわけ。

（開通元宝）

和同銭鋳造の手本とされた、支那銭

和同銭は二種類

銀銭

表

裏

表

銅銭

表

表

表

一千二百五十年前の 和同銭鋳型

和同銭は近江、河内、長門、周防等で鋳造された。その一つ周防の古い鋳銭場跡で発掘（大正十年八月）されたもの。後世の鋳造方法では鋳型はその都度消滅してしまうが、和同銭には焼型、即ち土型を焼いて固くして鋳金する方法をとつたものもあつて長年月に亘る今日までこの鋳型は保存されている。

皇朝十二銭

奈良朝より平安朝まで有名な古銭

（内数字は年数表）

和同銭から続いて国家直轄の鋳銭司で銅銭が発行された。世に皇朝十二銭と称せられるのである。この間二百五十年、改鋳毎に銭は小さく、そして軽くなつた。

元明天皇の御宇、
1、和 同 開 珎

和銅元年八月鋳造
（708） 銀及銅

淳仁天皇の御宇
2、萬 年 通 宝

天平宝字四年三月鋳造
（760） 銅

称徳天皇の御宇
3、神 功 開 宝

天平神護元年九月鋳造
（765） 銅

桓武天皇の御宇
4、隆 平 永 宝

延暦十五年十一月鋳造
（796） 銅

嵯峨天皇の御宇
5、富 壽 神 宝

弘仁九年十一月鋳造
（818） 銅

仁明天皇の御宇
6、承 和 昌 宝

承和二年正月鋳造
（835） 銅

仁明天皇の御宇、
7、長 年 大 宝

嘉祥元年九月鋳造
（848） 銅

清和天皇の御宇
8、饒 益 神 宝

貞観元年四月鋳造
（859） 銅

清和天皇の御宇
9、貞 観 永 宝

貞観十二年正月鋳造
（870） 銅

宇多天皇の御宇
10、寛 平 大 宝

寛平二年五月鋳造
（890） 銅

醍醐天皇の御宇
11、延 喜 通 宝

延喜七年十一月鋳造
（907） 銅

村上天皇の御宇
12、乾 元 大 宝

天徳二年三月鋳造
（958） 鉛の多い銅

鋳銭中絶時代 ─ 平安時代から桃山時代まで

外来銭時代

平安朝の末から鎌倉時代にかけて商業が発達し、中国への物産輸出の代金は中国貨幣と取換えられた。そして、それを我国の通貨として徳川三代将軍家光の寛永通宝ができる（一六七〇年）頃まで約五百年の長期に亘つて利用された。

中國、北宋 建隆元年

中國、唐 武徳四年

中國、明 永楽六年

中國、元 至元元年、

平安末期	文化は隆盛を極めたが、経済上大した進歩はなかつた 皇朝十二銭は磨滅して来たので、新に宋から輸入した銅銭で補充した。
鎌倉時代	米や布帛等の物品貨幣は漸次影を潜めて、銭の使用が盛んとなつた。
建武中興	新に造幣計画は立てられたが、実行には至らなかつた。
足利時代	銭の流通も盛んになつたが、整然たる貨幣制度を必要とする迄の経済状態にはなつていなかつた。 金・銀も地金のまゝで次才に貨幣の役目をはじめた。
戰国時代	戰乱のため産業は振興しなかつたにも拘らず、金銀は貨幣としての位置を高めて来た。 宋銭に代つて良い出来の明銭（主として永楽通宝）が全盛した。
織田豊臣時代	明治時代に至るまで流通した種々のものが、この頃に芽生えた。

銭の四角孔

銭は皇朝十二銭より千年もの永い年月、四角孔の方式を続けてきた。これは何故であろうか。
先ず工作上に便利という重要な点があるからである。　四角の孔に四角棒を通せば周囲の仕上に工合のよいこと。
使用上にも良い点は、孔に「さし」を通して括れば持運びに至つて楽であり、財布もいらない等である。

銭の暗黒時代

皇朝十二銭、支那銭、私鋳銭等入り乱れて世に流通!!
島銭もびた銭も足利時代から徳川初期に至る間に本邦で秘かに作られた粗悪な一種の贋造貨。文字だけは一人前総体に薄く汚いそれでもビタはビタなりの価値で流通した（大体永楽銭一枚にびた四枚の割合で）。

島銭

びた銭

銅貨幣緡

庶民の生活は銭で用が済まされていた。百文づつ藁繩に通して使う。この繩を「さし」という。
従つて一緡は百文が単位であるが、実数は九六文（枚）あれば通用した。
又これを賞與として與える時は緡の両端を青く染めて立派にして（青さし）といつた。
尚「さし」正百文の場合は一丁百一と唱えた。

最古の金銭　開基勝宝

淳仁天皇御宇
天平宝字四年（760）鋳造

表

裏

奈良縣生駒郡伏見村發掘

珍らしい菊桐の極印つき　竹流金

紋模様に雅味があり、織田・豊臣期のものといわれている。

表

裏

竹流金は適宜に切つて用いたものらしく、角を切り取つたりして四十四匁の一定量目にしてある。

表　裏

割つた竹に熔けた金を流し込んで作るという竹流金、しかし実物をよく観察すると細型のものは裏面に竹の丸味があるが、他のものは平で竹の丸味もなく普通に砂型に流したものらしい

無印竹流金

砂金十両分を一塊としたもので、これを叩き延して平にすると自然に楕円形となる、大判え発展前の姿で文字も極印もない。

古丁銀

表　裏

織田・豊臣時代に造られたものらしく、表面に鎚目を入れ、文字も極印もなく、丁銀の原始形ともいえる。

幕府以外の貨幣
加賀の金・銀と甲州金

我が国の中世以後は概ね乱世であつたために、統一した通貨は行はれず、従つて一定の貨幣鋳造所はなかつたが、諸大名の中にはその領内限りの通用の金銀を鋳造したものがあつた。
その最も多かつたのは足利氏の末から慶長以前までであるが、ここに揚げたものはその代表的なもののみである。 もつとも此等の金銀の存在を否定している説もある

加賀牛舌大判 写真は模造品

名そのまゝの妙な形、極印の桐紋は豊臣秀吉より前田氏に賜つたものという。加賀白山の神社の供物にこの形を残して牛舌餅というものがあるという。

加賀花降拾両

切断せずにこのまま通用させるので拾両の表記がある、

加賀花降切銀

切断して遣うために一面に極印が打たれている。越中国新川郡亀谷の銀抗が開け（慶長十六年）その産銀で作つたもの、尚花降とは良質銀の意味。

甲　州　金

珍らしい円形の洋風的な、金質の非常に良い金貨は、武田信玄の頃から使はれていたようである。甲州金は松木・野中・志村・山下の四家で鋳造をしたらしく、中でも「松木」の極印のあるものが最も多い。

甲信越地図

○＝産金地×＝合戦地

金山争奪に血道をあげた両英雄

天下の英雄、越後の上杉謙信と甲斐の武田信玄とが信濃川を挟んで長年に亘つて戦つた主な原因は、謙信は甲州判二十五萬両を鋳造した甲斐の産金地（金峰山）を欲し、信玄は謙信領有の佐渡の産金地に食指を動かしたための長期大争奪戦であつた。

何れか一人が他の産金地を奪うことに成功していたら、恐らく天下は上杉か武田のものとなつたであろう。
この史実にちなんで甲州大判、謙信大判などの玩弄貨幣（絵銭の類）が徳川中期以後に出た。

川中島合戦の図

天正長大判

量目164瓦　　品位 金千分の710 銀〃の290

英雄秀吉が天下を統一するや、天正十六年（1588）大判金を鋳造したのを最初に、その後小判金，丁銀などの鋳造を始めた。
大判は足利氏の末頃に始まり、織田氏を経て、豊臣氏に至りて極印及花押を備え貨幣としての條件を備えるに至つた。
豊臣氏は永く政権を維持することができなかつたので幣制は殆ど整備せず、従つて世に伝わる天正頃の金銀貨幣はその鋳造年代を正確に知ることが不可能とされている。

実寸従174 m/m 横104 m/m

裏

表

武藏墨書小判　文祿四年（一五九五）鋳造

最古の小判

この小判は徳川家康が、其領内に通用せしむるため江戸に於て鋳造せしめたもので駿河墨書小判金と共に我が国に於ける一定の形式を備えた小判金の最初のものである、後に述べる慶長小判金わこの武藏又わ駿河墨書小判に範を採つたものであるが価名及花押を極印に改められた

太閤円歩判金

「太閤袖小判」ともいう、通貨でなく賞賜用のために秀吉が鋳造せしめたものである。

表

裏

大阪一分金

これも一名「太閤糴壱分判」ともいう、秀吉が鋳造せしめたもので右の太閤円歩判と同様に用いられた。

表

裏

金座の話

織・豊・徳川の三百年　後藤家の獨占事業

德乘靈位
寛永八辛未十月十三日

左圖は後藤德乘の像

京都に住し、足利義政に仕えていた後藤祐乘という非常に秀れた彫金家があつた。金銀の鑑定、刀劍の金具、特に刀の目貫作りに於ては一代の名工であった。鏨法を永く子孫に伝え、その祐乘から五代目四郎兵衛光次は号を徳乘と名乗り、足利、織田及び豊臣に仕え特に秀吉の寵を受け、太閤桐といわれる豪放な紋章は彼の考案したものといわれる。天正十六年秀吉の命により大判小判を作つたとき、これ迄ほんの地金まる出しの雑な楕円形にすぎなかったものに極印を打ち込み、更に自分の名乗りを墨書して、眞正精良な貨幣であることを示す一定の形式を作つた。これが貨幣に極印を打つた最初で武藏墨書小判が即ちこれである。文祿二年徳川家康が（天下統一の十年前）関東に通用させる新貨幣を鋳造のため、その相談に徳乘を江戸に招いたが、徳乘は既に老年で下向することが出来なかつたので、手代橋本広三郎を一門に加え、後藤姓を名乗らせて、江戸へ赴かせ、小判以下の製作を代行させることにした。そして大判のみは徳乘自ら京都で製作に当つた。これがため家康天下統一後も大判座は京都に設け、大判の製作、墨判の書替え、金銀法馬の鋳造、金銀秤の分銅及び目貫等に当らせたので大判座のことを別稱分銅座とか目貫後藤とか稱えられるに至つた。

尚十代廉乘のとき江戸にも大判座を設け、元祿大判以後の大判を作るようになつたので、京都ではそれ以外の仕事をした。

後藤家系譜

- 元祖 祐乘（正興、四郎兵衛　永正九年五月歿七十三歳）
  - 二代 宗乘（武光、祐宗 四郎兵衛　天文七年八月歿七十八歳）
    - 三代 乘眞（吉久 四郎兵衛　永祿五年五月戦歿五十一歳）
      - 四代 光乘（光家、四郎兵衛　元和六年三月歿九十二歳）
        - 五代 德乘（光次 四郎兵衛　寛永八年十月歿八十三歳）
          - 六代 榮乘（正光、四郎兵衛　元和三年歿四十一歳）
          - 七代 顯乘（正継、理兵衛　寛文三年歿七十八歳）
        - 長乘—立乘
      - 元乘—琢乘—石乘
      - 傳乘—乘邑
      - 覺乘—演乘—達乘
      - 實乘—光令
- 八代 即乘（光重　寛永八年十一月歿）
  - 九代 程乘（光昌、理兵衛　延宝元年九月歿七十歳）
    - 實乘—俊乘—快乘—愼乘
    - 殷乘
    - 仙乘
    - 謙乘—一乘
  - 十代 廉乘（光侶 四郎兵衛　宝永五年歿八十一歳）
    - 十一代 通乘（享保六年歿五十九歳）
    - 乘賢
    - 光幸
- 十二代 壽乘（光理、四郎兵衛　寛保二年歿四十八歳）
  - 十三代 延乘（光孝、四郎兵衛　天明四年歿六十四歳）
    - 十四代 桂乘（光守 吉五郎　享和四年歿五十四歳）
  - 光佐
  - 光典
- 十五代 眞乘（光美、源之丞　天保五年歿四十八歳）
  - 十六代 方乘（光晁　安政三年歿四十一歳）
    - 典乘（明治十二年歿）
  - 光求
  - 光貞

後藤家二代より十七代に至る目貫の代表作品

名工三作とは初代祐乗（一四四〇―一五一二）四代光乗（一五二九―一六二〇）と八代即乗（一六〇〇―一六二一）をいうがこゝには初代及四代の作品はない。

（二代宗乗作能小柄）

（同上目貫）

（三代乗真作[illegible]小柄）

（五代徳乗作桐鳳凰小柄）

（六代栄乗作武者小柄）

（同上作海草貝目貫）

（七代顕乗作[illegible]小柄）

（八代即乗作布袋小柄）

（九代程乗作倶利伽羅小柄）

（十代廉乗作奈須與一小柄）

（同上目貫）

（十一代通乗作龍小柄）

（十二代寿乗作熨斗包小柄）

（十四代桂乗作[illegible]道具小柄）

（十五代真乗作岩に鳥小柄）

（十六代方乗作秋草小柄）

（同上作扇目貫）

（十七代典乗作倶利伽羅龍小柄）

徳川氏造幣事業

勘定奉行
- 金座
  - 大判座…後藤四郎兵衛家世襲（大判）京都・江戸
  - 金座…後藤庄三郎家世襲（小判一分判）
- 銀座……大黒常是（金座又は御勘定奉行の監督の下に行われた）
- 銭座……金銀座の支配下におかれ各所にあり興廃常ならず

徳川幕府発行貨幣種別表

種別	内容	創鋳
金貨幣		
大判	（拾両）（別称、黄金）「徳川氏以前よりの形式を襲用」	天保八年（一八三七）創鋳
五両判	一枚を以て小判五両に	慶長六年（一六〇一）改鋳
小判	（壱両）	慶長六年（一六〇一）創鋳
一分判	四枚で小判一両に	文政元年（一八一八）創鋳
二分判	二枚で小判一両に	元禄十年（一六九七）創鋳
二朱金	八枚で小判一両に	文政七年（一八二四）創鋳
一朱金	十六枚で小判一両に	
銀貨幣		
丁銀 豆板銀	慶長の幣制当時は五十匁元禄の幣制は六十匁以後は六十匁を以て金一両に	慶長六年（一六〇一）創鋳
五匁銀	十二枚で小判一両に	明和二年（一七六五）創鋳
一分銀	四枚で小判一両に	天保八年（一八三七）創鋳
「二朱判」	（別称、南鐐）八枚で小判一両に	安永元年（一七七二）創鋳
一朱銀	十六枚で小判一両に	文政十二年（一八二九）創鋳
銅貨幣	四貫文（四千文）小判一両に	
天保通寳	百文通用（重量、五匁五〇〇）	天保六年（一八三五）創鋳
寳永通寳	十文通用（重量、二匁三五〇）	宝永五年（一七〇八）創鋳
慶長通寳	一文通用	慶長十一年（一六〇六）創鋳
元和通寳	一文通用	元和五年（一六一九）創鋳
寛永通寳	一文通用（重量、〇匁七二〇）	寛永十三年（一六三六）創鋳
文久永寳	四文通用（重量、〇匁九〇〇）	文久三年（一八六三）創鋳
眞鍮貨幣	四貫文（四千文）で小判一両に	
寛永通寳	四文通用（背に波のあるもの重量、一匁三〇〇）	明和五年（一七六八）創鋳
精鉄貨幣	四貫文（四千文）で小判一両に	
寛永通寳	四文通用（背に波のあるもの重量、一匁三〇〇）	万延元年（一八六〇）創鋳
鉄貨幣	四貫文（四千文）で小判一両に	
寛永通寳	一文通用（重量、〇匁八〇〇）	元文四年（一七三九）創鋳

徳川幕府の大判は五種

慶　長　大　判　(笹書大判)

慶長六年発行　（1601）

量目　165.6瓦

品位			
金	千分	の	671
銀	〃		276
銅	〃		53

実寸縦152%横91%

表記墨書は拾両と後藤の花押（大判座　後藤四郎兵衛光次作）

徳川家康はこの大判を一万六千余枚作つている。はじめは専ら賞賜用として作つたが後に市場に出て通貨として用いられた。　流通相場は七両二分（小判建）を以て平価としたが、取引相場は必ずしも其平価によらず小判拾両以上の相場を保つた。　達筆なこの花押の形が笹の葉に以ていることから俗に笹大判ともいう。

裏

表

大判拾兩とは,,

大判は一種の貨幣であるが、小判の拾両と称するものとは異り、黄金即ち砂金の目方拾両「四十四匁余」を表したもので主として儀式上の進物に用い、「金壱枚」或は「黄金壱枚」と唱え 何両とは云わなかつた。

元　禄　大　判

元禄八年発行　（1695）

量目165.7瓦

品位			
金	千分	の	521
銀	〃		448
銅	〃		31

実寸縦156%横97%

表

裏

元禄文化の香りも高い、大判の美

金の品位は低下したが洗錬された製作技術によつて充分にそれを補つている。慶長大判よりも多く三万枚も作られているがその後の改鋳のために鋳潰されたので残存数は少ない。元禄という時代の憧憬も手伝つて時価は慶長・享保なみ。裏面にある「元」の字の極印は元禄の意味を表したものである。又たすみの「茂・七・九」の小極印は大判、金見役の極印。

享保大判　享保十年発行　(1725)

量目 165.8瓦

品位		
金	千分	676
銀	〃の	282
銅	〃	42

実寸縦154 m/m 横95 m/m

裏

表

この大判は八千五百枚鋳造された。小判と共にこの年代のものは慶長金に非常に似ていて品位は更によく花押も享保らしい筆調だ。裏面の金肌や、鎚目の跡などによつても製作年代や金質の良否が鑑察できる。尚花押は墨書であるから淡くなると後世、後藤家に持参して書き直して貰えたので花押だけ新しい古大判もある。

天保大判　天保九年発行　(1838)

量目 166瓦

品位		
金	千分	674
銀	〃の	276
銅	〃	50

実寸縦155 m/m 横94 m/m

金の拂底は益々酷くなつた

海外との貿易が盛んになるに從つて金の流出も多く又元文以來の改鋳（悪く）に良質の小判は私蔵するものが多くなり、政府の保有金は益々少なくなつた。從つてこの大判も製作数は至つて少なく一千八百余枚にすぎない。享保大判と殆んど同一品位量目のものを作つたが、花押のみは異つている。

大判の茣蓙目（鎚目）

天正大判の鎚目。

地金を叩いて延していくうちに自然についた鎚跡の美しさは、生きた鎚目が見られる。

慶長大判の鎚目。

系列的に鎚目を入れ、金質が均一精良なことを示している。

元祿大判の鎚目。

工作には石の上で表面を平にし次に鉄床の上で鎚目を叩きつけると、裏にでた跡は平になり他の石肌との違いが出てくる。

鮑熨斗の茣蓙目から大判に。

大判を貴人え贈答するときに鮑熨斗を添えて差上ることから、大判の鎚目を鮑熨斗の茣蓙目に似せて打つようになつたという。

天保大判の鎚目。

技術の進歩によつて意識的に茣蓙目に似せて打つてある。極印も明瞭に正しく打たれている。

萬延大判の茣蓙目。

綺麗にはなつたが、装飾的な美しさで眞の美しさは無くなつた。

萬延大判　萬延元年発行（1860）

量目　113瓦　　品位　金千分の363
銀〃　619
銅〃　18

実寸縦135㎜横80㎜

徳川末期の銀六割大判

幕末の動揺はこの別天地にまでもひびき二百年の伝統を破つて小形となつたうえに品位も銀六割強となり徳川末期の苦しみを反映するに至つた。

鎚目も極印もきちんと揃え花押も型紙で置いたと思はれるように揃つた字型で頗る美しい製作で品位が低下すれば金色も悪くなるはずだが色上げして色艶をよくしてあるので一寸判らない。一千七百枚を鋳造をした。

大小さまざまの小判壱兩

慶長

慶長六年（1601）発行

定量四匁七分六厘（金量四匁八厘）

品位 金842.9 銀157.1

特徴＝品位の佳良なことと、表面に打ちたる横線（茣座目）が他の小判に比べて細かい。

裏

表

元禄

元祿八年（1695）発行

定量四匁七分五厘（金量二匁六分七厘）

品位 金573.7 銀426.3

特徴＝大判及一分判と共に其裏に「元」の一字を表はしている。又品位の劣ることは甚だしい。

宝永

宝永七年（1710）発行

定量二匁五分（金量二匁七厘）

品位 金842.9 銀157.1

特徴＝裏面に「乾」字の極印あり小形である。有名な新井白石の献議によって品位を慶長小判並に復帰せしめたが、その定量は全く半分であるためこの小判を小形金とも称えた。

小判定量及金量は幕府既定表による。

正徳—享保

正徳四年より享保三年まで（1714～18）発行

定量四匁七分六厘（金量四匁八厘）

品位 金867.9 銀132.1

特徴＝慶長小判とよく似ているが、裏面の花押が慶長より小さい。又この年間のものは正徳・享保を区別する極印がない。「正徳・享保新金」と云われ、乾字金の失敗を恢復するために、慶長の旧制度に復して発行せられた良質の金貨である。

（品位、量目）の慶長への復帰政策は達成されたが、反面国民による退蔵や海外への流出で市場から影を没した。

表

裏

数多い極印は身分証明書

小判は表書通り、日本国中一兩は一両として立派に通用した。従つて銀貨の丁銀・豆板銀のように天秤の厄介にもならなくて済んだものだが、金質であるだけに、時折はその筋の御役所や両替屋で、目方の減つた偽物でないという目印のために小さな極印を押される。この小判も十余り押されて、見る目には汚いが、いわば自慢の身分証明書となつている。

目印極印

小判その他の金銀に、両替屋仲間の目印に用いた極印で「道吉作」の銘あり、其尖端に「イ」の字が刻してある。（寛文以前のもの）

元文

元文元年（1736）発行

定量三匁五分（金量二匁二分七厘）

品位 金657.1 銀342.9

特徴＝裏面に眞書で「文」の一字を表わしているので「眞文」という。この唱え方は、文政草文と区別するための俗称である。享保の良質小判が影を潜めたのに驚いて改鋳し、金量が少ないにも拘らず「同一の価値で旧貨と引替えよ」という政府も中々の乱暴だが、この改悪は海外流出防止には相当効果はあつた。

尚この小判は江戸時代を通じて最も長く流通した。

文政

文政四年（1821）発行

定量三匁五分（金量一匁九分五厘）

品位 金565.3 銀434.7

特徴＝背の「文」字が草書なので草文小判という。

将軍家斉の中年後の奢侈浪費と財政の膨脹に対応して、度重なる平価切下げ（改鋳）の結果、金質は更に低下してこの小判となつた。このためグレシャムの法則は遺憾なく発揮されて人民は良質の旧貨を秘蔵して出さなかつたので、政府は厳重な制裁を設けたが、効果はなかつた。

萬延

万延元年（1860）発行
定量九分（金量五分）
品位 金576.5 銀423.5

表

表

外国の金銀価に比べて釣り合をとり、小形の小判を作ったが却って国内の紛擾及び物価の騰貴を増し、尚各開港場よりは金貨幣の流出は止まず、内外情勢急迫のうちに明治新政府の手に委ねられた。

安政

安政二年（1855）発行
定量二匁四分（金量一匁三分三厘）
品位 金557.9 銀442.1

表

裏

特徴＝背面に「正」の字を入れ、正字小判といい形も小型である。黒船の来朝によって鎖国の夢は破れ、金貨の海外流出が激しく、このまま放置すると、金貨は皆無となるような情況にあったので品位を低下し量目を減少した。

天保

天保八年（1857）発行
定量三匁（金量一匁七分）
品位 金571.7 銀428.3

表

裏

特徴＝従来の手打ち平板造りでなくローラーを用い、機械で平滑にして作ったので表面のでき上りは美しくなったが、手作りの雅味は失はれた。「保」の字で年代を表わされこれを「保字小判」という

貨幣の改鋳ばかりやってきた政府はこゝでまた改鋳を行った。表向きは「品位を良くするから量目を減ずる」と称して、実際は金の量を更に落した。

天保五両判

天保八年（1837）発行
定量九匁（金量七匁五分八厘）
品位 金845.9 銀154.1

天保になって初めて作られた貨幣。品位は頗るよく、慶長金に匹敵するが、金量が、天保小判の五両（五枚）よりも少いので人民から嫌はれた。小判同様ローラーで平にした板金から作ったので、裏に鏨肌がない。

表

裏

慶長　元禄（元字）　宝永（乾字）　正徳享保　元文（眞文）　文政（草文）　天保（保字）　安政（正字）　萬延

一分判（金）

表

裏

後藤庄三郎光次の発案により鋳造された一分判。

二朱判（金）

表

裏

二分判（金）

眞文　草文

表

裏

価名 金の貨幣は両・分・朱の単位で数えられ壱両の四分の一が一分又壱分の四分の一を一朱と云ってこの時代の人々は至って重宝に使われたようである。

裏面右肩の字により或は形により時代の区別は案外容易につく。

一朱判（金）

表

裏

古二朱判（金）

二朱判（金）

注 この頁写真はいずれも拡大図

小判はこうして造られた
江戸本町金座の文政金作り絵図

←地金を秤る……大きな天秤を用いて金・銀銅を規定の量づつ秤る。上役は帳簿と照し合せつゝ秤の目盛を見守つている。

←大吹所……目方が秤られた地金を鎔鑛爐に投入れ、鎔解後、下の小穴を開け、砂型に注入し後これを打砕いて小塊として小吹所へ。

←さをがね作り……先ず最初に良質の金地金を作り、これに規定の銀と銅を混鎔して棹状の鋳型に注入し「さをがね」を作る。

←銅分を含んだものを取除く……「のべがね」を二つに切断し、半片は金位改所へ、他の半片はこゝで銅の有無をしらべる。図中右手では焼いて銅分を見ている。左手では銅分のない規定通りのものに極印を縁に連刻している。

←延金の金位をしらべる

銅気改所で切断された延金の一片はこゝでその金位をしらべられる、文政小判は小判の中でも品位はよくないものだ。右手は役人詰所。

←金の品位検定所

品位未定の金塊をこゝで試験石へ摺り付け手本金を共側に摺り試み金色を鑑定して金位を定める。

←小判の荒造り場

荒切小判を打延し食塩を塗つて爐火でやき、その質を軟くして、金鎚でうつて大体の小判形にする。

←清造り場……荒造り小判の表裏を平滑にして厚薄のないようにする。つまり無地の小判形を完成される。

→鎚目打ちと端打ち…… 小判の表面に刄のついた鎚で鎚目をつける。手加減でやるから鎚目の間が一定しないのも無理はない。
鎚目を打つと反るので、沢山重ねて打ち平にして楕円の寸法を一定にして仕上る。
こゝでも秤量しているが何度も秤量するのは昔も今も変らない。

←極印打ち…… 右の方で小判、左の方で一分判を打っている。小判は片面づつ打ち、一分判は台と極印とで表・裏の極印の間にはさんで鎚で打って一度に両面に模様を施す。

→金座役人の極印打ち
秤量して目方を定められ、最後に役人の極印が打たれる。

←小判の色揚げ…… 極印済みの小判は川砂で磨き平滑にし、色上げ剤を塗り爐火で焼き食塩で磨擦する、再三この作業を操り返すと表面の銀分を消散せしめ、純粋の金色となる。

→仕掛け小判の保管
毎日鋳造作業が終ると、仕掛け金は箱の中に入れ、帳簿と現物と照し合せて、封印をして保管せられた。

←できた金（小判・分金）の検査……
形の不整なものを除き、表や裏の極印をよく検査する。こゝでは羽織を着た上役が最後の検査をしている。

→包金所…… 百両づつ紙包し、表に金高を印し裏に包人の姓名を記し封印する。
これで百両包みができたわけ。

←金箱の蔵入れ……
二千両づつ入れられた金箱は金座の蔵に納められる

徳川幕府発行の銀貨幣　丁銀と豆板銀

元禄銀

元字銀（元の字極印）徳川綱吉　元禄八年（一六九五）九月改鋳
これより金壹両につき六拾匁。

慶長銀

徳川家康幣制を制定　金壱両につき五拾匁。慶長六年（一六〇一）七月創鋳

銀貨幣との換算

銀の貨幣は目方を計つて使つたので、目方の単位と同じの貫・匁を使われ、一貫目は千匁と換算された。日常の取引は、金の一両に対する銀相場によつて「銀何拾何匁」として通用した又銭相場に換算して、銀を銭に替え最も広く日常生活の通貨として用いられた。

丁銀・豆板銀の極印

丁銀と豆板銀は、共に銀座と共同の事務をとつた大黒常是という世襲職の者がその製作の実際に当つたものである。故にこれを大黒銀とも唱え、その包銀を常是包（別掲三七頁参照）とも唱えた。丁銀の表面には必ず大黒の像、常是の字、宝の字と三種の極印を具備している又豆板銀にも、是等の極印の一部分が必ず表わされている。

銀一個の重量

丁銀も豆板銀も一個の重量は不定にして、丁銀は凡そ三十何匁より四十何匁間のもので豆板銀も小わ何分何厘より大わ十匁以上に至る。

宝永銀

五年間に四度改鋳。半分も銅を混ぜた宝永丁銀（二つ宝）を始めに永字・三つ宝・四つ宝となると、その八割が銅で、全く銅貨といつてもよい位のもの。

二つ寳（宝の字極印二つ　徳川綱吉　寳永三年（一七〇六）六月改鋳

永字銀（永の字小極印）徳川家宣　寳永七年（一七一〇）三月改鋳

三つ寳（宝の字極印三つ）　寳永七年四月改鋳

四つ寳（宝の字極印四つ）　寳永八年（一七一一）八月改鋳（正徳元年）

文政銀

草文銀（文の字極印）徳川家斉　文政三年（一八二〇）五月改鋳

元文銀

文字銀（眞文字の極印）徳川吉宗　元文元年（一七三六）六月改鋳

正徳·享保銀

徳川家継
徳川吉宗（享保）
正徳四年（一七一四）五月改鋳

安政銀

正字銀（政の字極印）徳川家茂　安政六年（一八五九）十二月改鋳

天保銀

保字銀（保の字極印）徳川家慶　天保八年（一八三七）十一月改鋳

各地藩の切銀

戦国時代より徳川初期までは銀と銅銭が重用された時代で、勿論当時は一定の形や目方の銀貨もなく、ただ切断しやすいように平な形に鋳て、鋳肌に極印を打込み、大量取引のときはそのまま、小取引のときは適当に切断して秤にかけ目方で使つた。

明和五匁銀　明和二年（1765）鋳造

定量銀貨の創始この形式は前後に比類のない珍しいもの。

表

裏

定量五匁、品位銀460

この貨幣の表面に「文字銀五匁」とあるは、即ち文字丁銀の品位と同様の銀にて、五匁のものだという意味。即ちこれまで秤量貨幣たる丁銀・豆板銀という銀貨の制度に一大変革を与えた。

換算＝金一分に三枚、金一両に十二枚の制度に改めた。

文政（一朱銀）

文政十二年（1829）鋳造

表

裏

天保一分銀　天保八年（1837）鋳造

従来のものと一変して明かに表面に「一分銀」と表はした。

表

裏

天保・安政共に一分銀はメキシコ銀と同質。

安政五年の条約で三個（一分銀）を以て洋銀一個と釣合を明瞭にした。

安政一分銀

安政六年（1859）鋳造

表

裏

明和南鐐（二朱銀）

明和九年（安永元年）（1772）鋳造

表

裏

定量二匁七分　品位 金 1.3 銀978.1

南鐐とは江戸時代以前我が国で久しく云い慣はした上銀（純銀）の別名で恐らく支那南方から伝はる白銀の上等なものを唱えたものらしい。

文政南鐐（二朱銀）

文政七年（1824）鋳造

表

裏

定量二匁

嘉永一朱銀

嘉永七年（安政元年）（1854）鋳造

表

裏

安政二朱銀　安政六年鋳造

幕末安政六年に至つて始めて表面に「二朱銀」と字で表はし、安政大形二朱銀と唱えた。

表

裏

これも二個を以て洋銀一個と釣合を明瞭にし幕府は貿易に備えた。

この他に品位形式同一の（小形にして軽量二匁一分）寛政十二年鋳造の吹増二朱銀（南鐐）もある

壹分銀貳拾五両包

裏

表

壱分銀

壹朱銀弐拾五両包

壱朱銀

弐朱金五拾兩包

弐朱金

弐分判（金）百兩包

弐分金

三井次郎右衛門包

商用銀五百目包

裏

表

安政丁銀

此種丁銀の包には何の銀というように銀の種類を明示しない習慣であつた。五百目包は本両替屋（金銀の大量取引をなすもの）が多額の銀の取引の便宜上、包封したるもので、この五百目包二十個を一箱に容れたものを銀箱（別掲参照）といい其銀箱の表には銀拾貫目と大書したものである。

保字小判百両包

裏

表

天保小判壱両

天保小判百枚を一包としたるもので其目方は一包三百目（天保小判壱両＝三匁）

新小判百両包

万延小判壱両

これは万延小判の百両包で目方は八十八匁、従つて天保小判の百両包に比べれば非常に差異のあることは一見して明かである。（万延小判壱両＝　八分八厘）

総て銀の枚包というものは、儀式上の賞賜貢献等の場合に用うるものであつて一般の商業の取引に用うる銀包とは其の類を異にする。

銀の常是包
白銀一枚包

表

裏

丁銀及小玉銀を包封することを家職としていた、大黒常是が包封した銀をいう。表は銀壱枚とあり裏には常是の各種の封印と共に包封年月と包封の場所を表記してある　実寸55㎜×97㎜

三井次郎右衛門包
銀二枚包

表

裏

この銀包は三井組、詳しくいえば幕府の御用達町人たる金銀御為替御用達三井組として特に幕府から命ぜられて特別に包封したる銀の枚包み　実寸38㎜100

壱分銀　貳拾五両包の大きさ

銀五枚　（丁銀五本包）

昔の金貨幣の大きさ

大判（五枚）小判（六枚）と一分判・二分判を重ねて立体的に表わしてみた。これで見ると大判の大きさや小判の大・小及一分判（左方手前）二分判（光次花押）等それぞれの差がわかる。

十円のギザ目と大判の極印

更に大判の上に十円硬貨を乗せてその差を表わしてみたが、ここでは主として縁に注意をしてみたい。今の硬貨にギザギザのあるのは、縁を削り取られるのや他の硬貨との間違いを防ぐためであるように、大判の縁にも同じように極印が押されていて、削り取られないよう周到な用意がしてある。

側面（縁）拡大図

上の写真を更に局部的に拡大してみた、上から十円硬貨、天正、享保、元禄、慶長、天保大判で縁の極印は一寸見ると無雑作な凸凹のようにしか見えぬが、よく見ると表面の極印と同一の極印が打つてある。天正時代の古くから既にこれだけの注意が払われている。

寛永文銭

伝説の多いこの文銭は今でも指輪や、お守りとなつて厄病災難除けに使はれている。

表

裏

寶永通寶

銅十文銭

宝永五年創鋳

表

裏

精鉄四文銭

万延元年創鋳

文久永寶

銅　四文銭

文久三年創鋳

鉄一文銭

元文四年創鋳

寛永通宝

寛永三年より

水戸に於て鋳造のもの。

銭獨楽

大平を謳歌した元禄の頃より始つた遊びで、近くは昭和の初年頃まで地方の村でよく見かけた、こどもはもとより大人まで、これを作つて楽しんだという。その作り方は筆軸の短かく切つたものに文銭を四、五枚位貫き、その管の中に細い心棒を入れ廻転の軸とするのである。

寛永通宝（真鍮銭）の鋳放銭

明和六年以後に鋳造されたもの

寛永通宝四文銭

表

裏

明和五子年（1768）鋳造のもの

この鋳放銭（四文銭）は創鋳当時のものより背面の波形が少なく波紋状が大きくなつている。

一本の湯道棒の両側に種銭を列べた銭型に湯を鋳ぎ、一度に十八枚作られたもの、缺けている部分は後世に落離せるものであろう。

珍らしい天保通宝銭の枝銭

種銭鋳造場の図　百文銭を鋳造するに先ず其基本とすべき一枚の百文銭を彫刻する。之を母銭という、之より種銭を鋳造する場合は錫にて数十枚鋳写するので錫種銭という。更に錫種銭より数千枚の唐銅種銭を鋳造し、之を鋳形として百文銭を鋳製する。

銅百文銭

天保六年、全国の諸藩で発行の藩札と引替を目的として多類発行創鋳当時金壱両に付四十枚が安政年間には六十枚となり、万延年間には更に百枚となり維新後は只の八厘となつた。

百文銭鋳造の図

鋳型からまだ熱い鋳放銭をとり出している。

金座の監督の下に作られ形も花押も小判なみ!!

変形の銭

丸い孔の函館通宝

安政三年（1856）鋳造された鉄銭。

大形で鉛の細倉当百文

文久年間（1861～3）仙台領細倉銅山で発行の重い大きな鉛銭。

米沢藩の鉛銭二百文

慶応年間（1865～7）米沢藩生産局で出した鉛銭二百文。

方形方孔の仙台通宝

天明四年（1784）に鋳造された鉄銭。

鉛切手銭

元治・慶応の頃（1864～7）発行された珍らしい切手銭、私鋳銭で私札の役目をしたもの。

見せ銭

天保銭鋳造の利益（一文銭六枚鋳潰すれば百文銭一枚が出来る）を知つた各藩では、藩札と引換えを行うという理由から鋳造許可を政府に願い出るものが多かつた。しかし政府は「天保通宝」の銭名を用いることを許さなかつたので、これらの藩主はその形を同じものとして銭名の異つたものを鋳造し領内に通用せしめた。薩摩・島津藩の「流球通宝」、筑前・黒田藩の「筑前通宝」、土佐・山内藩の「土佐官券」等はこれに属している。併しこれ等の藩主は一旦許可されるや後は、極秘で「天保通宝」の鋳造を行つた。そのために現在ではこれらの藩銭はあまり残つていないので「見せ銭」と称している。

絵銭

大黒、恵比須、七福神、三猿、虎、駒引、念仏、などを現はした絵銭と呼ばれる銭がある。お守りにするための物ずきから作つたものであるから、通貨ではない。絵銭には数多くの変つたものがあり、鋳造数の少ないものほど珍重される。昔はおおざつぱだから一文銭と同じ重さや形のものは、さしにさされて通貨と混じつて平気で授受されていた

長崎で製造、輸出された銭

寛永銭が鋳造されるに及んで、全国で流通していた支那渡来銭の通用を禁止された。然し長崎地方では支那との貿易用に支那風の銭を造ることについて幕府の許可を得て万治二年（1659）から長崎鋳銭場で製造を開始した当時明朝末期の忠臣鄭成功（歌舞伎で有名な和唐内）が軍資金として永暦通宝を依頼してきた。これらの銭は彼が立籠つた台湾で主に使われた。

古鏡及古銭

上野寛永寺五重塔の絶頂部相輪の宝珠の中より女の黒髪（写真右下部）と共に発見されたもの

本邦最古の紙幣

伊勢山田羽書　銀札弐分

元和八年発行（一六二三）

表　裏

原寸40％×226％

紀伊和歌山藩銀札壱匁

元禄十五年発行（一七〇二）

裏　表

大名の発行した最古の藩札、

越前　福井藩　銀札五匁

寛文元年発行（一六六一）

福井藩での藩札発行に習つて全国の大名は自領の経済を助けるために、どんどん藩札を発行した。

裏　表

備前岡山藩銀札拾匁

享保十五年　発行（一七三〇）

裏　表

摂津尼ケ崎藩　銀札拾匁

安永六年（1777）発行

裏　表

安藝広島藩　銀札五匁

明和元年（1764）発行

裏　表

尾張名古屋藩　金札壱両　米切手

寛政年間発行（一七八九－一八〇〇）

金壱両と米六斗、と当時の換算率が表わされている。

表

この用紙には小判型に尾州の字がすかし漉きして入れらている。

出雲母里藩札

文政七年発行（一八二四）

銭札三十文及二十文

これら出雲母里藩のお札は、特漉のすかし模様を入れ製紙技術を生かせている。同じ頃の他藩発行のものと比べ当時の母里藩は、文化の進歩した藩であったことが窺はれる。

表　裏

表　裏

紀伊　根来　銀札壱匁　文政十二年発行（一八二九）

表　裏

備中　宮内　銀札壱匁　弘化四年発行（一八四七）

表　裏

近江　老蘇　豆手形銀札壱匁　嘉永二年発行（一八四九）

表　裏

播磨　佐用（旗下札）銀札百目

表　裏

近江朽木、炭札銭四十八文

表　裏

近江伊庭、種切手銀弐匁札

表　裏

大和、郡山藩、銭札五百文、

表　裏

近江朽木、炭札銭五百文

幕末発行

表　裏

土佐、高知藩　金札五両

銅版にて印刷されていて、土地独得の産物を図に著し優秀なものである。

表

裏

藩札発行の方法は藩の札奉行の下に領内の信用ある有力者を札元として発行引換の任に当らせた場合が多く、中には藩の産業会所をして発行させしめた例もある。本来正貨（銀貨）と引換られるべきであるが、準備金の用意が充分にあつたわけでなく、又確固たる信用を基盤としたものでもなく、領主の権勢に於て発行したものであるから実際には不換紙幣に近いものであつた。

摂津灘爲替手形

慶応三年（1867）発行

銀拾匁札

表

裏

銭四百文札

表

裏

日本最大の藩札　銭壹貫匁札

萬延元庚申年十一月熊本藩　細川家発行のもの

屑書に三万六千貳百三拾七の字番号があるのを見ると、相当多数に発行されたものと思はれる。

長崎唐館　紙幣

唐館内で使用するために発行されたもの長崎では此の他に製鉄所札も出されたという。

徳川時代の紙幣（藩札）の版木

材料には櫻や黄楊などが多く用いられている。

表　裏

表　裏

表　裏

銭はこうして鋳造された

この絵図は享保十三年（一七二八）凡そ百三十年前に仙台藩石巻に於て寛永通宝銭を鋳造のころの絵巻を石版にしたもので、昔の造幣作業を簡単に知ることができる。

此圖は享保十三年仙臺領石巻に於て寛永通寶銭を鋳造せる時の作業順序を画けるものにして原本は京都本銭屋御職座両替大年寄堺屋平兵衛旧蔵の絵巻物にて今これを同地中島泉貨堂に傳へたるを今回石版に寫し之を同好に頒つと云ふ

此銭座受負人は南部屋八十次家城太郎次田中惣七の三人なり南部屋は道代和銭考に江戸芝門前瀬川八十次と云ふも此と同人なるべし

此圖を通覧する時は當時鋳銭作業の順序を容易に理解すべきも猶左に一二説明を加ふ

大吹とは銅の大鎔解法なり同時に其品質を均一にすることを得

源太流しは炭、砂、滓等の中より水にて淘汰して銅粒を回収することなり

焙土は爐なり

形踏は型枠に砂を入れ種銭を並べ砂を踏固めて鋳型の上下半面を造るなり

湯道切は型砂の一部を切り去りて銅の流入すべき細き通路を造るなり

湯道切の後松葉を燃やし油烟を銭型上に附着せしめ鋳造の完全を期す

形〆は両面の鋳型枠を合せ締め付けて密着せしむるなり

甑は大吹にて調合済の地金を再鎔解する爐なり

湯次は地金の鎔解して湯となりたるを坩堝に移し入れ竪立せる鋳型の中に注ぎ込むなり

荃摺り、平研ぎ、丸め、直し摺り等は鋳成せる銭の形状を整へるため砥石、鑢、藁等を以て数回に摺り整へるなり

目ト切は穿の形を鑢にて正整するなり

床焼は火熱を与へて地金をなまし銭の脆弱性を去るなり

銑屋は鋳成せる銭を下検査する役なり

名主は取締役なり

銭舛臺は出来上りたる銭を上納する時並べ置く廣き臺なり

大正十二年一月

圓々堂甲賀記

徳川時代　錢座で使用した

坩堝

この坩堝によつて金属を鎔解した。

砥石

錢の輪側を砥ぐために用いたるもの、前頁絵図 九（丸目）参照

千両箱（銀箱）二種

江戸に於て一般に唱えられる千両箱の代表的参考品である。上部は頑丈なタガネの金具付で錠前も鍵も揃つている。大きさは高さ十八糎、縦二十一糎、横五十三糎。下部にある伊勢八と書いてあるものはその反対側に伊藤とあるから、恐らく江戸麹町八丁目にあつた有名な呉服兼両替商の伊藤氏伊勢屋八兵衛であらう。此箱は横二つ割の横開きで銀箱である。高さ十六糎五粍、縦二十七糎八粍横五十三糎。（三六、五七頁絵図参照）

江戸時代の各種千両箱

三つ葉葵の定紋入り千両箱

裏書からみるとこの箱は船の中に於て使用したるものらしい。

千両箱は初め千両を保管するためのものであつたが、後には必ずしも千両とは限らず壹萬両も入れられる大きなものから四、五百両に充てぬ小型のものもできこれ等を一と口に 千両箱と呼ばれた。

江戸時代の天秤

小鎚で木爪の部分を叩いて感度の正確さを検している。

金座にて金地金を秤つている図
小鎚を持つて木爪部分を叩いている
のが面白くみられる。

鳥居の中央より鎖によつて連結して懸垂されたる皿付の秤は、針口というもの、その針口の中央には木爪というのか見える、木爪の中央にある上下の針先を見易くする為に昔より両替屋は鳥居に下げ紙を貼つて用いた。

238年前の古天秤　京都両替屋伊勢屋藤兵衛使用品

其底の裏書にある通り享保貳年（1717）五月朔日京都鉄屋町三条北入御屋敷御用達両替屋伊勢屋藤兵衛が新調して、それ以来二百有余年間持ち伝えられたもの。

古天秤一挺附属品共　江戸三井両替店使用品

両替屋では主として、丁銀や豆板銀を秤量するに用いた。

江戸時代

両替屋（官許）で使用の

天秤の分銅

分銅一通り十九個

分銅は必ず天秤に附属したもので其数総計十九個を以て一通りと唱える

五百匁（伍拾両）の分銅

分銅を重ねた側面

（一）伍拾両と参拾両
（二）貳拾両と拾両の二個
（三）五両より壹両まで五個
（四）五匁より壹匁に至る五個
（五）五分より壹分に至る五個

幕府の監督の下に、分銅座で専門に作られた。極印が至るところに打たれている。

江戸両替屋店頭図

この図は本両替屋以外の所謂脇両替屋たる三組両替屋（金銀ばかりでなく銭の両替も取扱い且又一般の商業及金融業も兼ねて営んでいたもの）らしい。図中に銭及米俵の画かれている事にその裏付がある。

古川柳による傍証！
両替屋四粒ならべてくらわせる。

古算盤（上方　使用　京都三井両替店使用

背梁に銀目で「百、千 百、十、貫、百、十、匁、分、厘、毛」の十一桁の目盛があり、長さ九寸七分、横四寸八分、総て樫材を以て作つた頗る頑丈なもの。

小判歪み直し木台

小判や小粒等の表面の歪みたるものを叩いて平に揃えるに用いたもの

硯箱

三井両替店にて使用したるもの。

両替屋に於て使用の古算盤

上段二つ珠に、背梁に金銀米の三種の目盛があるので珍らしい

両替屋店頭の図（上方のもの）　針口天秤、銀秤、銀包みのさま、算盤、硯箱等と細かく見ると面白く、昔の両替屋の実際を知ることができる

金銀包用折紙

此の用紙は生美濃と端**キラヅ**という純粋の日本紙で、生美濃は小判及分判に用い端**キラヅ**は丁銀五百目包に用いた。

印　箱

三井両替店に於て使用の器物

江戸時代に

両替屋及び銭屋で使用した看板（三種）

両替とは貨幣の両目替（量目替）のことで必ず量目を以て取扱う金・銀の両替のことを意味したるもの

分銅形

銭の売買をなすものは「銭屋」と唱え、慶長十三年初めて江戸に於て、寛永銭が発行され其後益々銭の取扱が盛んになり、市中各所の繁昌せる町々、或は寺社の門前等に於て銭屋が散在した。

銭形

表

裏

銀秤（釐等子）

この銀秤は京都の秤座神善四郎の製作したるもの。瓢箪形の容器を「さや」という支那ではこれを等子匣という。

神の錘　守随の錘　厘秤の錘

江戸時代の銭箱

金桝

一分金や二分金を勘定するに用いられた。これらの金桝は今日の銀行などに於て使用する、青銅貨計などと歴史的系統をもつている

三井次郎右衛門包判木及押方見本

上部は包金の判木の捺し方見本下部は金銀包みの判木の実物。

自宝永元年
至安政六年

米1石宛り年平均相場表

年次	西暦	年平均銀相場（匁分厘）	両建換算額（両百十文）	金一両に対する銀相場（匁分厘）	備考
宝永元年	1704	47.50	788		12月22日夜江戸大地震
〃 5年	1708	75.00	1.293	58.00	
正徳元年	1711	70.50	1.079	65.36	
〃 4年	1714	201.80	2.762	73.05	
享保3年	1718	33.00	598	55.48	諸国豊熟 米1石宛り 永字銀にて66匁 宝永銀にて41匁 四宝銀にて133匁
〃 15年	1730	33.20	564	59.05	豊作米価頓に下落し 政府は買上米令を発す。
元文元年	1736	41.70	794	52.50	荻生徂徠の貨幣数量説を採用し、元文の貨幣改鋳を行う。
〃 4年	1739	66.00	1.135	58.15	鉄小銭1文銭を鋳る。
寛延2年	1749	60.00	994	60.35	貸金の利子は1両（銀60匁）につき月別銀9分と定す。（年利1割8分）
宝暦6年	1756	69.70	1.130	61.68	人口26,061,830人

年次	西暦	年平均両建相場（両分朱）	金一両に対する銀相場（匁分厘）	金一両に対する銭相場（貫文）	備考
弘化2年	1845	1.42	64.59	6.280	亜米利加船渡来。
〃 4年	1847	1.61	64.59	6.300	豊作にて秋に至り米価追々下落。
嘉永5年	1852	1.58	63.15	6.264	9月22日、明治天皇御降誕（新暦11月3日）
〃 6年	1853	1.71	64.56	6.274	家定十三代将軍となる。ペルリ浦賀に来航す、世間平穏ならず依つて米価騰貴す。
安政元年	1854	2.18	67.06	6.248	引続き平穏ならず。関西地方大地震
〃 5年	1858	1.89	72.36	6.706	家茂十四代将軍となる、三月、井伊直弼大老となる、6～9月コレラ流行死者全国20万東京4万。
〃 6年	1859	1.78	72.87	6.529	気候順調、米作無事 横浜港開港。

元禄年間米相場（米一石建値）

年次	西暦	年平均の銀相場（匁分厘）	両建換算額（両百十文）	金一両の銀相場（匁分厘）
五年	1692	45.00	742	60.61
六年		56.00	933	60.00
七年		67.15	1.119	60.00
八年	1695	75.00	1.213	61.82
九年		105.00	1.700	61.76
十年		87.50	1.458	60.00
十二年		63.96	1.222	52.33
十三年	1700	56.70	1.070	53.00
十五年		105.00	1.680	62.50

◎五年九州地方洪水。
◎六年美濃、近畿地方出水。
◎八年陸奥弘前飢饉。
◎九年米穀凶作飢え、津軽飢饉人死多し。
◎十年経費節約
◎十五年北海道方面飢饉。

自慶長元年
至貞享二年

米1石宛り年平均相場表

年次	西暦	年平均銀建相場（錢換算額）（匁分厘）	備考
慶長元丙申	1596	9.31 （217文）	金一両に対する銀相場 43匁8分
〃 5庚子	1600	10.00 （233〃）	9月関ヶ原役にて三成一派の豊臣軍破れ、徳川氏の覇業確立
〃 14己酉	1609	19.25 （385〃）	7月金一両に対し「永楽銭」1貫文、京銭4貫文、銀50匁と制定す。
元和2丙辰	1616	20.00 （370〃）	金一両に対する銀相場54匁 徳川家康薨ず
〃 3丁巳	1617	18.20 （337〃）	日光廟建設
寛永元甲子	1624	27.67 （446〃）	金一両に付銀換算率は62匁
〃 4丁卯	1627	21.80 （352〃）	〃 関東地方大震災
〃 10癸酉	1633	29.38 （474〃）	1月20日相模国小田原地方大地震
〃 11甲戌	1634	35.30 （569〃）	
正保元甲申	1644	30.75 （494〃）	
慶安2己丑	1649	29.25 （466〃）	
〃 4辛卯	1651	33.25 （540〃）	家綱四代将軍となる。由井正雪の変
明暦3丁酉	1657	34.50 （560〃）	江戸大火延焼一昼夜 焼死者10万8千人
寛文2壬寅	1662	42.75 （694〃）	諸国大地震、京都地方甚し。
〃 9己酉	1669	62.25 （1,011〃）	明暦3年以来13年間殆んど不作続き、米価暴騰す。
〃 10庚戌	1670	57.25 （929〃）	米不足にて米の消費節約令出る。大阪大暴風
〃 12壬子	1672	48.00 （779〃）	金一両につき銭4貫文とする令出る。
延宝3乙卯	1675	62.00 （1.051〃）	凶作続き、餓死する者多し
貞享2乙丑	1685	39.20 （659〃）	天和2年（1682）より金一両につき銀換算率60匁

銀位見競書

この見競べ書は元、享保三年十一月刊行のものに、元文元年文字金発行当時更に朱書を以て、享保と元文の両年代に於ける六品銀の通用割合を一目の下に比較せしめ換算に便利なように作られ両替店に於て利用したるもの。

徳川時代の各種通貨

（大判・小判・一分金・二朱金・一分銀・文銭、）

江戸方角安見図

日本橋及常盤橋附近枢要市街
延宝八年版

図中後藤金座（現在の日本銀行位置）附近の本両替丁及駿河町には江戸に於ける両替屋の中堅どころが店舗を持ち住居を構えたもので「両かへだな」「ならや」「樽や」「四日市」等は江戸市街の枢要区域であり、従つて水陸の便も今日とは大いに異り当時は非常に開けて居たことが偲ばれる。

江戸本両替屋
播新事播磨屋新右門店
（中井銀行の前身）

明治十五年新築落成記念に銅板刷りにて作られた写真で、新築とはいえ、格子造りの構えなどは、別掲の三井両替店と似ている。

幕末安政七年二月の古図、

引替札取人操込図の書入れあり此頃金銀の通用価値が俄に割増になつた為に、引替人が大勢群集して来たことがあつたからのことゝ思はれる。

同店
平面図

厳重な職人の出入り

貨幣の製造は特殊な作業である関係から工場への出入は昔は相当注意が払はれその厳重さが、この絵図によって想像される。

職人が出入の際用いた鑑札

江戸本町一丁目金座表門の図

職人出勤の際鑑札改め場の図

絵にみるように、職人は手に鑑札をもち、これを示して脱衣場に入る。

銭座職人自服脱場の図

作業所への出入には金座、銭座共に自服を脱いで場内で役人に裸体で出勤を示す

作業衣着用前、改場の図

職人は工場に入るとき門で鑑札を示し、ここでその鑑札を役人に渡す。一様な持ちものは木製の弁当箱でそれ以外のものの持ち込みを許さなかつた。

職人役服着用の図

ここで官給の作業衣を着け、それぞれの職場につく。

金座職人出口改めの図

退出の際は作業衣を脱ぎ、裸体で下役人に頭髪の検査を受け、爪先を洗い更に口を嗽ぐ。そして「罷出ます」と大声に述べ（口中に何物も含んでいないことを示す為）竹を跨ぎ退出する等人権蹂躙式検身法が行はれた

昔の旅と貨幣入

銭刀（ぜにかたな）　刀に見せかけた金入れ、　江戸時代の道中は頗る物騒であつたから紙入、財布などの外に路用の金を忍ばせるに苦労したので、苦心して作られたものらしい。

道中用 旅行枕

前の金具を開けば、ポッカリ口のあく枕で貴重品（お金）等を入れ、道中は枕にして用いたもの

路銀袋（金入れ）

革製にできていて丁銀・豆板銀等を入れ肩から釣下げて使用したもの。

さまざまの **銭入れ**

藩札入れ

これは女の用いたもの。

江戸及関八州通用金札

壱両札、　慶応三年発行

裏

表

実寸76粍×151粍

兵庫開港札

慶応三年に徳川幕府が兵庫（現在の神戸）開港のための費用に充てるため発行しようとした紙幣（金札）併し発行にはならなかつた。

表　表　裏　実寸43粍×80粍　表

太政官札（政府紙幣）

明治元年発行

実寸45㎜×135㎜　表

実寸35㎜×90㎜

裏　実寸39㎜×113㎜　表

裏　実寸53㎜×148㎜　表

実寸68㎜×158㎜　表

太政官札は五種、太政官会計局より発行され十三年間通用の予定であつたが、拾両・五両は明治八年五月限り通用禁止となつた。

民部省札（政府紙幣）

明治二年発行

表

実寸 43㎜×111㎜　裏

表

明治己巳發行

裏　実寸 36㎜×90㎜

太政官札は一両以上のもの多く一兩未満のもの少なきため、不便を救うために明治二年十月から発行同十一年八月まで流通したもの。発行高七百五十万円

表

表

裏　実寸 39㎜×91㎜

裏　実寸 39㎜×103㎜

大蔵省兌換証券 （政府紙幣）

明治四年十月発行

この種紙幣は国費の不足を補給するためと造幣用地金、吸集の目的とにより発行され、この他に拾円と三種類あり　明治八年五月三十一日まで（実際は十一月まで）流通した。

三井組の名儀を以て発行せられたのであるが、実際主として利益を享受し償却の責任を有したものは政府であつた、故に証券とはいえ政府紙幣であることは間違いない。

表

裏

日本最初の郵便切手

明治四年三月一日発行

同じ四年に初めて作られた郵便切手に太政官札や民部省札と同じように龍の図柄が使われている。

表

裏

開拓使兌換証券 （政府紙幣）

明治五年一月より発行

北海道の開拓資金に充当のため発行され、この他拾円、五円、壱円共六種類あり明治八年五月三十一日まで（実際は十一月まで）流通した　大蔵省兌換証券と同じく三井組名儀を以て発行した政府紙幣である

表

表

裏　表

表　裏

新　紙　幣（政府紙幣）

明治五年四月発行

この他に百円及五拾円あり

七種類共色区分によつて作られている。

独乙国で製造された新紙幣

太政官札及民部省札は製造粗雑で偽造多く、又藩札と共に交換し以つて紙幣の統一を行うため発行されたが後には国費支辨のためにも発行された、明治三十二年十二月末日限り通用禁止。尚この紙幣は我が国に駐在のドイツ公使フォン・ブラントの紹介でドイツ人ドンドルフに依頼製造した。発行五千二百八十九万七千百六十五円

表

実寸 90%×138%　裏

表

実寸 89%×138%　裏

表　裏

実寸 72%×112%

表

裏

実寸 53%×89%

実寸70%×112%

この紙幣は紙幅寸法が二円と一円、また半円、二十銭、十銭の三種がそれぞれよく似通つてをり、又金員の字体も細小で余り違つていない点から、一円を二円に十銭を二十銭に改描される弊害があり、又紙質が洋紙のために手段を施せば地紋や印肉を消滅し、彩色を変更することも容易であり且又損傷が甚だしく、その量も多いときは一ケ月十余万円の多きに及んだ。

表　実寸 54%×89%

実寸 52%×89%

改造紙幣 （政府紙幣）

註｛明治三十年十月一日、金本位制の実施までは通貨は総て銀本位で発行されたので金〇円と表記されている

拾円券　改造紙幣（政府紙幣）　明治十六年九月より

裏　実寸 92%×155%

表

新紙幣の紙質脆弱なことと、偽造をなし易い欠点を改良するため、明治十四年二月から漸次新紙幣と交換発行せられ、残余の新紙幣と運命を共にしたもの。

明治十五年七月より発行

裏　原寸85%×147%

表

表　明治十五年十二月より発行

表

小額政府紙幣

大正六年発行

実寸65%×103%　裏

表

欧州大戦は我が国に非常な好況をもたらし、それに伴つて通貨も膨脹を来し、政府は全力を盡して補助貨の鋳造に努力はしたが当時補助貨幣用素材である金属類の払底暴騰製造能力の減等に依り、需要を満すに至らず、ここにおいてこれら三種の小額紙幣を発行して一時の急に応じた。

表

実寸54%×88%　裏

表

実寸58%×92%　裏

小額政府紙幣（五　拾　銭）

裏

実寸64％×106％

表　昭和13年6月より発行

50銭銀貨に代つて発行

昭和12年～16年の支那事変の勃発によつて小額通貨の需要旺盛となり、一方補助貨幣用素材は軍需資材としての緊要度極めて大であるので昭和13年臨時通貨法を制定し五十銭の政府紙幣を発行することとなつたがこれがその最初である。

表　昭和17年12月8日発行

軍国主義を表したるものとして、米軍の占領政策により廃止となる

裏

実寸65％×105％

表　昭和23年3月10日発行

昭和28年12月末限通用禁止

戦後にできたお札の中で、最初にアメリカ紙幣の形容を表わしたもの　倘前後して発行された五銭券と共に表記の字も左書に更められた。

裏

実寸60％×108％

為替会社紙幣

大阪爲替会社預券

五拾両札

明治二年発行

実寸83％×163％　裏　表

表

東京通商司爲替会社金札

貳拾五両紙幣

明治二年十月発行

東京通商司為替会社の金札はこの他に一両紙幣も発行され、発行高は合計壱百五拾万兩

実寸71％×144％　裏

大阪爲替会社金札

五両札

明治二年発行

実寸58％×152％　裏　表

創業時の第一国立銀行錦絵図

設立者 渋沢栄一氏

国立銀行紙幣（第一国立銀行）　明治六年より発行

壱円券　表

拾円券　表

裏　原寸80㎜×189㎜、

裏

明治五年十一月国立銀行条令が公布され、才一国立銀行を初めとして全国で百五十三行が相踵いで開業され、各銀行で発行された紙幣は、これらと同一図案のもので、ただ発行地並に頭取及び支配人名印等は異つている　尚此種紙幣はアメリカ合衆国紐育で印刷製造されたもので明治二十二年十二月末限り通用を禁止された

現在の第一銀行本店

表

裏　表

実寸31㎜×86㎜

裏　表

実寸29㎜×80㎜

京都通商司為替会社ではこの他に金札一両を同年十一月より発行その発行高は六十四万両なり

裏

実寸37㎜×

裏　表

実寸62㎜×155㎜

名古屋藩農商会所　金札壱両　明治三年発行（一八七〇）

第十五国立銀行紙幣

五円券

裏　原寸80m/m×189m/m

表

貳円券

裏

表

本邦製最初の洋式印刷紙幣　第十五国立銀行新紙幣

当時紙幣寮では新式機械設備を輸入し、同時に技術者を招き、その指導のもとに本格的にお札の印刷を始め、先づ出来上つたのが下の壱円券である

壱円券　明治十年より発行

表

五円券　明治十一年より発行

表

裏　原寸75m/m×156m/m

裏　原寸90m/m×176m/m

西郷軍発行紙幣

明治十年西南役の際西郷方に於て発行された所謂西郷札といわれるもので、六種類共紙に表裏から薄い寒冷紗を貼合せて作られている異例のもの

表

実寸七四粍×一二二粍

裏

実寸七八粍×一二三粍

実寸六三粍×一〇〇粍

実寸六五粍×一一〇粍

実寸五八粍×九五粍

実寸五五粍×九〇粍

日露役（明治三十七年）に際し発行された軍用手票

銀壱円

明治三十七年発行

表

裏

実寸94㎜×132㎜

銀拾銭

表

裏

実寸72㎜×103㎜

銀弐拾銭

表

実寸70㎜×103㎜

銀五拾銭

実寸70㎜×103㎜ 裏

尼港事件（大正七年）シベリヤ出兵に際し発行された軍用手票

日露役発行の軍用手票と同じ図案で、部分的に改造されている。

壱円紙幣

表

裏

五拾銭紙幣

表

裏

表

表

軍用手票

昭和十二年発行

表

五拾銭紙幣

表

日露役発行の軍用手票と同じ図案で、部分的に改造されている。

表

裏

日支事変（昭和十二年）に際し発行された軍用手票

その後、拾円、五円及び左頁の五種類が発行され、戦線の拡大と共に支那大陸での通用地域を伸長していった。

表

急造された壱円紙幣

国内通用として造られていた一円日本銀行券の未完成のものを更に不必要部分を抹消し、軍用手票の字を挿入改造して戦地で使用されたもの。

裏

軍用手票は占領地区の軍費を賄うために発行される。そしてわが国も明治三十七年日露役以来戦役の度毎に発行されている。

日支事変軍用手票

（その二）

表

実寸67m/m×141m/m　裏

実寸56m/m×121m/m　裏　表

実寸50m/m×107m/m　裏　表

実寸48m/m×101m/m　裏　表

実寸45m/m×96m/m　裏　表

明治以降造幣局で製造された貨幣

金　　貨

品位（千分位）　金 900　銅 100

五円金貨

明治4年より発行

表　　表

直径 0寸787 量目2匁218
明治30年3月貨幣法により十円に通用

明治30年より発行

裏　　表

二円金貨

明治4年より発行

裏　　表

直径 0寸577 量目0匁887
明治30年3月貨幣法により四円に通用

一円金貨

明治4年より発行

裏　　表

此の1円のみ表面の模様が簡単になつている、形が小さいので当時は緻密な龍を刻ることができなかつたからだといわれる。

二十円金貨

明治4年より発行

裏　　表

直径 1寸157 量目8匁874
明治30年3月貨幣法により四十円に通用

明治30年より発行

裏　　表

明治3年発行の錦旗図案は御維新の意味から使用されたものらしくその後日の丸の国旗も制定され時勢に適せずとして図案が改正された
明治4年発行のものと比較し直径で2分強小さく量目も半減された。

十円金貨

明治4年より発行

裏　　表

直径 0寸971 量目4匁436
明治30年3月貨幣法により二十円に通用

明治30年より発行

裏　　表

註＝この頁写真はいずれも拡大図

五十銭銀貨

明治4年より発行

裏　　表

品位　銀 800　銅 200

直径1寸04　量目3匁329

明治6年より発行

裏　（模様改正）　表

4年より発行のものと比べて品位は変らず径で2厘縮少量目は増加。3匁588

明治39年より発行

品位　銀 800　銅 200

裏　直径0寸9　量目2匁7　表

銀価の騰貴に備え、二十銭と共に量目を軽くし、同時 龍図は姿を消した。

大正11年より発行

品位改正　銀 720　銅 280

裏　直径0寸775　量目1匁32　表

大正7年より改正発行されていたものを更に修正して発行されたもの。
尚この図案原稿は一般より懸賞募集された初めての当選図案

一円銀貨

改三分極印銀メキシコ銀（洋銀・ドル銀）

裏　　表

東洋の貿易に根強い力をもつたメキシコ銀は金の海外流出と入れ替つて盛んに我国に渡来し幕府もその流通を認め「改三分定」の極印を押し正貨とした。

明治4年発行

裏　当時は龍図が表とされていた　表

明治7年発行
同31年4月1日限り通用禁止。

品位　銀 900　銅 100

裏　直径1寸24　量目7匁176　表

主として貿易用として作られたので当時のメキシコ銀同様900位銀416グレイン（量目）と刻まれている。

明治8年発行

品位　銀 900　銅 100

裏　直径1寸24　量目7匁245　表

一円銀の名を貿易銀と改め少し量目を加え米国銀貨と同一としメキシコ銀及び米国銀を東洋貿易市場から駆逐する目的であつたが、その結果大量の海外流出をきたし、間もなく旧の一円銀に復帰した。

註＝この頁写真はいずれも拡大図

二十銭銀貨

裏　表

明治三年発行

裏　表

明治六年発行

是より一円以下の銀貨は模様を統一された。

裏　表

明治三十九年発行

五十銭と共に縮小され、同時に表・裏の改正
龍の模様も旭日に変つた。

◉この頁写真は拡大してあります。

十銭銀貨

裏　表

明治三年制定

裏　表

明治六年発行

裏　表

明治四十年より発行

十　銭

白　銅　貨　大正9年より発行

裏　表

ニツケル貨　昭和8年より発行

国防資源としてニツケル貨が採用され
技術的にも見事に成功した、尚この模
様は公募図案より採られた。

アルミ青銅貨　昭和13年より発行

支那事変の進展とともに新意匠を盛り
戦時貨幣として登場した。

十　銭

アルミニウム貨　昭和15年4月より発行

一銭に続いて当時最も豊富な資財アル
ミニウムを用い、線の刻みが復活した。

錫　貨　昭和19年3月発行

アルミニウム貨　昭和21年より発行

表面に稲穂を配し裏面も従来のものと異なり大日本の
字は消えて日本政府と刻まれている。

五銭銀貨

裏　表

明治三年制定

裏　表

明治四年発行

一円金貨と同じ理由で龍を
簡単なものに代えた。

裏　表

明治六年発行

他の銀貨と共に同一模様とした

註＝この頁写真はいづれも拡大図

五　銭

白　銅　貨　明治22年より発行

従来銀貨であつたものが初め
て白銅貨になつたため模様も
特に簡単なものにしてある。

品位 ニツケル 250
　　 銅 750

裏　表

白　銅　貨
明治30年より発行

模様を緻密にするために改鋳
一銭と共に稲図を現している

白　銅　貨
大正6年より発行

偽造防止の目的で孔が開けられた。
品位は明治22年発行のものと変つ
ていない。

白　銅　貨
大正9年より発行

十銭白銅をつくるために大きな差
をつける必要から前より小型にな
つて現れた。　品位不変

ニツケル貨
昭和8年より発行
品位純ニツケル

十銭と共に公募図案による
新模様となる。

アルミ青銅貨
昭和13年より発行

十銭と共に改正された。

品位 アルミニウム 50
　　 銅 950

アルミニウム貨
昭和15年8月より発行

十銭に続いてアルミニウムとなつた
品位 純アルミニウム

錫　貨
昭和19年7月発行

品位 錫 930
　　 亜鉛 70

錫　貨
昭和21年より発行
図案改正　量目増加

二銭銅貨

裏　表

アルミニウム貨
昭和十三年発行

一躍小型軽量になつた

アルミニウム貨
昭和十六年より発行

錫　貨
昭和十九年より発行

明治六年制定七年より発行され以来一度も変更されず、明治十七年にその製造は中止された。

半　銭

五厘銅貨
明治四年より発行

裏　表

五厘銅貨
明治七年より発行

裏　表

五　厘

青銅貨
大正五年発行

一　厘

裏　表

銅貨
明治四年より発行

明治七年より発行

一銭銅貨

裏　表

銅貨
明治四年より発行

銅貨
明治七年より発行

黄銅貨
明治三十一年発行

青銅貨
大正五年発行

黄銅貨
昭和十三年発行

支那事変のため錫の代りに亜鉛を入れて黄銅貨となり、波と八咫烏の非常時局を反映したものとなつた

◉この頁写真は拡大してあります

十銭・五銭アルミ貨の包み

珍らし弐円五拾銭包
「第百銀行」つて、そんなの知らないわ、十年一昔全く今の若い人等には無知の名の一つにすぎない

表書に拾銭貨幣五円とあり（五拾枚包）銀行名のある包紙姿は今では会計係の人々には懐かしい思い出である。

五拾銭黄銅貨
昭和21年より発行

裏　表

品位　銅　600～700
　　　亜鉛　400～300
直径23粍5　量目4瓦50

五円黄銅貨
昭和23年より発行

裏　表

直径22粍量目4瓦
始めて硬貨に建造物の図を採り入れられた。（国会議事堂）
品位は右の50銭と同一

五拾銭黄銅貨
昭和22年より発行
（実寸図）

裏　表

五円黄銅貨をつくるために大きな差をつける必要からずつと小型に改められた。図様も改正された
品位率不変　直径19粍　量目2瓦80

五円（孔明）黄銅貨
昭和24年発行

裏　表

23年発行のものと品位及直径は不変　量目のみは稍少ない

十円青銅貨
昭和27年より発行

裏　表

29年度（会計年度）には、この硬貨は5億2千万枚（52億円）製造された。
品位　銅　950　錫　10～20　亜鉛　40～30
直径23粍5　量目4瓦50

一円黄銅貨
昭和23年より発行
（実寸図）

裏　表

明治時代の金銀貨に代つて70余年ぶりの一円貨として誕生。
直径20粍　量目3瓦20

十円硬貨の極印

裏面　表面

輪型の中で表・裏の極印が上・下より圧印して十円貨は生れる

五十円ニツケル貨
昭和30年9月1日発行

裏　表

品位　純ニツケル
直径25粍量目5瓦50

日支事変当時全国各地の駅前等に見られた千人針風景。

千人針の胴巻

千人針と共に戦地に行つた硬貨（孔あき銭）

この写真は拡大してあります。

日本銀行券の図案改正

明治21年～24年はお札の図案改正期で銀行券の表面に人像を入れることとなり、明治22年9月閣議で下図肖像の七人が選定された。また人像を入れることは偽造防止に役立つのである。

日本銀行兌換銀券　明治二十二年五月より発行

「武内大臣」像

人像を券面に掲げることになつてからの最初のもの　尚此銀行券は現在でも通用される　大正五年八月十五日より記番号をアラビヤ数字に変更して発行

実寸87㎜×152㎜

日本銀行創立後（明治十六年）発行された銀行券

壹　　円　　券 （現在通用）

日本銀行兌換銀券　　明治十八年九月発行

裏　　実寸 78%×136%

表

此券は昭和2年の兌換銀行券整理法から除かれて以来最近の小額通貨の整理にも觸れず現在も通用する。

日本銀行券　　昭和十八年十二月十五日より発行

「武内大臣」像　　表

昭和十九年十一月二十日より番号を廃し記号のみのものを発行、現在も通用する。

実寸 70%×122%　　裏

日本銀行券　　昭和二十一年三月十九日より発行

「二宮尊徳」像　　表

実寸 89%×138%　　裏

五　円　券（その一）

日本銀行兌換銀券　　明治十九年一月発行

表

裏

原寸86%×151%

日本銀行兌換銀券　　明治二十一年十二月発行

表

「菅原道真」像

裏

原寸95%×158%

此頁の銀行券は全部　昭和二年（1927）四月公布の兌換銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止されることになつた。

五円券　（その二）

日本銀行兌換券

明治三十二年四月発行

「武内大臣」像　表

明治四十二年製造

原寸86%×147%　裏

明治四十三年九月発行

「菅原道真」像　表

原寸78%×137%　裏

大正五年十二月発行

「武内大臣」像　表

原寸75%×132%　裏

此頁の銀行券は全部 昭和二年（1927）四月公布の兌換銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止されることになつた。

五円券　（その三）

日本銀行兌換券

表　昭和十七年一月六日発行

表　昭和五年三月一日より発行

裏　原寸75%×133%　「菅原道真」像

表　原寸76%×132%　「菅原道真」像

本頁下段の昭和二十一年三月発行のもの以外は昭和二十一年（1946）三月七日限り「日本銀行券預入令」によつて強制通用力を失つた。

日本銀行券

表　昭和二十一年三月五日発行

表　昭和十八年十二月十五日発行

裏　原寸68%×131%　（現本通用）

裏　原寸77%×135%　「菅原道真」像

昭和19年11月20日より番号を廃して記号だけとなつた。

拾　円　券　（その一）

日本銀行兌換銀券

明治十八年五月発行

招へいした有名な印刷彫刻家でイタリー人の
エドワード・キヨソーネの彫刻になるもの。

実寸 93%×154%　裏

明治二十二年五月発行

拾円券は此の様式改造のものから人像を入れることになつた。表

実寸 100%×171%　裏

日本銀行兌換券　明治三十二年十月発行

「和気清麿」像　表

明治四十三年九月一日より記号をアラビヤ数字に変更して発行。昭和二年（1927）四月公布の兌換銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止された。

明治三十三年製造

NIPPON GINKO
PROMISES TO PAY THE BEARER ON DEMAND TEN YEN IN GOLD.

実寸 95%×158%　裏

裏に猪が出ていることから拾円のことを猪といわれるようになつた

拾　円　券　（その二）

日本銀行兌換券

実寸 80%×138%　裏

大正四年五月発行

「和気清麿」像　表

昭和二年（1927）四月公布の兌換銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止された

昭和五年五月二十一日発行

兌換券最後の拾円紙幣　「和気清麿」像　表

昭和二年四月兌換銀行券整理法の成立に基づいて改造券として新しく発行されたが　昭和二十一年（1946）二月金融緊急措置によつて新日本銀行券（新円）が発行され昭和二十一年三月七日限り「日本銀行券預入令」によつて強制通用力を失つた。

実寸 80%×143%　裏

日本銀行券　昭和十八年十二月十五日より発行

「和気清麿」像　表

昭和十七年一月新に「日本銀行法」が制定され、金銀貨や金銀地金を兌換準備とする従来の法律の規定を取止めて、金銀貨や金銀地金は国債や優良な手形などと同様に、お札発行の保証として扱われることになり、従つてこれまでの日本銀行兌換券という名前は単に日本銀行券という名前に改められた。昭和十九年 八月二十五日より用紙の漉入を変更して発行された。
昭和二十一年（1946）二月金融緊急措置によつて 新円に切替の為三月七日限り「日本銀行券預入令」によつて強制通用力を失つた。

実寸 82%×146%　裏

問題になつた拾円券

日本銀行券　　　　昭和二十一年二月二十五日発行

「国会議事堂」　　（現在通用）　表

原寸76%×140%　　裏

偶然の重なりが多くて、国会に於て問題になつたこのお札の図柄はもともと、仏教より取り入れたもので原図には國会議事堂の写真でなく、薬師如來の隨身で十二神將のうち伐折羅の激怒した面相が挿入されていたが当時通貨や郵便切手の図案は連合軍司令部の統制下にあつて、それが許可にならず取敢えず国会議事堂の正面図を挿入した。従つて図柄左方四つの円形模様も蓮台の俯瞰図であり、それに拾及10の字を入れてある。裏面の種々な図柄も全て仏教による引用にてここではそれらの説明は宗教家の研究発表に任せたい。

拾円券の原図作品（表・裏）

表

この模様が（瑞雲と水蓮）裏面に四十八個あることも仏教による四十八願の成就を表わしたものであることを一例として附記して置こう

裏　昭和二十一年二月の新円用図案を前年の二十年秋に印刷局や民間の五大印刷会社等から募集した作品の一つでこの原図で判る通り、仏像は国会議事堂と入替え、（¥10）の部分下図も（¥1000）部分下図を縮少したものであることがわかる。

日本銀行券　（拾円券）　　昭和十九年十一月二十日より発行

拾　円　券　（その三）

日本銀行券

「和気清麿」像

印刷局では広大な占領地域で使うお札（軍用手票）の印刷に追われていたため紙幣の番号も廢し記号のみとして印刷の製造能力をあげ通貨の増発に備えるに至つた。尚昭和二十年六月二日より用紙の漉入も変更して発行された。

実寸 87%×147%

昭和二十年八月十七日より発行

「和気清麿」像

用紙の質をおとし、印刷も手をはぶいて平版印刷による粗末なものとなつた。記号（70）以後のものは地紋刷が一色となつている。いわば当時の社会情勢を反映したお札のモンペ版といえましよう。

実寸 81%×141%

此頁の紙幣は全部 昭和二十一年（1946）二月金融緊急措置によつて 日本銀行券預入令が発令、新日本銀行券（新円）が発行され切替の為三月七日限り整理された。

五拾円券
日本銀行券

日本銀行券　　昭和二十六年発行

表

現行の日本銀行券の大きさは頁の百円券を除いて統一された形になつていることが特色といえよう

実寸69㎜×145㎜　　（現在通用）　　裏

百円券（その一）
日本銀行兌換銀券

日本銀行兌換銀券　　明治十八年九月八日発行

「大　黒　天」像　　表

この百円は最初のもので当時百円とは大金で庶民には縁の遠いお札であつた。

昭和二年（1927）四月公布の兌税銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止された。

縦三寸八分二厘　　横六寸一分五厘　　裏

弐拾円券
日本銀行兌換券

日本銀行兌換券　　大正六年十一月二十日発行

「菅原道真」像　　表

日本人のみの手で凹版印刷原版彫刻ができた最初のもの、昭和二年（1927）四月公布の兌換銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止された。

実寸 87㎜×150㎜　　裏

日本銀行兌換券　　昭和六年七月二十一日発行

「藤原鎌足」像　　表

昭和二十一年三月七日限り「日本銀行券預入令」によって強制預金により通用力を失つた。

実寸87㎜×152㎜　　裏

百　円　券（その二）

日本銀行兌換銀券

日本銀行兌換銀券　　明治二十四年十一月十五日発行

「藤原鎌足」像　　表

明治以後発行の銀行券で形が最も大きいもの

昭和二年（1927）四月公布の兌換銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止された

実寸130%×211%　　裏

日本銀行兌換券

日本銀行兌換券　明治三十三年十二月二十五日発行

「藤原鎌足」像　　表

この銀行券より日本銀行のマークが入れられ、マークのことを俗に目玉と呼ばれている　此券発行の当時は記号も漢字を用いていたが、大正六年九月一日より記号をアラビヤ数字に変更して発行された。昭和二年（1927）四月公布の兌換銀行券整理法により昭和十四年（1939）三月末日限り（強制通用力を失う）通用を禁止された。

実寸 104%×180%　　裏

百　円　券（その三）

日本銀行券

昭和五年一月十一日より発行

「聖徳太子」像　表

実寸 93%×162%　　裏

日本銀行券

昭和十九年三月発行

従来のように精巧なお札を作る余裕がなくなつて昭和五年より発行のものを簡素化し同時 この券から兌換の文字を廃し単に日本銀行券と名前も改められた　表

実寸 93%×162%　　裏

粗末なお札が流通している国はそれだけでインフレが進んでいることがわかる、紙質も悪く、十円券と同様に平版印刷で作られているのは終戦当時の資材不足が知られる。　表

実寸 93%×160%　　裏

本頁の上・中段二種は昭和二十一年三月七日限り「日本銀行券預入令」によつて強制通用力を失つた

百　円　券（その四）

日本銀行券

昭和二十一年二月二十五日発行

「聖徳太子」像　（現在通用）　表

実寸 93％ × 162％　裏

昭和二十八年十二月一日発行

「板垣退助」像　（現在通用）　表

実寸76％×148％　裏

弐　百　円　券

日本銀行兌換券

日本銀行兌換券　昭和二年四月二十五日発行

実寸 73％×123％　印刷様式は平版二色刷　表

裏

未曾有の経済恐慌に当つて、三日間で製造され急拠発行されたもの、従つて裏面は無印刷のお粗末なもの、後これを裏白券といつた。昭和二十一年三月七日限り「日本銀行券預入令」によつて強制通用力を失つた。

二百円券はこの他に昭和二年五月十日告示によるものがあつたが実際には当時発行せず、昭和二十年八月終戦直後初めて流通した（「武内大臣像」97％×188％）ものがある

三回目の貳百円券

日本銀行兌換券　昭和二十年八月発行

実寸 97％×165％　表

「菅原道真」像

此の紙幣は昭和十七年一月四日附大蔵省告示により発行されることになつていたが、当時は発行されず、昭和二十年（1945）終戦直後初めて市場にでたが新円に切替の際通用を禁止された。

裏

五百円券
日本銀行券

日本銀行券　　昭和二十六年四月発行

表

実寸77㎜×157㎜　　（現在通用）　　裏

これも千円券と同じように横長の形で裏面一杯に風景を入れ、印章以外は日本文字は入つていない

千円券
日本銀行兌換券

日本銀行兌換券　　昭和二十年八月十七日発行

「日本武尊」像　　表

原寸 101㎜×172㎜　　裏

千円券
日本銀行券

日本銀行券　　昭和二十五年一月発行

「聖徳太子」像　　表

原寸 76㎜×164㎜　　（現在通用）　　裏

従来のお札と形も違つてアメリカのお札のように横長で、表面右に肖像を入れ、裏面は風景が入れられ日本文字は発券局長の印章以外は使われていない

印刷局印刷工場

お札の印刷代金は日本銀行が国庫に支払うことになつていて一年間に三十五億から四十億円近くにも上る大きな金額となつております

印刷の度数を百円札に例をとれば、表六度、裏は三度の合計九度刷りで、しかも各段階の受渡しには数十回に亘り厳重な検査が行われる。

壹円券はオフセット印刷機で大量生産的に作られる

お札の印刷は凹版という印刷彫刻の中で最も難しい原版を作るのである。これが出来る人は日本全体でも極めて少なく、殊にお札の原版を作れる人は国宝といわれる程少なく、専門家の間ではどこの誰と名前も素性も有名になつております

凹版印刷で作られる百円券

拾　銭　券

日本銀行小額券

昭和19年発行

裏

表

実寸 50%×105%

最初の円以下の日銀券、補助貨の代用として五銭券と共に発行された。

昭和22年発行

裏

実寸 53%×100%

表

昭和28年12月末限通用禁止

五　銭　券

日本銀行券

昭和19年発行

裏

実寸 48×100%

表

補助貨の代りに発行されたもので拾銭券と同時に出された

昭和23年発行

裏

実寸 48%×95%

表

日本銀行券では最初の左書券

昭和28年小額通貨整理に関する法律により同年12月31日限り強制通用力を失つた。

優美な紙幣寮（今の印刷局）当時の庁舎

この写真は大手町に明治九年十月竣工当時のもので創設は明治四年（1871）大蔵省の中に設けられ、紙幣司に始まり紙幣寮・紙幣局・内閣印刷局等を経て今日の大蔵省印刷局に至る。当時は紙幣の製造のみでなく、紙幣の発行や交換の事務も行つていた。

大阪天満川崎造幣局の錦絵

明治元年造幣局の設立を企て、工事着手以来満二年後（明治三年十一月）豪華な欧風建築物が竣工、翌四年四月四日操業式が行われ、七月末頃より同所で造られた貨幣が発行されるようになつた。当時わが国は科学的知識が普及せず各種の工業は幼稚な国内工業の域を脱していなかつたから、大煙突を空中に聳立した大工場は世人を驚嘆せしめた。

現在の大阪　造幣局

帝都文化の変遷推移の跡を見る

江戸浮世絵の大家鍬形蕙斉が
文政四年（一、八二一年）に書いた肉筆
江戸駿河町越後屋並に三井両替店の全景

文政四年から五拾余年後の
越後屋及三井銀行
明治六年（一、八七三年）撮影のもの

右方は明治六年設立された三井銀行で「三井ハウス」「三井バンク」と当時の人は云つた。左の古風な建物は越後屋屋根の上に鯱が附けてある。（明治三十一年十二月三越呉服店と改稱）で街路のガス燈及び人力車等新旧混乱時代の面影を偲ぶ事が出来る。

江戸時代の駿河町も今では高層建築にすつかり変り見違えられる。
左三越本店と右三井銀行本店

兌換券の整理に関する

金融制度準備委員会（昭和2年1月中）

新聞記事

兌換券の整理年限略定
交換に應ずるのは十五ケ年
近く金融委員會付議

社會の實情に鑑み一圓紙幣は存置
金融準備委員會の意向

一圓紙幣の整理に政府紙幣法制定
金融委員會での決定意見

兌換券整理は…
減債基金に充當
年利計算に變更
貿易重要品消長

紙幣の整理年限を何年とするか、現在流通の一円紙幣を政府紙幣として現行通り置くか、又は兌換券に変更するか等の当時金融委員会に於ける模様や決定事項（一月二十六日附）等が新聞記事として発表されている。
従つて昭和二年四月公布された兌換銀行券整理法一は従来通用の一円券（兌換銀券）は二種類共に除外されたので現在も通用する。

金輸出解禁当時の新聞記事。（昭和5年1月11日）

我經濟史上畫期的 金輸解禁けふ實施 多年の暗雲こゝに一掃され 國力進展の秋來る！

官民一致の緊張 將來も持續せよ 濱口首相の聲明

經濟界今後の活路 產業振興と貿易の發展

國際的金融統制へ 日銀いよ〳〵乗り出す

七割要求を力說し 主力艦問題も懇談

熱意をこめて見入る濱口首相

財界に刺激も與へず けふ金解禁實施さる 各方面とも準備全く成って 靜穩に迎へた第一日

平穩な航海だと はしやぐ濱口首相

日銀へ押寄せた 金貨取換への群れ

大巡洋艦の七割要求 英國は強硬に反對

経済界不況のとき、浜口内閣は寺内内閣（大正六年）以来の金輸出禁止を解除し、政府の財政整理、緊縮政策の樹立と国民にも消費節約持続を要望した。新聞写真にあるように当時の浜口首相の姿や井上蔵相の面影並に日銀に押寄せた金貨取換人の群等は経済政策による記録の一つとして忘れることのできないものである。

首相官邸に於ける閣僚会議の写真で右から当時の井上蔵相、松田拓相、浜口首相、仙石満鉄総裁、幣原外相、宇垣陸相。

金輸出再禁止当時の新聞記事

（昭和6年12月13日）

犬養氏大命を拜受し 政友會單獨內閣成る けふ午後親任式

新內閣員の顏觸

金再禁止を斷行 高橋氏の意圖 親任式直後に發令

西園寺公決意を問ふ

協力內閣を蹴られ 久原氏入閣せず

民政黨果然分裂！ 安達氏一派脫黨す

金兌換停止斷行さる 緊急勅令案けふ閣議に付議 即日實質的に制止

金再禁止令公布 昨日より直に施行

行詰の財界打開に 再禁止を根本策とす 高橋藏相の聲明

保證準備擴張されん 發券制度に大改革

編成豫算を採用 增稅を公債に振替

金輸出再禁止問題 早わかり問答

世界を騒がせてゐる 金本位制度とは？ まづ根本原理を見究む

金の量で決める

再禁止と札の直打ち

暫く兌換を停止 人心安定を期す

押寄せた金貨狂 日銀窓口の兌換風景

昭和六年十二月、政友会の犬養内閣成立するや直ちに高橋蔵相は金の輸出再禁止を発表言論界も特輯版を発行して当時の金政策問題を発表した。

証紙をはつた新円の登場

昭和二十一年三月七日以降

昭和二十一年二月金融緊急措置によつて日本銀行券預入令が発令、新円が発行された。五円券以上の旧日本銀行券は悉く通用禁止され、国民は押し寄せるインフレの激浪にあえいだ。インフレは早く防止しなければならない、このため政府でも通貨を全部切換えるにも、紙もインクもない、印刷機も故障だらけで新券の製造が需要を満たし得なかつた、そこで臨時的に旧券に「銀行券証紙」と称する小紙片を貼付して新券と併行して流通させることを山際次官は提唱、澁沢蔵相もこれを採り入れ、実施されたが此証紙券は同年十月限り通用出来ぬことになつた。

当時の大蔵大臣　渋沢敬三氏

同次官　山際正道氏

一人百円を限つて新円と切換え

千円証紙

二百円証紙

百円証紙

拾円証紙

編集・落穂集

昔からの、そば値段

御用箱

定飛脚の鑑札

胴乱

皮製のもので印形・薬・お金などを入れ腰に下げて携帯したるもの。

駄賃帳

飛脚駄賃帳を大阪より紀州高野山までの欄を開いてみた、書状壱通五分お金壱両まで六分等なかなか面白い。

昔の夢

江戸民芸の美しさ!!

寺院境内富籤興行の絵図

孔を穿ちたる方数尺の箱の中に番号を記した札を入れ錐を以つてその孔より突き初めて突き出たものを第一の当り籤として順次これを行つた、当時当り籤の金額は壱千両より五拾両に至るものであつた。尚当日は寺社奉行より與力が出張して立会つた。

達筆に書かれた富籤札

いづれも由緒ある寺社発行のもの

大阪四天王寺富籤番号札

金竜山浅草寺富籤番号札　三種

白山神社

白山神社

芝神明宮

芝神明宮（陸奥一宮出張）

神田明神

華頂御所出張

元禄に入つて幕府は打ち続く赤字財政を救うため貨幣の改悪を行つたが、依然財政は苦しく、公儀直轄の諸事業も放置されがちであつた。従つて由緒ある寺社の再建改修のための助成金も出してやれず、やむなく取り上げたのが官許富籤で寺社に限つて許可しその興行による利益を財源とさせるようになつた。

湯島天神

落語で有名な杉の森

京都御室

政府発行の宝籤

今の夢

—望みなきに非ず—

—夢よもう一度—

戦後に一般大衆の人気を集めた新聞小説の「望みなきに非ず……云々」等の表題等をうまく使つて街頭で宝籤が売られている風景は全国各地に見られた，

精巧に美しく印刷された　宝くじ

400萬円当籤の宝くじ抽籤会場風景

風車抽せん器が、おなじみのメロデイにのせてくるくるとまわり、人気者の手によつて放たれる一矢ごとに満場われるような拍手が起る、さてこの一等四百万円の当り番号くじ、この広い空の下のどこかに、四百万円長者は住んでおられるでしよう118頁の昔の夢と対象して面白い。

富くじが信仰の対称である神社仏閣の修理費充当であり、宝くじが地方財政充当と目的は大幅に広がつたが、もとより中産階級以下を対象として発行されるもので、庶民の夢を楽しむ気持には変りはないであろう。

政府くじが十年の間、一般財政資金調達のため少からぬ貢献を残した後、今では全国自治宝くじが、道路、住宅、六三制等々の再建のために一役を買つている。さてあなたの県や市では自治宝くじ一回の発売で幾何の財政資金が得られ、どのような事業に使われているでしようか。

参考までに30年9月発売の宝くじ発行目的一覧表を掲げてみた。

第四回全国自治宝くじ持寄発売額・諸経費・納付金・発行目的一覧表

昭和30年5月6日　金曜日　朝日新聞（夕刊）

貿易の実情と問題点

二十九年「通商白書」を発表

好調、楽観許さず

貿易自由化への試練に直面

競争力の強化緊要

輸出入額の推移（単位・100万ドル）

輸入

輸出

1953年　1954年　1955年

（備考）大蔵省資料により作成

外国為替収支

輸出　輸入　貿易外受取　貿易外支払

1952　1953　1954年

（備考）日本銀行資料により作成

通商白書の記事に抱合せて、いろいろとお金に関したニュースのスクラップを挿入した。

近ごろ世間ばなし

銅貨のネウチ

一枚が卅円、の十円貨

身をつめて貯めた

模造貨幣大ばやり

新手の宣伝戦術

手を焼く日銀や大蔵省

50円貨で浮ぶニッケル

円貨の外的信用立ち直り

昭和29年（1954）　香港自由爲替相場より換算

（米ドル当り円）

公定爲替相場
1米ドル＝360円

29年1月　¥460

「自由為替相場」と名はいいが所謂ヤミ相場、国内の経済が不安定で国際間の収支が悪くなると円の値打が下落する。この頃の値がそれで、巷にはレート切下げの噂がしきりに飛んだ。

4月　¥426

1～2～3月と輸出額は前年の好期に戻つてきた、加えし輸入の制約と相交り、その効果が現ながらも円価は上つてきた。

7月　¥408

政策による輸入の減少に反し輸出額は、3月以来好調を保ち、更に上昇の気はいに変つた。

10月　¥402

デフレ政策は、日本の割高物価の改善となり、輸出額は増加政府のデフレ政策えの実施わ危ぶまれわれてくると円相場も保ち合つてくる。

12月　¥376

日本の経済は外国貿易に多くを依存しなければならないだけに海外での信用が一層大切だ。国際収支か良くなると、円の値打ちは上つてくる、年初とならべ著しい回復だ。

29年末日本銀行券発行高－6,220億円

6,220億円というお金の呼号は実に簡単に唱えることができるが、さてこれを写真のように手で数えるとなれば大変です　例をあげると千円券で数えて一人一時間の平均速度は3千5百枚（350万円）です、一日（24時間）休みなく数えて8万4千枚（8,400万円）になり、この計算ですれば実に2年92日間を要することになる。

また千円券を1千枚（百万円）積み重ねた高さは10糎あります。
従つて6,220億円の高さは62キロ200メートルになり、日本で一番高い富士山（3,776メートル）の16.4倍となります　また世界中で一番高いエベレスト山（8,882メートル）の7倍にもなります。

千円券1枚の横の長さは164粍あります　上記の金額を千円券にして6億2千2百万枚、これを1枚あて横に並べると距離にして10万2千8キロメートルになり，地球の周囲の2.54倍という恐ろしく長い距離になります。

千円券一千枚（百万円）の重量は　1.057Kg

さて百万円のお金を千円券にして重量を表はしてみました。6,220億円のお金の重量を貨車や貨物自動車の積載量にして何輛，何台になることでしょう。

（日本通貨変遷図鑑おわり）

昭和三十一年十二月十日発行

【定価　三千五百円也】

不許複製

日本通貨變遷図鑑

編集者　財団法人　大蔵財務協会

発行者　東京都新宿区本塩町二番地　財団法人　大蔵財務協会　理県長　安藤明道

印刷者（写真）　東京都文京区富坂町二丁目十二番地　株式会社　日本巧芸社　各務勇

印刷者（記事）　東京都文京区表町一〇九番地　あきば印刷株式会社　秋庭由平

発行所　東京都新宿区本塩町二番地　財団法人　大蔵財務協会　電話（35）〇二五五－八番

指定発売元　日本通貨変遷図鑑頒布室　東京都文京区富坂町二ノ一二　電話（92）一三二三－四番

金箱ヲ運送スル圖
江
江
江